

# Disclosure2024

## 下野農業協同組合

### ディスクロージャー誌2024年度版



本冊子は農業協同組合法第54条の3に基づいて作成したディスクロージャー誌です。  
記載した金額は、表示未満を切り捨てていますので合計金額が一致しない場合があります。

# はじめに



皆さまには、平素より JA しもつけをお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

J A しもつけは、情報開示を通じて経営の透明性を高めるとともに、当JAに対するご理解を一層深めていただくために、当JAの主な事業の内容や組織概要、経営の内容などについて、利用者のためにわかりやすくまとめたディスクロージャー誌として本冊を作成いたしました。お気軽にご覧いただき、参考にしていただければ幸いと存じます。

さて、令和5年度は、新型コロナウイルス感染症法上の位置づけが「5類」に引き下げられ、経済活動の再開が本格化してまいりました。一方で、ロシアのウクライナ侵攻に端を発する物流の混乱などによる物価の高騰が農家の営農や生活に深刻な影響を及ぼしています。中東でも紛争が勃発しており、世界経済の先行きは依然として予断を許さない状況にあり、わが国は食料安全保障をはじめとする様々なリスクに直面しています。

当JAを取り巻く環境としては、組合員の高齢化、特に正組合員の減少による組織基盤・農業生産基盤の変化が顕在化してきています。また、世界的に金利が上昇している中で、わが国の政策から債券価格の下落を招いています。

こうしたなか、JA しもつけは、組合員の皆様方との対話を基に、農業者の所得増大、地域の活性化、経営基盤強化に取り組んだ結果、事業利益は37百万円、当期剰余金2億9百万円を確保することができました。これもひとえに組合員・地域の皆様方のご支援・ご協力の賜物とお礼申し上げます。なお、金融機関の経営健全性を示す指標となります自己資本比率は令和5年度末現在15.42%と引き続き安心してご利用いただける経営内容となっております。

令和6年は、世界的な食料安全保障への意識の高まり等を背景に、食料・農業・農村基本法の見直し検討がすすんでおり、JAが果たすべき役割も重要な課題として認識されています。

さらに、農家組合員が安心して農業・生活を営めるよう生産資材をはじめとする物価高騰に対し、農産物価格へ反映・価格転嫁ができるよう、強力に販売力・価格交渉力を向上させなければなりません。また令和6年4月からトラックドライバーの時間外労働上限規制と改正改善基準告示が適用され、輸送能力が不足する、いわゆる「物流の2024年問題」についても配送料の高騰が懸念され、物流の効率化への対応を進める必要があります。また、マネー・ローンダーリングへの対応を含め、コンプライアンス・ガバナンス態勢の強化等が求められており、あらためて内部管理態勢の整備と強化を図っていかなければなりません。

こうした情勢を踏まえ、当JAは「持続可能な農業・地域共生の未来づくり3か年計画」の最終年度として、メインテーマである『持続可能な食料・農業基盤の確立』『持続可能な地域・組織・事業基盤の確立』『不断の自己改革の実践を支える経営基盤の強化』の3つの基本目標を踏まえ、令和6年度事業計画を策定いたしました。農業・JAをめぐる情勢は厳しさと不透明さを増しておりますが、産地の農業生産を維持・拡大させるため、新規生産者の確保対策や既存生産者の規模拡大対策等を積極的に実施していきます。また、総合事業を営む農業協同組合として組合員・地域のために継続して機能発揮できるよう、持続可能な経営基盤の確立・強化の取組みに引き続き取り組んでまいります。

結びに、地域に根ざした農業協同組合として相互扶助の理念に基づき、組合員の営農と生活を守り、必要とされる協同組合であり続けるため「不断の自己改革」を実践してまいりますので、今後とも、皆様のご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げ、挨拶いたします。

下野農業協同組合 代表理事組合長 長 昌光

## PROFILE

(令和6年2月29日現在)

設立	平成11年3月1日
本店所在地	栃木県栃木市片柳町
組合員数	20,592人
役員数	34人
職員数	348人

総資産	2,115億円
出資金	19億円
単体自己資本比率	15.42%
支店数	8支店
営農経済センター数	6センター

## 目 次

### J A しもつけの概況

経営管理方針	5
経営管理体制	6
リスク管理の状況	9
その他の方針	14
令和5年度事業の概況	18
農業振興活動	20
地域貢献活動	21
主な業務のご案内	23
役員のご紹介	31
会計監査人の名称・組合員・組合員組織	32
組織機構図	33
特定信用事業代理業者の状況・共済代理店の状況	34
沿革・あゆみ	35
事業所・施設・A T M一覧	36

### 経営資料編

I . 決算の状況	
貸借対照表	39
損益計算書	40
注記表	42
部門別損益計算書	53
剰余金処分計算書	56
II . 損益の状況	58
III . 事業の概況	60
1 . 信用事業	60
2 . 共済事業取扱実績	68
3 . 主要事業取扱実績	70
IV . 経営諸指標	73
V . 単体自己資本の充実の状況	74
VI . 連結情報	83
VII . 役職員の報酬等	116



# 2024

## Disclosure

下野農業協同組合  
JAしもつけの概況

### JAしもつけの概況

経営管理方針	5
経営管理体制	6
リスク管理の状況	9
その他の方針	14
令和5年度事業の概況	18
農業振興活動	20
地域貢献活動	21
主な業務のご案内	23
役員のご紹介	31
会計監査人の名称・組合員数・組合員組織	32
組織機構図	33
特定信用事業代理業者の状況・共済代理店の状況	34
沿革・あゆみ	35
事業所・施設・A T M一覧	36

# 経営管理方針

## ▶ 経営理念

地域農業の持続的発展と豊かで暮らしやすい地域社会を実現することが農業協同組合である当JAに課せられた使命であると考えています。また、地域金融機関としての社会的責任を全うするために、確固たる倫理観と誠実さに基づく健全な経営基盤を確立し、協同組合としての価値を高めていくことが重要であると認識しています。それらを実現するために、当JAでは、以下の4つの理念を掲げています。

### ○農業・自然

農業の多面的機能を發揮し、自然との共生をすすめます。

### ○生活

安全・安心なくらしを支援します。

### ○協同

人と人のつながりを大切にします。

### ○経営

健全で安定的な経営基盤を構築します。

## ▶ 経営方針

農業協同組合である当JAは、組合員が「出資者」であり「事業利用者」であり、かつ「運営参画者」となって、民主的に運営されています。また、農業者や地域住民からなる組合員の共通する「願い」を実現し、豊かで暮らしやすい地域社会を築くために、様々な事業を総合展開しています。これらのことから、組合の経営には公正さを基本とする緻密なバランス感覚が要求されます。また、協同組合をとりまく社会情勢の変化も相まって、今後は、より一層明確なビジョンを持って、経営管理機能の強化をはかっていく必要があると考えています。当JAは、経営理念の実現に向けて、以下の方針に基づき行動しています。

## ▶ 持続可能な食料・農業基盤の確立

消費者の期待に応える農畜産物を安定的に供給するために、担い手の支援・育成を通じて農業生産を拡大させます。また、農業経営支援や労働力支援、スマート農業を活用した省力化等を通じて担い手経営体の課題解決をはかり、農業者の所得増大に取り組みます。

## ▶ 持続可能な地域・組織・事業基盤の確立

くらしの活動や総合事業を通じた生活インフラ機能の発揮により、地域との繋がりを深めます。また、組合員との対話活動を通じて、組合員のアクティブメンバーシップを確立し、JAの組織基盤強化に取り組みます。

## ▶ 不断の自己改革の実践を支える経営基盤の強化

将来見通しをふまえた効率化戦略・成長戦略に取り組むとともに、採算性を考慮した固定資産の取得、遊休資産の計画的な処分の実施により持続可能な経営基盤の確立・強化をはかります。また、不祥事等を未然防止、早期発見するためのガバナンス・内部統制の確立に取り組みます。

## ▶ 営農・経済事業部門

担い手経営体に出向く体制を整備し、担い手経営体の経営課題に対応した総合事業提案の取り組みを強化し、担い手経営体の経営発展を支え、満足度の向上と事業利用拡大に取り組みます。

さらに地域内消費者を中心とした加工・小売業者への販売など直接販売の拡大、物流コストの低減による生産資材価格の引き下げ、予約注文票・解りやすい情報発信による生産資材価格の「見える化」、低コスト生産技術の開発を通して、組合員の所得増大の実現を目指します。これらの取り組みを着実に実施するために、経営資源を営農・経済事業部門に重点化し、体制を強化します。

## ▶ 信用事業部門

組合員・利用者の満足度向上を目的とした事業展開をはかり、「農業と地域に貢献できる地域金融機関」として、より「便利」でより「安心」なJAバンクをめざします。この目標の達成に向け、信頼されるJAを徹底的に追求した活動を開拓し、収益力の向上と顧客基盤の拡充をはかるとともに、事業推進体制の強化に取り組みます。

## ▶ 共済事業部門

J A共済は、地域に根ざした農業協同組合の共済事業として、組合員・利用者一人ひとりのライフサイクルやライフスタイルに応じた「ひと、いえ、くるま」の生活総合保障を提供し、地域における満足度・利用度NO.1をめざします。

# 経営管理体制

当JAは、組織統治（いわゆるコーポレート・ガバナンス）を経営上の重要課題と認識し、農協法、定款、その他法令の趣旨を尊重しながら、組合員・利用者が共に持つ「願い」を実現するための事業を継続的に行うことで、協同組合としての価値を高めていくことを目標にしています。

当JAは、農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選出された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。業務執行に当たっては法令遵守の徹底や、より健全性の高い経営を確保し、組合員・利用者の皆さんに安心して組合をご利用いただくために、内部統制システム基本方針に基づき、組合の適切な内部統制の構築・運用に努めています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。さらには、理事会の活性化と経営環境変化への迅速な対応を行うため、理事及び監事の定年制を採用しています。

## ▼理事会

理事会は、理事28名で構成され、原則毎月1回開催されています。農業者等の意思を組合経営に十分に反映させるため、構成員である理事のうち過半数は正組合員から選任することとしています。同時に組合の健全な発展のため、常務理事2名は、経営の専門能力を有する学識経験者が選任され、特に信用事業については専任担当理事を置いています。

また、女性の協同組合運動への参画を促進すること及び女性意見を組合経営に反映させることを目的に、定数のうち2名は女性理事を充てることとしています。

また、全区選出理事として青壮年部枠1名、生産組織枠2名（生産組織の推薦を受けた者を地区より選出）を設け、選考にあたっては認定農業者とし、若手の農業者を積極的に選考することとしています。

## ▼監事会

監事会は、監事6名で構成され、原則毎月1回開催されています。監事のうち1名は、複雑・広汎な組合の業務に対する監査の実効性を向上させるため、経営の専門知識を有する学識経験者が常勤監事として選任されています。

また、一般事業会社等のいわゆる社外監査役と同等の役割を果たすことを目的とした員外監事を1名選任し、ガバナンスの強化をはかっています。各監事は毎月開催される理事会への出席や組合の業務・財産の状況の調査を通じて理事の業務執行状況を監査しています。

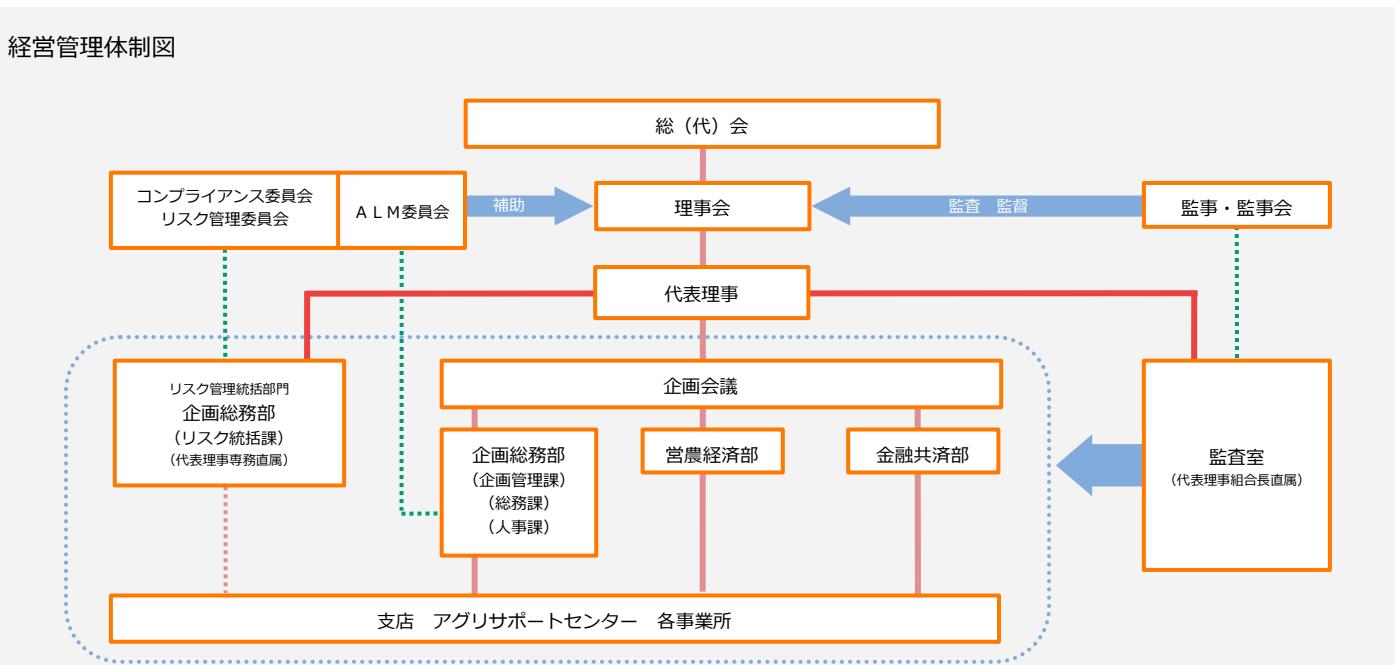
## ▼企画会議

企画会議は、組合長、専務、常務等の常勤役員及び本店室部長等の職員によって構成され、原則として毎月1回開催されています。

企画会議は管理業務の最終責任者の会議として、組合業務の計画、執行、調整及び統制に関して必要な協議を行うことで、組合の意思決定に対する補助機能を果たしています。

## ▼役員報酬審議会

役員に対する報酬の客觀性・透明性を確保し、組合の健全な発展に資することを目的に、必要に応じて役員報酬審議会が設置され、役員報酬の適正な基準について審議が行われています。



# 経営管理体制

## ■内部統制システム基本方針

組合員・利用者の皆さんに安心して組合をご利用いただくために、全国農業協同組合中央会がJAグループの経営管理の指針として定める「会員の行動規範」（添付の通り）を遵守し、経営戦略の策定および見直し・実践に向け、法令遵守等コンプライアンス態勢・内部管理態勢・持続可能な経営基盤を構築・確立します。そのための内部統制システムに関する基本方針を以下のとおり策定し、組合の適切な内部統制の構築・運用に努めます。

### コンプライアンスに関する体制

#### 1. 理事及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 組合の基本理念及び組合のコンプライアンスに関する基本方針を定め、役職員は職務上のあらゆる場面において法令・規則・契約・定款等を遵守する。
- ② 重大な法令違反、その他法令及び組合の諸規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監事に報告するとともに、理事会等において協議・検討し、速やかに是正する。
- ③ 内部監査部署は、内部統制の適正性・有効性の検証・評価を行う。監査の結果、改善要請を受けた部署は、速やかに必要な対策を講じる。
- ④ 「マネー・ローンダーリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針」等に基づき、反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。また、マネー・ローンダーリング等の金融犯罪防止及び排除に向けた管理体制を整備・確立する。
- ⑤ 組合の業務に関する倫理や法令に抵触する可能性のある事項について、役職員等が相談もしくは通報を行うことができる制度（ヘルプライン）を適切に運用し、法令違反等の未然防止に努める。
- ⑥ 監事監査、内部監査、会計監査人が密接に連絡し、適正な監査を行う。
- ⑦ 業務上知り得た当組合および関連会社の取引先に関する未公表の重要な事実を適切に管理する体制を整備する。

### 情報管理に関する体制

#### 2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 文書・情報の取扱いに関する方針・規程に従い、職務執行に係る情報を適切に保存・管理する。
- ② 個人情報保護に関する規程を整備し、個人情報を適切かつ安全に保存、管理する。

### リスク管理に関する体制

#### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 認識すべきリスクの種類を特定するとともに管理体制の仕組みを構築し、リスク管理の基本的な態勢を整備する。
- ② 理事は組合のリスクを把握・評価し、必要に応じ、定性・定量それぞれの面から事前ないし事後に適切な対応を行い、組合経営をとりまくりスク管理を行う。

### 業務の効率性に関する体制

#### 4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 職制、機構、業務分掌、指示命令系統を明文化し、役職員の職務執行を効率的に遂行する。
- ② 中期経営計画及び同計画に基づく部門別事業計画を策定し、適切な目標管理により、戦略的かつ効率的な事業管理を行う。

### 監事監査の実効性確保に関する体制

#### 5. 監事監査の実効性を確保するための体制

- ① 監事が円滑に職務を執行し、監事監査の実効性を確保するための体制を整備する。
- ② 監事が効率的・効果的監査を遂行できるよう支援する。
- ③ 理事や内部監査部署等は監事と定期的な協議、十分な意思疎通をはかることにより、効率的・効果的監査を支援する。
- ④ 当組合の適切な内部統制の構築・運用を図るため、県中央会と連携する。

### 業務の適正性確保に関する体制

#### 6. 組合及びその子会社等における業務の適正を確保するための体制

- ① 各業務における規程やマニュアル、業務フロー等の管理態勢を整備し、適正かつ効率的に業務を執行する。
- ② 「子会社管理規程」に基づき、関連事業に係る重要な方針、事項を監督し適切な指導・助言を行い、相互の健全な発展を推進する。
- ③ 「子会社管理規程」に基づき、子会社等の統括管掌を定め、事業計画の達成、法令及びその他事項の遵守、その他運用事項を監督する。

## 財務管理に関する体制

### 7. 財務情報その他組合情報を適切かつ適時に開示するための体制

- ① 会計基準その他法令を遵守し、経理規程等の各種規程等を整備し、適正な会計処理を行う。
- ② 適時・適正に財務報告を作成できるよう、決算担当部署に適切な人員を配置し、会計・財務等に関する専門性を維持・向上させる人材育成に努める。
- ③ 法令の定めに基づき、ディスクロージャー等を通じて、財務情報の適時・適正な開示に努める。
- ④ 財務諸表の適正性、財務諸表作成にかかる内部監査の有効性を確認し、その旨をディスクロージャーに記載する。

## 会員の行動規範

制定：令和元年7月4日

改正：令和4年3月8日

全国農業協同組合中央会

### 1. 趣旨

「JAの基本的な取り組み・行動の方向」に基づき、組合員の営農・生活を支える持続可能な経営基盤を確立・強化するため、会員自らがめざす姿ならびに経営点検および改善活動を実践するにあたって遵守する事項の共通の自主的な経営管理に関する指針として「会員の行動規範」を定める。

### 2. 会員の行動規範

「会員の行動規範」は次のとおり定める。

#### (1) めざす姿

- ① 組合員との徹底した対話を通じて、その意思繁栄と運営参画を図るとともに、社会の変化を捉え、JA経営の持続可能性と成長性を確保するための経営戦略を策定する。
- ② 経営戦略の達成度を測る指標に基づく自己評価・分析を行い、戦略の見直し・実践を継続的に行うための内部統制を構築する。

#### (2) 遵守する事項

- ① 法令等違反を発生させないコンプライアンス態勢を構築していること
- ② 内部管理態勢（内部統制・内部監査体制の確立ならびに実践）を構築していること
- ③ 経営課題の早期発見と不断かつ迅速な経営改革を通じて、組合員の営農・生活継続を支える持続可能な経営基盤を確立していること（会計監査人の監査報告書が適正意見であること（もしくは同等の内容が確保されていること）を含む）

### 3. 改廃

この規程の改廃は、本会理事会で決定する。

附則 この規程は、令和元年9月30日より施行する。

附則 この規程は、令和4年3月8日より施行する。

# リスク管理の状況

令和5年度は、欧米におけるインフレに対応した中央銀行の利上げや、収束が見えないロシア・ウクライナ情勢、一方で地域経済においてもAIの活用がとりざたされるなど、今後の経済は極めて不確実性が高い環境にあります。

当JAは、このようなリスクを十分認識し、経営の健全性維持と安定的な収益性、成長性の確保を図るため、リスク管理態勢の充実・強化に努めます。

このために、新たにリスク管理基本方針、リスク管理規程を制定するとともに、諸規程、要領等を整備して、リスク管理の一環として位置付けるとともに、信用リスク・市場関連リスク・流動性リスク・事務リスク・システムリスク等各種リスクに対応した管理態勢を整備し、役職員に徹底することにより、リスクの種類に応じた管理を徹底しています。

なお、共済事業については、全国共済農業協同組合連合会が定めた「JA共済コンプライアンス・リスク管理方針」に従い管理運営します。

## ■信用リスク

信用リスクとは、取引先の財務状況の悪化等により、貸出金、購買未収金等の元本や利息の回収が困難となりJAが損失を被るリスクのことです。

当JAでは、一定金額以上の貸出先に対する貸出等に係る審査は本店の審査部門が担当し、貸出資産の健全性の維持・向上に努めます。審査にあたっては、特定の業種及び貸出先に偏ることのないよう留意するとともに、個別案件についても担保価値のみにとらわれることなく、貸出先の信用力、事業内容及び成長性を十分審査し、信用リスクの管理を徹底します。

なお、大口信用供与については、理事会に附議するとともに、その信用供与先の経営状況等について定期的に理事会に報告します。

また、信用リスクを管理するために資産査定（自己査定）を実施して、信用リスクの程度に応じた適正な償却・引当を行います。

さらに、市場関連取引にかかる信用リスクについては、取得に際しての格付け基準を設定するとともに、発行体毎に与信状況を定期的に管理します。

なお、融資、資金運用部門の担当者については、通信教育等の研修カリキュラムを実施するなど与信管理能力の向上に取り組みます。

## ■市場関連リスク

市場関連リスクとは、資産（貸出金・有価証券など）・負債（貯金など）双方の金利変動に伴う「金利リスク」、株式や債券などの価格の変動に伴う「価格変動リスク」、外国為替相場の変動に伴う「為替リスク」並びにこれに関するリスクのことです。

当JAでは、余裕金運用にかかる理事会に次ぐ意思決定機関として、ALM委員会を設置・運営し、理事会で定めた運用方針に基づき、資産・負債構成のバランス状況、市場リスクの管理方針・運用方針の策定、運用状況やリスク管理の状況等について、過大なリスクを負担していないか等を確認・協議します。これらの運用状況やリスク管理の状況等については、定期的に理事会に報告します。

## ■流動性リスク

流動性リスクとは、JAの財務内容の悪化や信用の失墜により、必要な資金の確保ができなくなり、資金繰りがつかなくなる場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）と、市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当JAでは、ALM委員会においてJA全体の資金繰りリスクを統合管理します。

また、こうしたリスクに対応するため、常に資金バランスに留意し、適正な支払準備資産を確保します。

## ■事務リスク

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより、JAが損失を被るリスクのことです。

当JAでは、全ての業務に常に事務リスクが存在することを認識し、規程・要領等の整備や研修・指導の充実に努めます。さらに、不正・不祥事件に対しては、迅速かつ適切な対応をします。

また、事務ミス等の組織的な把握、管理、再発防止策の取組み徹底等、日常の事務リスクに対応するとともに、監査室を設置し、内部監査の充実・強化により、規程等の遵守状況をチェックし、事故の未然防止のための管理態勢を厳しく監査します。

## ■システムリスク

システムリスクとは、コンピュータ・システムの停止又は誤作動など、システムの不備等やコンピュータが不正に使用されることにより、JAが損失を被るリスクのことです。

当JAでは、系統グループである中央会・農林中金・全農・共済連等と連携の上、コンピュータ・システムの安定稼動のため、安全かつ円滑な運用に努めます。

また、コンピュータの不正利用防止についても日常のチェックシステムや各種監査によるチェック態勢を整備して事故防止に努めます。

さらに、顧客情報の保護等セキュリティ管理や防犯・防災等に細心の注意を払い、システムの安全性・信頼性の維持を図ります。

## ■法務リスク

法務リスクとは、JA経営、取引等に係る法令・定款、規程等に違反する行為並びにその恐れのある行為が発生することで、当JAの信用の失墜を招き、当JAが損失を被るリスクです。

J A事業は信用・共済・経済等の幅広い活動を通じて、地域社会の発展と組合員のより豊かな生活設計へのお手伝いをさせていただくという、社会的使命と責任を担っています。これらの責任に加えて、JAの一挙手一投足が地域経済全体に大きな影響を及ぼすことになります。

当JAでは、経営理念・基本理念・コンプライアンスマニュアル等に則り、リスクを適切に把握・管理し、コンプライアンス態勢の構築を図ります。

## ■評判リスク

評判リスクとは、資産の健全性や収益力、自己資本、規模、成長性、利便性などJAの評判を形成する内容が劣化し、JAへの安心度、親密度が損なわれることにより、JAの評判が低下するリスクのことです。

当JAに対する評判を適切に把握し、積極的にJAの経営内容を情報開示することにより、組合員・利用者から信頼される経営を目指します。

## ■他のリスク

その他のリスクとは、上記リスク以外の法令等の制定・改廃、新商品の発売、新規業務の開始等に伴い被る様々なリスクのことです。

当JAでは、各々のリスク管理部署が経営方針に則り、適切にリスクを把握・管理することにより、的確なリスク管理態勢の構築を進めます。

## ■コンプライアンスの取り組み

当JAは、協同組合として、さらには金融機関として、組合員・利用者及び社会全般からの信頼を揺るぎないものにしていくことが、極めて重要なことであると認識しています。特に金融機関としての社会的使命及び公共的責任を全うするためには、法令・定款等を遵守しつつ、透明性の高い経営を行っていくことはもとより、たとえ法令・定款等に抵触しない場合であっても、確固たる倫理観と誠実さに基づいて公正な行動をとることが必要不可欠だと考えています。

当JAでは、コンプライアンス態勢の強化を経営の重要課題のひとつとして位置付け、全役職員が一丸となって、最高水準のコンプライアンス対応の実現と健全で透明性の高い組織風土の構築を目指しています。

理事会は、年に1度、コンプライアンス強化に関する実施事項、実施スケジュールを取りまとめた「コンプライアンス・プログラム」を策定しています。

## ■コンプライアンス態勢

金融機関の業務内容、直面するリスクの多様化、複雑化という情勢を踏まえ、徹底した自己責任原則に基づき、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行っていくことにより、金融機関としての社会的責任を果たしていくことがより一層求められていると認識しております。

そのため、当JAの役職員の行動規範としての「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、役職員一人一人がその趣旨を踏まえて日常の業務運営に取り組んでおります。

さらに、コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事専務を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、本店各部門・各支店にコンプライアンス担当者を設置しています。

また、JAグループ内におけるコンプライアンス態勢の一環として、JA栃木ヘルpline（JAグループ内部通報制度）を構築しております。さらに、令和4年6月から全国JAヘルplineが新設されました。JAの役職員等からの通報により、早期に問題点を発見し、不祥事の未然防止並びに内部けん制機能の強化に努めています。

なお、JA栃木ヘルplineのお問い合わせ先は次ページの通りです。

# リスク管理の状況

## JA栃木ヘルプライン

受付事項 JA内における不祥事案  
(JA役職員の農協法、刑法、定款等違反事項)

通報者 通報できる人は、JA役職員等（組合員も含む）です。  
(原則として通報者の氏名を求めます。なお、本人の同意がない限り、対象JAには通知しません)

通報先 ①JA職員に係る事項  
JA栃木中央会「ヘルプライン窓口」 電話・FAX：028-616-8555  
②JA役員に係る事項  
宇都宮中央法律事務所「ヘルプライン窓口」  
電話：028-616-1933 FAX：028-616-1955

受付時間 電話：午前9時～午後5時（土日・祝日を除く）郵送・FAX：24時間

## 全国JAヘルプライン

受付事項 総合JAとその子会社の事業での公益通報者保護法に定める通報対象事実（横領、背任、脅迫等の犯罪事実）と疑われる事項

通報者 総合JAとその子会社の役員及び職員（派遣社員、契約社員、嘱託職員、パート・アルバイトを含む）  
ならびに全国JAヘルプライン設置の施行日以降に退職してから1年以内の職員

受付電話 03-6261-0270

## マネー・ローンダリング等の防止および反社会的勢力等の排除に向けた取り組み

昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっています。

当JAは、「マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針」等を設定し、マネロン・テロ資金対策を経営戦略における重要な課題の一つとして位置付け、態勢整備に取り組み、組合員加入をはじめ、各種取引からの排除に取り組んでおります。

## 金融ADR制度への対応

### ①苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営態勢・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。当JAの苦情等受付窓口は、企画総務部リスク統括課（受付電話番号0282-20-8838（月～金 午前8時30分～午後5時））です。その他各支店でも受付を行っております。

### ②紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

#### ・信用事業に関する内容

①の窓口または、JAバンク相談所（一般社団法人JAバンク・JFマリンバンク相談所）にお申し出ください。

#### ・共済事業に関する内容

①の窓口または、JA共済相談受付センター等にお問い合わせ下さい。

なお、各種お問い合わせ先は、下記の通りです。

## 当JAの苦情受付窓口

受付事項 当JAに関する苦情・相談等

受付電話 0282-20-8838（企画総務部リスク統括課直通）

受付時間 午前8時30分～午後5時（土日・祝日を除く）

## JABank相談所

（一般社団法人JAバンク・JFマリンバンク相談所）

受付事項 当JAの信用事業に係る苦情・相談等

（必要により埼玉弁護士会示談あっせん・仲裁センターと協議をいたします。）

受付電話 03-6837-1359

受付時間 午前9時～午後5時（土日・祝日を除く）

## 共済事業についての苦情等受付窓口

受付事項 当JAの共済事業に係る苦情・相談等

受付先 JA共済相談受付センター

受付電話 0120-536-093

受付先（一社）日本共済協会共済相談所

受付電話 03-5368-5757

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

受付先（一財）自賠責保険・共済紛争処理機構

<https://www.jibai-adr.or.jp/>

受付先（公財）日弁連交通事故相談センター

<https://n-tacc.or.jp/>

受付先（公財）交通事故紛争処理センター

<https://www.jcstad.or.jp/>

受付先 日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR

<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>

## ■内部監査体制

内部監査部門については事業推進部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務の運営の適切性の維持・改善に努めています。

内部監査は、JAの本店・支店のすべてを対象とし、年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取組状況をフォローアップするとともに、監査結果の概要は定期的に理事会に報告しています。

## ■貸出運営の考え方

貸出の運営については、定款及び信用事業規程を遵守し、健全な運営を図ります。特に、専任担当者の配置により、融資審査・管理・回収・債権保全に万全を期し、より一層の信用確立に努めます。

## ■プライバシーポリシー

当JAは、個人情報保護に対する社会的要請を十分に認識し、組合員等利用者の皆さまの個人情報の適正な取扱いを推進していくことが、公共性を有するJAとしての重大な社会的責務と考えております。当JAは、このような責務を十分果たしていくとともに、安全・安心なサービスを提供し、皆さんに信頼されるJAであり続けるため、「個人情報保護方針」に従い、個人情報の保護に積極的に取り組んでおります。

なお、「個人情報保護方針」は次ページの通りです。

# リスク管理の状況

## 下野農業協同組合個人情報保護方針

下野農業協同組合(以下「当組合」といいます。)は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

### 1. 関連法令等の遵守

当組合は、個人情報を適正に取扱うために、「個人情報の保護に関する法律」(以下「保護法」といいます。)その他、個人情報保護に関する関係諸法令および個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法第2条第1項、第2項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものといい、以下も同様とします。

また、当組合は、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号利用法」といいます。)その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号利用法2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

### 2. 利用目的

当組合は、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下も同様とします。利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

### 3. 適正取得

当組合は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得します。

### 4. 安全管理措置

当組合は、取扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業者および委託先を適正に監督します。なお、個人データとは、保護法第16条第3項が規定する、個人情報データベース等(保護法第16条第1項)を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

### 5. 匿名加工情報の取扱い

当組合は、仮名加工情報(保護法第2条第5項)及び匿名加工情報(保護法第2条第6項)の取扱いに関しては、保護法・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

### 6. 第三者提供の制限

当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当組合は、番号利用法19条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

### 7. 機微(センシティブ)情報の取り扱い

当組合は、ご本人の機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療等に関する情報)については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

### 8. 開示・訂正・利用停止等

当組合は、保有個人データ等につき、法令に基づきご本人からの開示、訂正・利用停止等に応じます。

保有個人データとは、保護法第16条第4項に規定するデータをいいます。

### 9. 苦情窓口

当組合は、個人情報につき、ご本人からの質問・苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

### 10. 繼続的改善

当組合は、個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

# その他の方針

## ■金融商品の勧誘方針

当組合は、金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまに対して適正な勧誘を行います。

1. 組合員・利用者の皆さまの資産運用の目的、知識、経験及び財産の状況を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者の皆さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
5. 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

## ■利益相反管理方針

J A しもつけ(以下、「当 J A」といいます。)は、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、農業協同組合法、金融商品取引法および関係するガイドラインに基づき、利益相反するおそれのある取引を適切に管理するための体制を整備し、利益相反管理方針(以下、「本方針」といいます。)を次のとおり定めるものとします。

### 1. 対象取引の範囲

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は、当 J A の行う信用事業関連業務、共済事業関連業務または金融商品関連業務にかかるお客さまとの取引であって、お客様の利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。

### 2. 利益相反のおそれのある取引の類型

- 「利益相反のおそれのある取引」の類型は、以下のとおりです。
- (1)お客さまと当 J A の間の利益が相反する類型
  - (2)当 J A の「お客さまと他のお客さま」との間の利益が相反する類型

### 3. 利益相反の管理の方法

当 J A は、利益相反のおそれのある取引を特定した場合について、次に掲げる方法により当該お客さまの保護を適正に確保いたします。

- (1)対象取引を行う部門と当該お客さまとの取引を行なう部門を分離する方法
- (2)対象取引または当該お客さまとの取引の条件もしくは方法を変更し、または中止する方法
- (3)対象取引に伴い、当該お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客さまに適切に開示する方法(ただし、当 J A が負う守秘義務に違反しない場合に限ります。)
- (4)その他対象取引を適切に管理するための方法

### 4. 利益相反管理体制

- (1)当 J A は、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理に関する当 J A 全体の管理体制を統括するための利益相反管理統括部署およびその統括者を定めます。この統括部署は、営業部門からの影響を受けないものとします。また、当 J A の役職員に対し、本方針および本方針を踏まえた内部規則等に関する研修を実施し、利益相反管理についての周知徹底に努めます。
- (2)利益相反管理統括者は、本方針にそって、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を実施するとともに、その有効性を定期的に適切に検証し、改善いたします。

### 5. 利益相反管理体制の検証等

当 J A は、本方針に基づく利益相反管理体制について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

以上につき、ご不明な点がございましたら、当 J A の企画総務部リスク統括課(0282-20-8838)までご連絡ください。

# その他の方針

## ■金融円滑化にかかる基本的方針

当JA（以下、「当JA」といいます。）は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当組合の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当組合の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取組んでまいります。

1. 当JAは、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
2. 当JAは、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取組みをご支援できるよう努めてまいります。  
また、役職員に対する研修等により、上記取組みの対応能力の向上に努めてまいります。
3. 当JAは、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。  
また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
4. 当JAは、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談、要望及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
5. 当JAは、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の申込み、事業再生ADR手続の実施依頼の確認または地域経済活性化支援機構もしくは東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み等の求めについて、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等、信用保証協会等および中小企業再生支援協議会を含む。）と緊密な連携を図るよう努めてまいります。  
また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。
6. 当JAは、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備いたしております。具体的には、  
(1)関係役員室部長を構成員とする「金融円滑化管理委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。  
(2)代表理事専務を「金融円滑化管理責任者」として、当JA全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。  
(3)各支店に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支店における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
7. 当JAは、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

## ■お客さま本位の業務運営に関する取組方針

JA（以下、「JA」といいます。）は、地域農業の持続的発展と豊かで暮らしやすい地域社会を実現することが農業協同組合であるJAに課せられた使命であると考えています。また、地域金融機関としての社会的責任を全うするために、確固たる倫理観と誠実さに基づく健全な経営基盤を確立し、協同組合としての価値を高めていくことが重要であると認識しています。

これらを実現するため、当JAでは、以下の4つの理念を掲げています。

### ○農業・自然

農業の多面的機能を發揮し、自然との共生をすすめます。

### ○生活

安全・安心なくらしを支援します。

### ○協同

人と人のつながりを大切にします。

### ○経営

健全で安定的な経営基盤を構築します。

当組合では、この理念のもと、2017年3月に金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択するとともに、組合員・利用者の皆さまの安定的な資産形成、並びに「ひと・いえ・くるま・農業」の総合保障の提供による豊かな生活づくりに貢献するため、以下の取組方針を制定いたしました。

今後、本方針に基づく取組みの状況を定期的に公表するとともに、よりお客さま本位の業務運営を実現するため本方針を必要に応じて見直してまいります。

（注）共済事業は、当組合と全国共済農業協同組合連合会（以下、「JA共済連」といいます。）が、協同で事業運営しております。JA共済連の「組合員・利用者本位の業務運営に関する取組方針等」は、JA共済連のホームページをご参照ください。

## 1. お客さまへの最適な商品の提供

### (1) 金融商品

お客さまに提供する金融商品は、「セレクトファンド」として予め一定の商品数に選定したうえで提案します。これは、提案する商品数が多くなることは、結果的に組合員・利用者の皆さまにとって商品選択が難しくなることにつながるを考えるためです。

「セレクトファンド」はお客さま一人ひとりのライフプランやニーズに合わせて最適の商品を選んでいただけるラインナップとなっており、特定の投資運用会社に偏ることなく、社会情勢や手数料の水準等も踏まえたうえで、お客さまの多様なニーズにお応えできるものを選定します。なお、当組合は、金融商品の組成に携わっておりません。【原則2本文および（注）、原則3（注）、原則6本文および（注2、3）】

### (2) 共済仕組み・サービス

当組合は、組合員・利用者の皆さまの、病気、ケガ、火災、自然災害、交通事故、農作業等、人生や日常生活に伴う様々なリスクに対する備えとして、一人ひとりのライフプランとニーズに合わせた最適な共済仕組み・サービスを提供します。なお、当組合は、投資性金融商品の組成および市場リスクを有する共済仕組み（例：外貨建て共済）の提供は実施しておりません。【原則2本文および（注）、原則3（注）、原則6本文および（注2、3）】

## 2. お客さま本位のご提案と情報提供

### (1) 信用事業の提案活動

- ① 当組合では、顧客との対話を重視し、お客さまの資産を「つかう」、「ためる」、「ふやす」、「のこす」という目的別に色分けをしたうえで、お客さまの金融知識・経験・財産、ニーズや目的に合わせて、運用目的に寄り添った商品を提案いたします。【原則2本文および（注）、原則5本文および（注1～5）、原則6本文および（注1、2、4、5）】
- ② お客さまと面談の際には、「資産運用ガイダンス」を使用し、資産運用の必要性等について丁寧に説明した後、「資産運用スタイル診断シート」等を使用し、お客さまのリスク許容度を確認します。各資材を使用し、商品のリスク・特性・手数料等の重要な事項について分かりやすく説明し、お客様一人ひとりに必要な情報を十分にご提供します。【原則4、原則5本文および（注1～5）、原則6本文および（注1、2、4、5）】
- ③ 投資信託等の提案の際には、お客さまの投資判断に資するように、「セレクトファンドマップ」を使用し、取扱いファンドの特徴や手数料等について、丁寧かつ分かりやすい説明に努めます。【原則4、原則5本文および（注1～5）、原則6本文および（注1、2、4、5）】

### (2) 共済事業の提案活動

- ① 組合員・利用者の皆さま一人ひとりのライフプランを確認し、リスク発生時の必要資金と各種公的保障を説明のうえ、公的保障を踏まえた最適な保障・サービスをご提案します。【原則2本文および（注）、原則5本文および（注1～5）】
- ② 保障の加入にあたっては、組合員・利用者の皆さまのご意向の確認を徹底し、保障内容を十分にご理解・ご納得いただけるよう、丁寧な重要事項説明（契約概要・注意喚起事項）を行います。なお、保障の加入にあたり、共済掛金の他に組合員・利用者の皆さまにご負担いただく手数料等はございません。【原則4、原則5本文および（注1～5）】

## 3. 利益相反の適切な管理

### (1) お客さまへの商品選定や情報提供にあたり、お客様の利益を不当に害することができないように、「利益相反管理方針」に基づき適切に管理します。お客様への説明時には、「重要情報シート」や「あんしんチェックシート」（追加）を活用し、お客様の利益を最優先に考え、当組合や当組合の営業職員の利益を優先した商品を薦めていないこと等をお伝えします。【原則3本文および（注）】

## 4. お客さま本位の業務運営を実現するための人材の育成と態勢の構築

### (1) 信用事業の人材育成

毎年、外務員・内部管理責任者・営業責任者業務の研修システムを利用したeラーニング受講や運用会社等と連携した知識研修等を定期的に開催し、人材教育及び育成を図ります。これにより、高度な専門性を有し誠実・公正な業務を行うことができる人材を確保し、お客様本位の業務運営を実現するための態勢を構築します。【原則2本文および（注）、原則6（注5）、原則7本文および（注）】

### (2) 共済事業の人材育成

組合員・利用者に対して、最良・最適な共済仕組み・サービスを提供できるよう、適正な推進活動を展開し、お客さまの満足度向上を図るために推進担当者認証制度等により、継続的に職員教育を行う体制を構築します。【原則2本文および（注）、原則6（注）、原則7本文および（注）】

（※）上記の原則および注番号は、金融庁が公表している「顧客本位の業務運営に関する原則」（2021年1月改定）との対応を示しています。

# その他の方針

## ■系統セーフティネット（貯金者保護の取り組み）

J A銀行は、全国のJ A・信連・農林中央金庫（J A銀行会員）で構成するグループの名称です。組合員・利用者の皆さんに、便利で安心な金融機関としてご利用いただけるよう、J A銀行会員の総力を結集し、実質的にひとつの金融機関として機能する「J Aバンクシステム」を運営しています。

当J Aの貯金は、J A銀行独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との二重のセーフティネットで守られています。

### ○「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、J A銀行全体としての信頼性を確保するための仕組みです。再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）に基づき、「J A銀行基本方針」を定め、J Aの経営上の問題点の早期発見・早期改善のため、国の基準よりもさらに厳しいJ A銀行独自の自主ルール基準（達成すべき自己資本比率の水準、体制整備など）を設定しています。

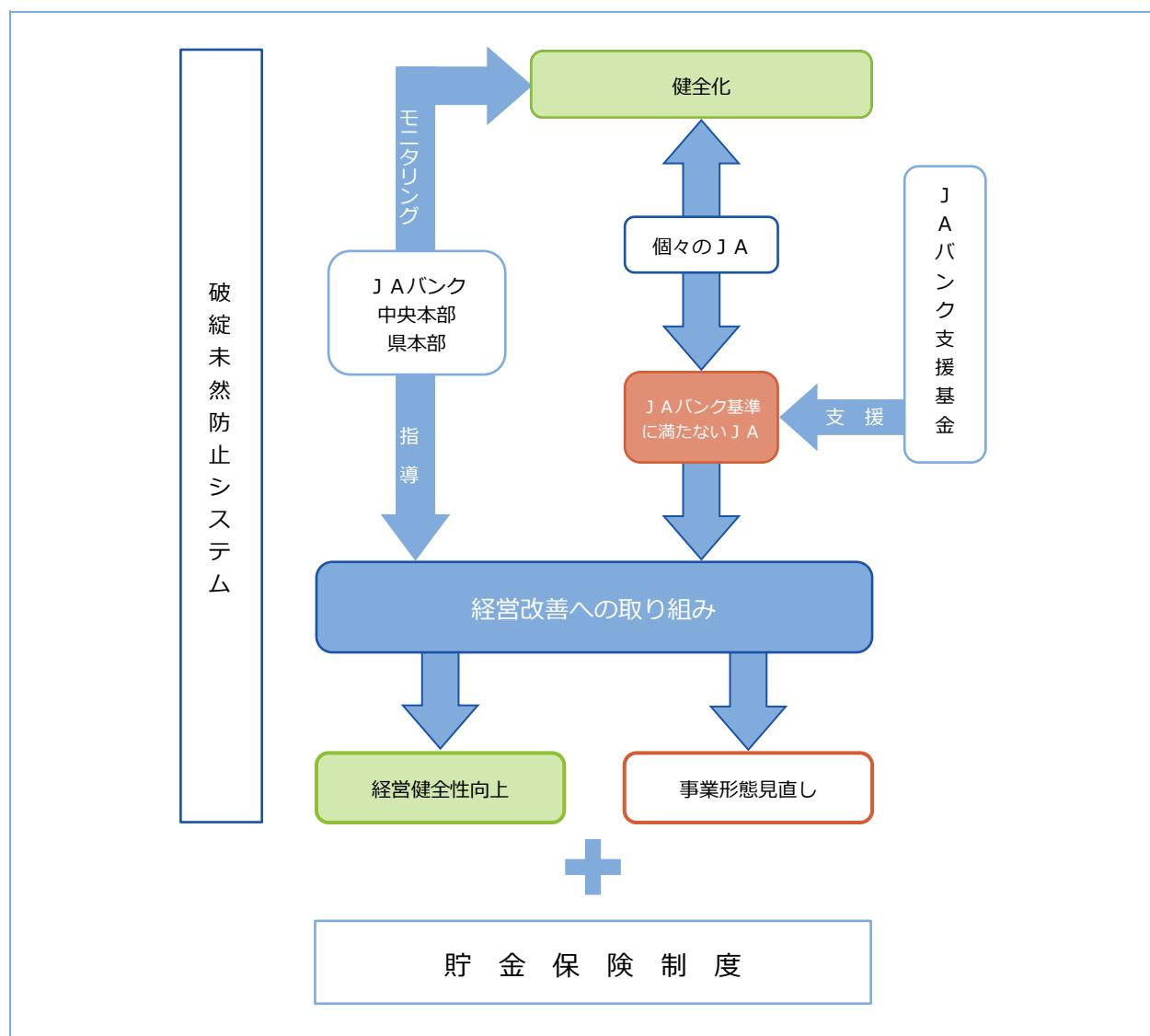
また、J A銀行全体で個々のJ Aの経営状況をチェックすることにより適切な経営改善指導を行います。

### ○貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

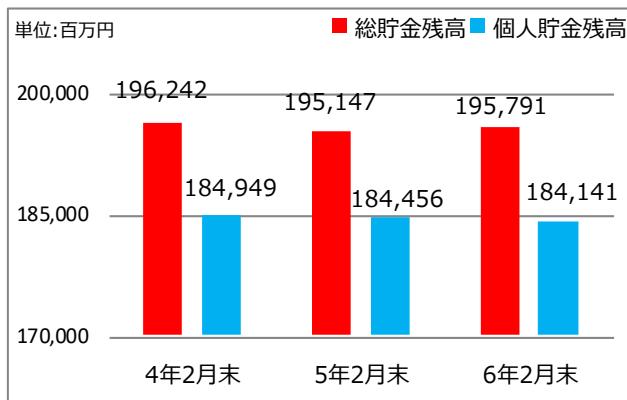
なお、この制度を運営する貯金保険機構（農水産業協同組合貯金保険機構）の責任準備金残高は2023年3月現在で4,708億円となっています。

J A銀行・セーフティネット体制図



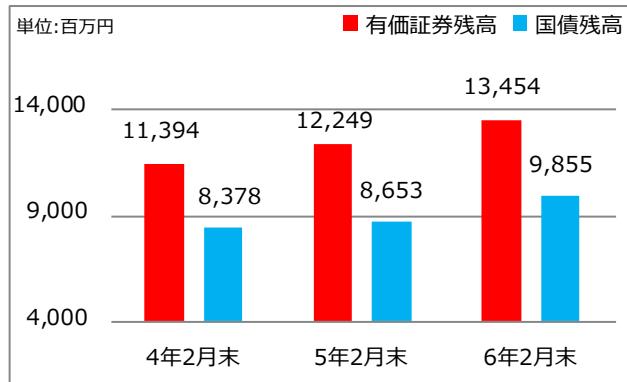
# 令和5年度事業の概況

## ■貯金残高について



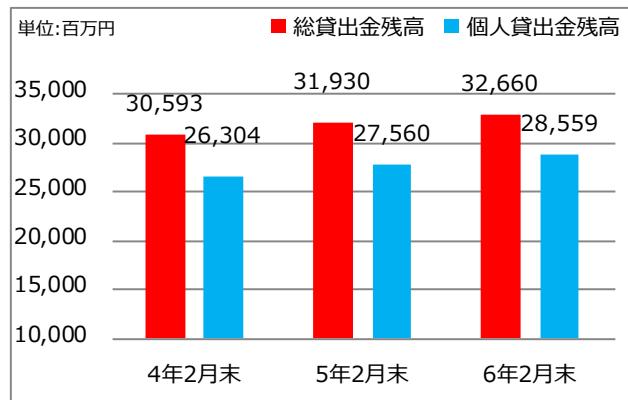
貯金残高は公金の増加およびキャンペーン等を実施し、残高伸長・流出防止をはかった結果、総貯金は643百万円増の1,957億円となりましたが、当座性貯金の流出増により、個人貯金は315百万円減の1,841億円となりました。

## ■有価証券残高について



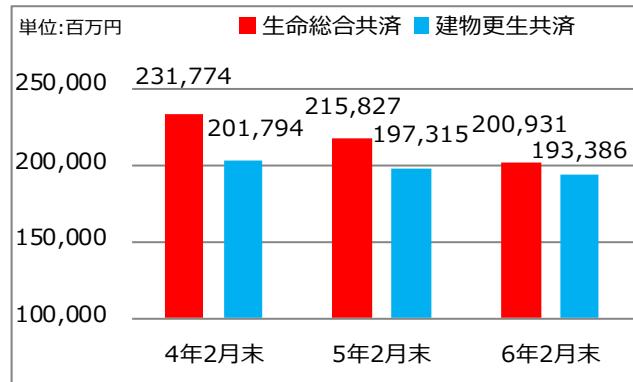
ALM委員会での取得基準に沿って国債・社債を取得したことにより、前年度対比12億円増の134億円となりました。

## ■貸出金残高について



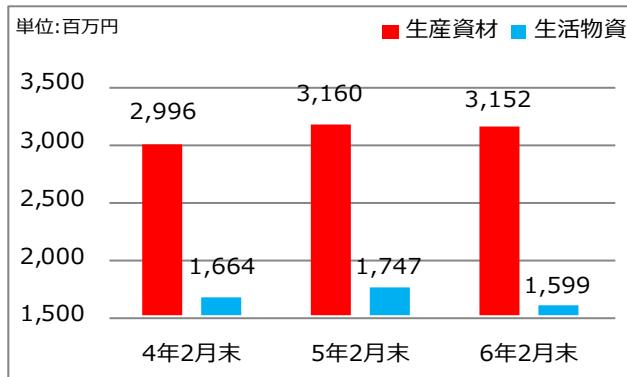
貸出金残高は休日ローン相談活動を積極的に展開し、渉外活動による新規貸出・借換防止に取り組み、組合員・利用者のニーズをふまえた農業資金、住宅資金等の個人ローン拡大につとめました。その結果、前年度対比7億円増の326億円となりました。

## ■長期共済保有高について



新医療共済「メディフル」を中心とした「ひと保障あんしんチェックによる複数提案」と建物共済「むてきプラス」お知らせ活動を中心に推進活動を行いましたが、満期流出等により長期共済保有高は前年度対比188億円減の3,943億円となりました。

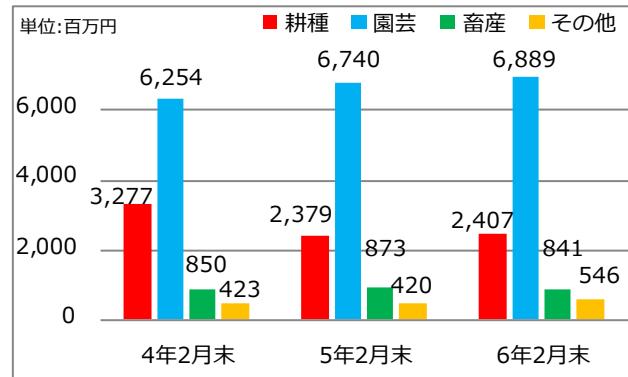
## ■購買品取扱高について



生産資材は、肥料・飼料等の取扱高減により、前年度対比7百万円減の3,152百万円となりました。

生活物資は葬儀件数の減少により、取扱高は前年度対比148百万円減の1,599百万円となりました。

## ■販売品販売高について

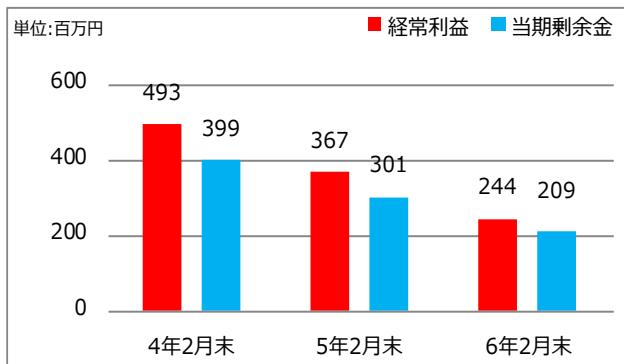


麦・大豆等の取扱高増により、耕種は27百万円増の2,407百万円となりました。園芸は、主要品目の出荷数量及び単価増により148百万円増の6,889百万円となりました。

販売高全体では前年度対比270百万円増の10,684百万円となりました。

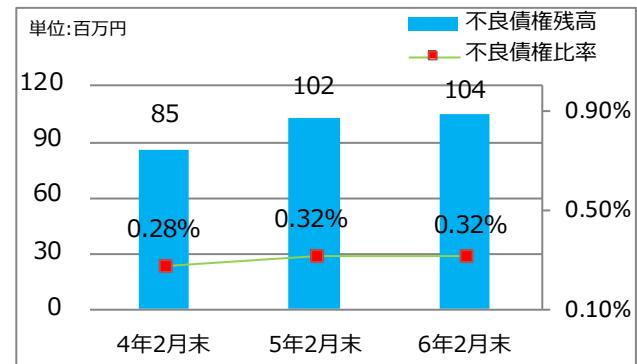
# 令和5年度事業の概況

## ■経常利益・当期純利益について



園芸作物や麦・雑穀の出荷数量増による販売高の増加により販売事業総利益が46百万円増加したことなどもありましたが、保有高減による共済付加収入の減少により共済事業総利益が35百万円減少したことなど、生産資材高騰対策助成金の支出により指導事業収支差額が33百万円減少したことにより、事業総利益は前年度を44百万円下回りました。また、人件費やセンター再編に伴う施設費等による事業管理費増加もありましたが、経常利益は前年度対比122百万円減の244百万円、当期純利益は92百万円減の209百万円を計上することができました。

## ■不良債権比率について



令和5年度末の農協法及び金融再生法に基づく不良債権の割合は、実質破綻先債権は増加しましたが、債権回収を強化したことや破綻先の直接償却等により、前年度と比べてほぼ横ばいとなりました。なお、全国銀行の不良債権比率は1.2%（令和5年9期末、金融庁公表）となっております。

## ■単体自己資本の状況について

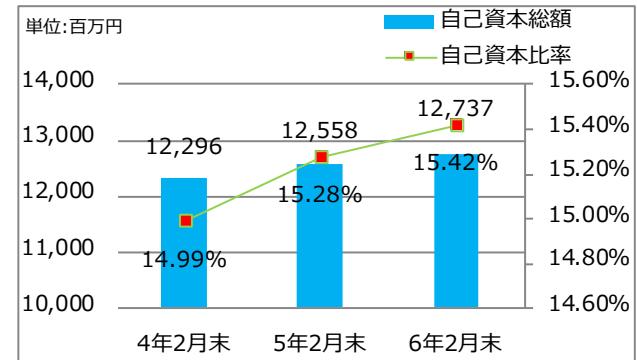
### △単体自己資本比率の状況

当JAでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和6年2月末における自己資本比率は、国内業務のみを営む金融機関の基準である4%を大きく上回る15.42%（前年度15.28%）を維持することができました。

### △経営の健全性の確保と自己資本の充実

当JAの自己資本は、組合員の普通出資1,970百万円（前年度1,982百万円）によっています。なお、全額コア資本に係る基礎項目に算入しています。

当JAは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当JAが抱える信用リスクやオペレーション・リスク（業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること、または、外生的な事象による被るリスク）の管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより計画的に自己資本の充実に努めています。



# 農業振興活動

## 農業関係の持続的な取り組み

農業をめぐる環境は農業従事者の高齢化等、厳しい状況になっています。JAは地域農業の特性を活かした基本目標を設定し、この実践を通じて農家所得の向上、地域の活性化に貢献することが求められます。当JAは「地域農業の持続的発展」を目指して、地域の特性を活かした農業振興と心のゆたかさを実感できる生活環境の提供に努めています。

### ■担い手のニーズ把握と支援強化

当JAでは、担い手の経営意向やニーズを把握するため営農経済職員と金融共済職員の連携による訪問活動を実施し、所得増大に向けた総合的な事業提案を行っています。具体的には、規模拡大に向けた補助事業の導入、生産技術指導、肥料・農薬などの大口利用割引、経理支援などの各種提案・支援を実施しております。



また、将来の園芸事業の中心となる新規就農者や若手担い手、そして今後の農地問題の対話先となる米麦大規模経営体等に対して、常勤役員が直接訪問し対話活動を実施しております。

### ■営農指導体制の強化

本店に配置された広域営農指導員や各アグリサポートセンター・営農経済専門員を中心、県農業振興事務所と連携しながら、農畜産物の品質向上及び農業者の所得向上に向けた営農指導を行っています。



### ■環境にやさしい農業の推進

食の安全を確保するため、生産履歴記帳運動、GAP（農業生産工程管理）の取り組みとともに、販売する農産物について、計画的な残留農薬検査を実施しています。また、放射性物質汚染の対策として、関係機関と一緒にモニタリング検査を実施、結果公表に努めています。

### ■新たな担い手づくり

当JAでは地域農業の持続的な発展のために農業資金融資や研修先の紹介など新規就農者の確保・育成を強化しています。また、定年帰農者や自給的農家に対しては栽培講習会の開催などにより直売所への農産物出荷を促し、所得の確保と地域の活性化を図っています。



また、令和6年度から各アグリサポートセンターに新規就農者支援や事業承継支援、農地相談業務等を担う営農振興課が新設されました。

### ■耕作放棄地の拡大防止

耕作放棄地の拡大防止のため、特に担い手不在地域における農業の受け皿としてJA出資による農業生産法人「(株)グリーンファームしほつけ」を設立し、農業経営受託と農作業受託を行っています。

### ■共同利用施設の整備

ライスセンターや青果物集出荷場、選果場、育苗センターなどの農業者の営農負担を軽減し、高品質な農畜産物を生産するための共同利用施設の整備を積極的に行ってています。



また、令和6年度は新たにトマト元選果場が完成し、トマトの出荷量を確保しつつ、さらなる選果品質の高位平準化を図っています。

### ■無料職業紹介事業で農家を支援

農家の慢性的な人手不足や作業が集中する収穫期などの労働力確保の一環として人手を求める農家と、農業で働きたい地域住民をマッチングし、農業生産の維持・拡大の支援に取り組んでいます。

### ■消費者との交流

農産物直売所を消費者の皆さんに新鮮で安全な農産物を提供するとともに、生産者と消費者の交流の「場」としても位置付け、その運営を強化しています。また、地域の消費者にモニターとなっていただき、農産物の生産・流通過程を見学し、食の安全性を検証していただく取り組みを行っています。

### ■農産物等盗難防止対策

近年発生する農産物盗難防止対策として、行政、警察等と連携し、防犯パトロールによる巡回や啓発チラシを配布することで、農産物盗難に対する注意喚起を行いました。



### ■地域密着型金融への取り組み

当JAは、農業者の協同組合金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域の皆さんに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、重要な役割の一つとして位置付け、当JAが担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適正な業務の遂行にむけ、金融円滑化にかかる基本の方針等を定め、対応しています。

### ■農業者等の経営支援に関する態勢整備

当JAでは、ご利用者からの新規融資や貸付条件の変更等の申し込みに対し、円滑な措置をとることができるよう態勢を整備しています。

### ■経営支援に関する具体的取り組み

当JAは農業者等の経営支援に関して、以下の具体的取り組みを実施しています。

- 生産者と消費者をつなぐ場の設定
- 担い手に対する経営指導等の強化
- 労働力確保対策の実施
- 農業簿記記帳代行の取り組みによる税務申告支援
- 国・地方公共団体の農業施策の活用
- 負債整理資金の提供による償還負担軽減
- 農産物加工所・直売所への支援

# 地域貢献活動

## 地域貢献に対する考え方

当JAは、栃木市（西方町除く）及び壬生町を事業区域に、農業者を中心とした地域住民の方々が組合員となって、相互扶助を共通の理念として運営される農業協同組織です。当JAは「地域になくてはならないJA」を目指して運営・経営にあたっております。

当JAの資金は、その大半が組合員の皆さまなどからお預かりした大切な財産である「貯金」を源泉としております。当JAでは資金を必要とする組合員の皆様方や地方公共団体などにもご利用いただいております。

また、JAの総合事業を通じて地域の協同組合として、農業や助け合いを通じた社会貢献に努めています。

当JAでは、事業継続計画（BCP）における基本方針（大規模災害に対する対応方針）を策定し、定期的に訓練を行なうなど、災害時においても事業継続を行うことに最大限努めしております。

## 組合員等の状況

(単位：人、戸、百万円)

	令和5年8月末	令和6年2月末
正組合員	12,715人	12,580人
准組合員	7,957人	8,012人
合計	20,672人	20,592人
正組合員戸数	9,821戸	9,713戸
准組合員戸数	6,410戸	6,432戸
合計	16,231戸	16,145戸
出資金	1,982百万円	1,970百万円

## 地域からの資金調達及び地域への資金供給の状況

組合員・地域の皆さまからの信頼のもと、大切な財産をお預かりしています。また、組合員をはじめ、地域の皆さまに必要な資金をご融資し、地域経済の発展を目指しています。

## 貯金・積金平均残高

(単位：百万円)

項目	平均残高
組合員等	155,409
うち地方公共団体等	4,539
その他	37,957
合計	193,366

## 貸出金平均残高

(単位：百万円)

項目	平均残高
組合員等	28,258
その他	4,150
うち地方公共団体等	2,227
合計	32,408

## 融資商品取扱状況

(単位：百万円)

項目	平均残高
住宅ローン	22,281
教育ローン	82
自動車ローン	744
営農ローン	63
農業資金	1,083
農業近代化資金	502
就農支援資金	10
その他	7,639
合計	32,408

※上記のうち、農業近代化資金、就農支援資金等は、制度融資といい、農業生産の振興や農業後継者の育成などを目的に、国等が一定の制度に基づいて行う金融のことと言います。

制度融資には、大別して、国・県の財政資金による融資と、JA資金を原資として融資を行い、国、地方公共団体、JAが利子補給を行う制度があります。

前者の代表的なものは日本政策金融公庫資金（就農支援資金含む）であり、後者の代表的なものは農業近代化資金となっています

## 投資信託業務の取扱

地域の皆さまの安心でゆとりある生活のために、皆まと一緒にライフプランに応じた資産形成・資産運用を考えるべく、投資信託業務を取り扱っております。



現在、金融共済職員による訪問活動やセミナーの開催等により、積極的に投資信託の周知を図っております。

## 文化的・社会的貢献に関する事項

JJAは農業者が中心となって構成され、地域農業の振興を図り、消費者に安全で安心な農畜産物を安定的に供給することを基本使命としています。このため、農業関連事業を中心に総合的な事業を開拓しております。加えて、農業者以外の准組合員・地域の皆さまにも各種事業を利用していただいており、地域経済・社会の発展に寄与する社会的責任と、金融機関の一員として信用の維持・貯金者の保護を確保する公共的使命を果たしています。



また、次代を担う児童・生徒たちに対しては、学校給食に地元農畜産物を提供したり、食農教育の実施、小学生に対するランチョンマットの提供など、農業への関心を高める取り組みを行っています。

## 組合員・利用者との関係性強化

当JAでは、組合員相互の親睦を図るとともに、地域の皆さまとの結びつきを強化するため、農産物直売所を拠点とした生産者と消費者との交流活動などを行っています。なお、本年度は、新型コロナウイルス感染症が5類に移行し、JAまつりをはじめ、中止されていたイベントや行事が復活しました。

### ■あぐり親子うきうきクラブ

管内の親子に食や地元農業について楽しく学んでもらうことを目的とした食農体験講座を開設しています。会員を対象とした講座が年間通して開催され、農作物の栽培・収穫体験や地元農産物を使った料理体験などを行っています。



### ■ウォーキング大会

健康寿命100歳プロジェクトの一環として、地域住民の参加を募りウォーキング大会を開催、管内のハイキングコースを散策し、健康管理に努めるとともに、参加者同士の親睦を深めています。



### ■終活セミナー

葬祭ホールのさらなる有効活用につなげるため、組合員向けの終活セミナーを開催し、日頃から家族とのコミュニケーションをとることや、遺言書・エンディングノート等の自らの意思を「残し・伝える」ことの重要性を伝えています。

### ■JAしちつけ女性大学

女性を対象に仲間づくりや生きがいの場を提供することを目的にJA女性大学を開設、野菜作り教室や料理教室などの講座を行っています。地域の女性の幅広い参加を得て、新たな交流が生まれています。



## 情報提供活動

正組合員の皆さま向けに、毎月広報誌「しちつけ」を、また准組合員の皆さま向けに年2回准組合員向け広報誌「JAしちつけTOPICS」発行、地域住民向けにコミュニティー紙「しちつけあぐりくらぶ」を発行するなど、JAの事業や地域の情報を提供しています。

また、ホームページやSNS (facebook、instgram) により、身近でタイムリーな情報提供に努めております。その他、皆さまからの情報やご意見等をホームページ内のメールフォームで受付けております。

ホームページ：<http://www.ja-shimotsuke.jp>

## SDGs（持続可能な開発目標）の実践に向けた活動

当JAでは女性会や青壮年部と連携し、SDGs（持続可能な開発目標）の実践に向けて、活動の輪を広げるべく様々な活動に取り組んでいます。

### ■ペットボトルキャップ回収運動

J Aしちつけ女性会は、「ペットボトルキャップ回収運動」を取り組んでいます。回収したキャップは「認定NPO法人世界の子どもにワクチンを日本委員会」に寄付し、ポリオワクチンの購入代に充てられます。これはSDGs（持続可能な開発目標）の一つ「すべての人に健康と福祉を」につながる活動です。



### ■生活困窮者へ食品・生活物資を支援

J Aしちつけ女性会と青壮年部は、食糧支援を必要とする生活困窮者に向けた支援事業を実施しています。米や野菜等の農産物、ティッシュペーパーやトイレットペーパー等の日用品を同JA管内の栃木市・壬生町両社会福祉協議会を通じて贈呈しました。物資は同協議会を通じて、支援を必要とする人に手渡されます。



## 休日ローン相談会

住宅ローンをはじめとする各種のお借り入れについて、休日にゆっくりと相談したいという皆さまの要望にお応えして、当JAでは毎月第2土曜日・第4日曜日に休日ローン相談会を開催しています。相談会では、マイホームの新築・購入・リフォームや他金融機関からの住宅ローンのお借換え、マイカーローン、教育資金など幅広い資金ニーズの相談を受け付けております。

開催場所	JAしちつけ栃木駅前支店内 住所：栃木市河合町3-26
開催時間	毎月第2土曜日・第4日曜日 AM9:00～PM4:00
お問い合わせ・ご予約	0282-24-1084 ※ご予約いただくとスムーズです。

# 主な業務のご案内

## ■信用事業

信用事業は、貯金、融資、為替などいわゆる銀行業務といわれる内容の業務を指します。この信用事業は、JA・信連・農林中金という3段階の組織が有機的に結びつき、実質的にひとつの金融機関として機能するJAバンクシステムとして大きな力を発揮しています。

あわせて、皆さまからお預かりした大切な貯金を守るために、法律に基づく公的な制度である貯金保険制度に加え、全国のJAが互いに協力しあって安心を支える破綻未然防止システムの二重の仕組み（JAバンク・セーフティーネット）を築いています。

また、信用事業債権に占める不良債権の割合は、全国銀行の1.2%（令和5年9月期、金融庁公表）を下回る0.32%となっています。このように、JAは皆さまの信頼にこたえることを常に考え、堅実で健全な経営を心がけています。

## ■貯金業務

組合員はもちろん、地域にお住まいの方をはじめ幅広い利用者の皆さまからの貯金をお預かりしております。当座貯金、普通貯金、定期貯金などの各種商品を、目的や期間、金額にあわせてご利用いただいております。

## ■融資業務

組合員や地域住民の皆さまへの住宅ローンやマイカーローンなど、各種ローン商品を提供しているほか、農業者・事業者の皆さまへもアグリマイティー資金等のご融資を行っております。

また、地方公共団体、農業関連産業などへもご融資し、地域経済の質的向上・発展にも貢献しております。

さらに、（株）日本政策金融公庫等の融資の申込みのお取次ぎもしております。

## ■為替業務

全国JA・信連・農林中金の店舗をはじめ、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網を結び、当JAの窓口を通して全国のどこの金融機関へでも振込・送金や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできる内国為替をお取扱いしております。

## ■国債窓口販売

国債の窓口販売の取扱いをしております。個人向け国債および新窓販国債は毎月発行されます。

## ■投信窓口販売

各種投資信託の募集・販売等を取り扱っております。なお、元本および分配金の保証はありません。また、所定の手数料がかかります。

## ■代理店

農中信託銀行の代理店として遺言信託業務を行っております。

## ■その他サービス

■コンピューター・オンラインシステムを利用して、各種自動受取り、各種自動支払いや事業主の皆さまの給与振込サービス、自動集金サービス、口座振替サービス、デビットカードサービスなどのお取扱い。

■パソコンや携帯電話からインターネットを利用し、ほぼ年中無休・24時間いつでも残高照会や振込・振替等ができる「JAネットバンク」サービス。

■全国のJAでの貯金の出し入れや銀行、郵便局、信用金庫、更にはセブン銀行・イーネット・ローソンのATMなどでも現金引き出しのできるキャッシュサービス。

■JA窓口に出向くことなく自宅や、外出先からネットバンク経由で、国・地方公共団体等への税金、公共料金等の各種料金の支払いができるマルチペイメントネットワークサービス。

■組合員・利用者の皆さまに安心、便利で多彩なサービスの一環としてご提供しているJAカード（クレジットカード）のお取扱い。

また、ICキャッシュカード機能とクレジット機能が一枚となった便利な一体型カードの取り扱い。

その他、近時、社会問題となっております偽造キャッシュカード等金融詐欺犯罪対策として、本人確認の徹底、ATMにおける覗き見防止措置など、各種対策を講じております。

## ■ご利用者対応

「一般社団法人JAバンク相談所」を設置し、JAの信用事業に関する苦情等の受付をしております。利用者からの苦情等の申し出があった場合は、これを誠実に受け止め、円滑な解決が図られるよう取り組んでおります。

一般社団法人JAバンク相談所

受付電話番号 03-6837-1359

受付時間 月曜日～金曜日（祝日を除く）

午前9時～午後5時

また、通帳やカードの盗難・紛失等があったときの事故防止のため、「監視センター」を設置し24時間体制で対応しており、利用者が安心してJAの信用サービスを受けられるよう努めております。

集中監視センター

受付電話番号 0120-08-2065

受付時間 24時間

そのほか、通帳やカードの盗難・紛失時については、各店舗でも対応しておりますので、口座を開設した店舗へご連絡下さい。

栃木駅前支店 ☎0282-20-8821

栃木東支店 ☎0282-27-2525

栃木西支店 ☎0282-31-1794

都賀支店 ☎0282-27-5611

壬生支店 ☎0282-82-1111

大平支店 ☎0282-43-2344

藤岡支店 ☎0282-62-4333

岩舟支店 ☎0282-55-3333

受付時間 月曜日～金曜日（祝日を除く）

午前8時30分～午後5時

## ▶貯金商品

商 品	特 徵
当座貯金	お支払いに小切手や手形をご利用いただける貯金です。事業用の口座としてたいへん便利となっております。
普通貯金	お預け入れ・お引き出しが自由にできる貯金です。公共料金等の自動引落としや、給与・年金の自動振込、配当金等の自動受取りなどの機能がご利用できる点で、日常生活に必要なお金を財布代わりに出し入れできる利便性を持っています。また、ペイオフでも全額保護される決済用貯金も取り扱っております。
総合口座	「ためる、使う、借りる」をひとつにした万能口座です。普通貯金と、定期貯金とが1冊の通帳でご利用できます。必要な時にはお預かりしている定期貯金残高の90%以内、最高300万円まで自動的にご融資させていただくことも可能です。
通知貯金	まとまったお金の短期間運用に最適な貯金です。据置期間(7日間)経過後はお引き出しが可能となります。その場合には、2日以上前にお知らせください。
貯蓄貯金	普通貯金と同じように出し入れ自由で、短期のお預け入れに最適です。金利は、お預入残高に応じて段階的に有利になります。(金利情勢により、金利が同じになる場合があります。)
スーパー定期貯金	いくらからでもお預け可能な、身近な定期貯金です。お預け入れ時の金利が満期日まで変わらない確定利回りです。期間は1か月～5年以内で、3年以上のものは半年複利で計算される商品をお選びいただけます。
大口定期貯金	最低預入金額が1千万円以上の貯金です。市場金利を反映した有利な利率で運用し、多額の資金をさらに大きく増やす貯金です。1か月～5年以内の期間でプランにあわせてお預け入れできます。
期日指定定期貯金	据置期間(1年)を経過すれば、ご自由に満期日の指定ができるほか、一部支払の取扱いもでき、大変便利な定期貯金です。さらに、お利息を1年複利で計算しますので、長く預けるほど有利です。
変動金利定期貯金	6か月ごとに利率を見直し、新しい利率で運用する貯金です。お預け入れ期間は3年で、お利息を半年複利で計算します。
積立定期貯金	将来に備えてまとまった資金を貯めていただくのに最適な定期貯金です。口座開設時に積立期間や満期日を定めないで積立を行い、必要な時期に必要な金額の解約を行うことができる「エンドレス型」と、満期日を設定し、口座開設時から積立期限日までの間で積立を行い、その満期日以後に一括して支払う「満定期型」があります。
定期積金	将来の生活設計のため、ご結婚の準備、事業の拡張など長期計画に備えて資金を蓄えるのに最適です。1回の掛金が千円以上、期間は6か月～7年以下となっていますので、プランに沿って無理なく目標達成ができます。

※以上の他にも、納税準備貯金、一般預貯金、財形年金貯金、財形住宅貯金、譲渡性貯金を取り扱っております。

## ▶融資商品

商 品	特 徵
マイカーローン	新車や中古車の購入をはじめ、修理・車検費用など、カーライフに関するさまざまな用途にご利用いただけます。
カードローン	あらかじめ決められたお借入れ枠の範囲内なら、いつでも何回でもご利用いただけます。急な出費の際の強い味方です。
住宅ローン	マイホームの新築・増改築、新築・中古住宅の購入、土地購入など幅広くご利用いただけます。他金融機関等すでにご利用の住宅ローンの借り換えにもご利用いただけます。
教育ローン	お子様の入学会費や授業料はもちろん、アパート代や下宿代等の住居費など、教育に関するさまざまな用途にご利用いただけます。
リフォームローン	住宅の増改築・改修・補修の他、システムキッチン・造園・物置工事等、あらゆるリフォーム関連設備にご利用いただけます。

# 主な業務のご案内

## ▶内国為替手数料

種類	区分		自店舗	当組合 本支店宛	県内JA宛	県外JA宛	他金融機関宛		
送金手数料	普通扱い		-	550円	770円				
振込手数料	電信扱い	3万円未満（1件）	220円	330円	660円				
		3万円以上（1件）		550円	880円				
	文書扱い	3万円未満（1件）		330円	550円				
		3万円以上（1件）		550円	770円				
	ATM系統 カード扱い	3万円未満（1件）		110円	220円	330円			
		3万円以上（1件）			440円	550円			
代金取立手数料	ATM他行 カード扱い	3万円未満（1件）	110円	440円					
		3万円以上（1件）	330円	660円					
その他諸手数料	普通扱い	1通につき	550円	770円			990円		
	至急扱い	1通につき		990円					
送金・振込の組戻料			1件につき				1,100円		
不渡手形返却料			1件につき				1,100円		
取立手形組戻料			1件につき				1,100円		
取立手形店頭呈示料			1件につき ただし、1,100円を超える取立経費を 要する場合は、その実費を申し受けます。				1,100円		
離島回金料							無料		

## ▶円貨両替手数料等

両替枚数	1～100枚	101～500枚	501～1,000枚	1,001～1,500枚	1,501～2,000枚	2,001枚以上
両替手数料	550円	550円	1,100円	1,650円	2,200円	1,000枚ごとに 550円加算
硬貨整理手数料	無料	無料	550円	1,100円	1,650円	1,000枚ごとに 550円加算
伝票持ち込み手数料 (個人以外)	2枚目以降1枚につき110円					

## ▶ATM利用手数料（一回につき）

ご利用可能時間帯	JAバンク		JFマリン バンク	三菱東京 UFJ銀行	セブン銀行 イーネット ローソン銀 行	ゆうちょ 銀行		その他 (MICS提携)			
	入金	出金	出金	出金	入金	出金	入金	出金			
平日 8:45～18:00		終日 無料	終日 無料	無料	無料		110円	110円			
土曜 9:00～14:00				110円	無料			110円			
平日・土曜のその他の時間帯 日曜・祝日				110円	110円			220円			

## ■貯金業務関連手数料

種類		金額
貯金残高証明書（1通）	センター作成（定例発行）	330円
	端末発行（3か月以内）	330円
	手書き作成（3か月以前）	1,100円
	会計監査法人制定用紙	3,300円
通帳発行手数料（新規の口座開設時発行手数料・通帳レスから通帳ありへの変更）		1,100円
※組合員及び18歳未満の個人は対象外		
再発行	貯金通帳（1通）	1,100円
	貯金証書（1通）	1,100円
	I Cキャッシュカード（1枚）	1,100円
	J Aカード（一体型）（1枚）	1,100円
	ローンカード（1枚）	1,100円
小切手帳（1冊）		16,000円
約束手形（1冊）		16,000円
約束手形（1枚）		550円
スーパー貯蓄（スイング手数料）		110円
国債窓販保護預かり手数料（年間）		無料
取引履歴照会1件（1口座当たり）		1,100円
相続貯金仮払履歴証明依頼書（1通）		330円
未利用口座管理手数料（1口座あたり）		1,320円

## ■個人JAネット銀行関係手数料

種類	区分	自店舗	当組合 本支店宛	県内JA宛	県外JA宛	他金融機関宛
振込手数料	3万円未満	無料	110円	165円	165円	
	3万円以上		220円	330円	330円	
利用手数料	申込み・年会費			無料		

## ■法人JAネット銀行関係手数料

種類	区分	自店舗	当組合 本支店宛	県内JA宛	県外JA宛	他金融機関宛
月額基本手数料	照会・振込サービス	1,100円				
	データ伝送サービス	2,200円				
振込手数料	3万円未満 1件	無料	110円	385円		
	3万円以上 1件		330円	550円		
給与振込手数料	3万円未満 1件	無料				165円
	3万円以上 1件					

## 主な業務のご案内

### ▶振替・振込持込媒体手数料

持込媒体種類	持ち込み料 (1回につき)	依頼方法	振替手数料 (1件につき)
紙	11,000円	紙	220円
USB	5,500円	USB	110円
DVD (全銀フォーマット作成)	3,300円	DVD (全銀フォーマット作成)	110円
		定時自動集金	110円

### ▶貸出関連業務手数料

種類	金額
貸出残高証明書 (1通)	550円
融資証明書 (1通)	5,500円
貸出金償還年次表 (再発行)	550円
手形貸出金 (新規) (書換)	3,300円
証書貸付金	5,500円
証書貸付金 (有担保)	33,000円
当座貸越・カードローン	1,100円
一部繰上げ返済	5,500円
全額繰上げ返済	2,000万円以上 110,000円 500万円以上2,000万円未満 33,000円 500万円未満 無料
条件変更	固定選択型 5,500円 有担保貸付金 11,000円 その他の貸付金 5,500円
用紙代	手形貸付 (約束手形) 無料 証書貸付 (プロパー資金) 無料 (根)抵当権設定 無料
融資審査等に係る謄本、公図、閲覧等の調査費	実費徴収
相続による変更の場合には、本手数料をご負担いただく必要はございません。	

\* 金額には10%の消費税が含まれています。

## ■共済事業

共済とは生活を取り巻くさまざまなりスク（ケガ・病気、火災・自然災害、交通事故など）に対して、組合員があらかじめ一定の「共済掛金」を拠出して協同の財産を準備し、不慮の事故などが生じた場合に「共済金」として支払うことによって、組合員やその家族に生じる経済的な損失を補い、生活の安定を図る相互扶助（助け合い）の保障制度です。

J A共済は、J AとJ A共済連がそれぞれの役割を担い、組合員・利用者の皆さんに「ひと・いえ・くるま・農業の総合保障」を提供しています。

なお、経営の健全性と事業の安定性を測る指標として支払余力（ソルベンシー・マージン）比率がありますが、J A共済連の令和5年上半期は、1,038.1%（前年度末1,095.4%）で、経営の健全な水準とされる200%を大きく超えており、十分な支払余力を確保しています。

J A共済は組合員・利用者の皆さまの多様化するニーズに応えるため、ライフアドバイザー（LA）が組合員・利用者の皆さまのお宅へ訪問や電話により、コミュニケーションの強化を図り、一人ひとりのライフスタイルの変化やニーズにあった保障を提供するとともに、共済金をもれなくご請求いただくため、3Q活動を展開しています。また、スマイルソポーターが支店での窓口対応や電話対応を通じて、組合員・利用者の皆さまへさまざまな情報提供、提案を行っています。

また、地域との絆を強化し、組合員・地域住民の皆さまが住み慣れた地域で健康で安心して暮らせる豊かな環境づくりに貢献する「地域貢献活動」の一環として、病気や事故等の未然防止を目的として、健康管理・増進活動や交通事故対策活動（交通安全教室等）を実施するほか、万一の差異の事後支援として、災害救援活動や交通事故被害者の社会復帰支援活動などを実施しています。

また、書道やポスタークール等の文化支援活動やJ Aくらしの活動、地域農業振興に関する支援活動を行っております。

さらに「げんきなカラダプロジェクト」や「あんしんくらしプロジェクト」を実施し、組合員・利用者・地域住民の皆さまの「げんきなカラダ」づくりや、安心・安全な暮らしをサポートしています。

## ■長期共済

共済期間が長く（5年以上）、事故があったとき、または満期の時に共済金が支払われます。

## ■短期共済

共済期間が短く（5年末満）、事故があったときに共済金が支払われます。

なお、自動車共済・自賠責共済は自動車販売会社や修理工場などの共済代理店において、J Aの営業日・営業時間外であっても共済契約の締結ができます。

## ■共栄火災保険商品

共栄火災保険商品の取扱いをしております。

## ■長期共済商品

商 品	特 徵
終身共済	一生涯にわたる万一の保障が確保できます。ニーズに合わせて、特約を付加することにより保障内容を自由に設計できます。
引受緩和型終身共済	健康に不安がある方でも、簡単な告知でご加入でき、一生にわたる万一の保障が確保できます。
一時払終身共済	満期共済金や退職金等の一時資金を活用した長期資金確保・相続対策ニーズに応えることができる一生涯にわたる万一の保障で、生前贈与に活用できるプランもあります。
養老生命共済	万一に備えるとともに、資金形成ニーズに応えることもできます。
こども共済	お子さま・お孫さまの教育資金を準備しつつ、万一のときにも備えられます。また、ご契約者様が万一のときは、満期まで毎年養育年金をお支払いするプランもあります。
定期生命共済	お手頃な共済掛金で万一のときや、第1級後遺障害状態・重度要介護状態を一定期間保障する、掛け捨てタイプの保障です。
定期生命共済 (遞減期間設定型)	ライフステージに合わせて保障金額を遞減させることで、お手頃な共済掛金で必要十分な保障を準備できます。
がん共済	がんによる入院・手術を保障します。がん診断時や、再発・長期治療のときは一時金をお支払いします。ニーズにあわせて、先進医療保障を付加することもできます。
特定重度疾病共済	三大疾病やその他生活習慣病による、継続的・慢性的な治療や療養に備えることができる保障です。
生活障害共済	病気やケガにより身体に障害が残ったときの、収入の減少や支出の増加に備えることができる保障です。
介護共済	所定の要介護状態となったときの資金準備ができます。公的介護保険制度と連動しており、介護の不安をわかりやすく保障します。

## 主な業務のご案内

一時払介護共済	まとまった資金を活用して、一生涯にわたって介護に備えることができる保障です。
認知症共済	認知症はもちろん軽度認知障害（MCI）まで幅広く一生涯にわたって備えられる保障です。
医療共済	日帰り入院からまとまった一時資金を受け入れ、生涯保障や先進医療保障などライフプランに合わせて自由に設計できます。
引受緩和型医療共済	健康に不安がある方でも、簡単な告知でご加入でき、病気やケガによる入院・手術を手厚く保障します。
予定利率変動型年金共済	老後の生活資金に備えることができます。医師の診査なしの簡単な手続きで加入できます。また、最低保証予定利率が設定されているので安心です。
建物更生共済	火災はもちろん、地震や台風などの自然災害による損害もしっかりと保障します。また保障期間満了時に、満期共済金をお受取りいただけます。

### ▼短期共済商品

商 品	特 徴
自動車共済 (クルマスター)	自動車事故による相手方への賠償保障はもちろんのこと、ご自身やご家族の乗車中や歩行中等の自動車事故による損害を過失割合に関係なく保障するとともに、お車の損害や付随的に発生する諸費用まで幅広く保障します。
自賠責共済	自動車、バイク（原付含む）、電動キックボード（特定小型原動機付自転車）には法律で加入が義務づけられています。人身事故の被害者への賠償責任を保障します。
火災共済	建物や建物内に収容されている動産が火災や落雷、破裂、爆発などによって損害を受けたときに保障します。
傷害共済	日常生活での不慮の事故による死亡・負傷に応じて定額の共済金が支払われる共済です。
賠償責任共済	日本国内で発生した日常生活や農作業などに起因する事故により、損害賠償責任を負担した場合に保障する共済です。
農業者賠償責任共済	農地や農業施設の所有・使用・管理や生産物に関連する事故、農作業に起因する事故により、損害賠償責任を負担した場合に保障する共済です。

### ▼共栄火災保険商品

商 品	特 徴
J A 安心俱楽部	J A組合員のケガ（地震等によるケガを含む。）による死亡や後遺障害、入院・通院、自転車事故等の日常生活における他人への賠償責任（示談代行サービス付）および携行品の損害など、日常生活のリスクを総合的に補償します。
J A 自転車俱楽部	自転車事故をはじめとした日常生活における賠償責任（示談代行サービス付）と、交通事故等によるケガを補償する J A組合員向けの商品です。
個人用火災総合保険 (HappyHome2) (安心あっとホーム) (すまいるリビング)	火災事故から風災・水災等の自然災害に至るまで幅広い補償をニーズに応じて提供する掛捨て型の火災保険商品です。「HappyHome2」は住宅ローン利用者向けの商品、「安心あっとホーム」は住宅ローン利用者向け以外の商品、「すまいるリビング」は賃貸住居入居者向けの商品です。
海外旅行保険	海外旅行における傷害を幅広く補償する保険です。
ゴルファー保険	ゴルフのプレイ中、練習中などの本人のケガ、他人にケガをさせたり、他人の物を壊して損害を与え法律上の賠償責任を負った場合、用具の盗難・損害、ホールインワン、またはアルバトロス達成時の補償がワンセットになった保険です。

## ■購買事業

購買事業は、肥料や農薬など農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、それを組合員や地域の皆さんに供給する事業です。

この事業は、計画的に大量購入することによって、できるだけ安い価格で仕入れ、流通経費を節約して、組合員や地域の皆さんに安全・安心・良質な品物を供給するものです。取扱い品目は、多種にわたり、特に生活関連では日用品等の生活物資から、葬祭業務なども取り扱っています。

## ■生産資材・生活物資事業

肥料・農薬などの農業生産資材や生活関連物資を供給しています。県域物流配送を導入しており、平日の午前中に注文いただくと翌営業日に配送になります。農繁期には土曜日も営業しています。

## ■食材事業

新鮮で栄養バランスのとれた安心な食材の宅配サービスをお好みに合わせて取り扱っております。

## ■葬祭事業

ご家族に突然のご不幸があった場合に、自宅葬、ホール葬、家族葬のいずれのニーズにもお応えできるよう24時間体制で受付しております。

## ■販売事業

販売事業は、組合員が生産した農産物などを共同で販売することで、より高い収入を得られるようにしていくこうというものです。

消費者の皆さまのニーズに応じた「安全・安心な農産物」を安定的に提供できるよう生産・販売体制の強化に取り組んでいます。

## ■農産物直売所

地産地消を推進し、地元で生産された安全で高品質な農産物を地域の皆さんに提供するため、当JAでは農産物直売所の運営に積極的に取り組んでいます。

## ■営農指導事業

営農指導は、直接収益を生み出すという事業ではありませんが、JAの信用・共済・購買・販売などの事業の要であり、組合員の営農活動を指導し、その改善を図っていく重要な事業です。

J Aの営農指導は、単に技術指導を行うだけでなく、農産物を安定的に供給していくためのマーケティング対策や組合員の農業経営全般について支援するとともに、認定農業者や集落営農組織などの担い手の育成・確保を通じて、持続可能な地域農業を目指します。すなわち、生産から販売までJAの総合力を活かした支援によって、農業者の所得増大を協同の力で実現していくとするものです。

## ■安心・安全な農産物

安全・安心な農畜産物を消費者に提供し、「食」に対する信頼性を確保するため、JAグループは生産履歴記帳運動を展開し、全ての農作物を対象に生産履歴の記録と点検を実施しています。また、生産部会とともにGAP（農業生産工程管理）の精度向上に向けた取り組みを強化しています。

さらに、福島原発事故に伴う放射能対策として、県と連携し農産物のモニタリング調査を引き続き実施しています。

## ■国産農産物の消費拡大運動

国産農産物の重要性の理解促進および消費拡大を促進するために、「みんなのよい食プロジェクト」に取り組んでおり、情報提供や農業体験等を通じて国産農産物の魅力を伝え、地域の消費者に地産地消をすすめています。

## ■資産管理事業

組合員の皆さまが土地の有効活用やその管理を安心して行えるよう、また農と住の調和したまちづくりを目指し、様々な事業を展開しています。

組合員の所有するアパートの管理や入居者の仲介、資産の有効活用を支援するための相談などを行っています。

## ■利用事業

J Aでは、組合員の事業又は生活に必要な共同利用施設（ライスセンター、野菜集荷場等）を設置して、ご利用いただいております。

また、令和6年度は新たにトマト一元選果場が完成し、トマトの出荷量を確保しつつ、さらなる選果品質の高位標準化を図っています。

## ■その他

その他、加工事業を行っております。また、組合員はもちろん地域住民の皆さんに、（株）農協観光の企画旅行の商品のお取り次ぎを行っております。

# 役員のご紹介

## ▼理 事

長 昌光	代表理事組合長 代表権を有する常勤役員 認定農業者
野口 浩志	代表理事専務 代表権を有する常勤役員 認定農業者
柴田 久雄	常務理事 学識経験者 実践的能力者
猿山 康弘	常務理事 学識経験者 実践的能力者
寺内 一雄	理事（非常勤） 認定農業者
柏崎 克巳	理事（非常勤） 認定農業者
賀長 勝彦	理事（非常勤） 実践的能力者
荒川 則夫	理事（非常勤） 認定農業者
中田 治夫	理事（非常勤） 認定農業者
佐山 正男	理事（非常勤） 実践的能力者
毛塚 紀安	理事（非常勤） 実践的能力者
寺内 崇浩	理事（非常勤） 認定農業者
関根 光一	理事（非常勤） 認定農業者
馬場 久雄	理事（非常勤） 認定農業者

渡邊 佳則	理事（非常勤） 認定農業者
宇賀神 喜好	理事（非常勤）
金田 京子	理事（非常勤） 実践的能力者 女性理事
森田 栄	理事（非常勤） 認定農業者
田中 良司	理事（非常勤）
平本 黙	理事（非常勤） 認定農業者
塚田 栄子	理事（非常勤） 実践的能力者 女性理事
五十畠 賢治	理事（非常勤） 認定農業者
菅井 寛	理事（非常勤） 実践的能力者
増山 敬之	理事（非常勤） 認定農業者
荒川 君代	理事（非常勤） 認定農業者 女性理事
国府 貴子	理事（非常勤） 女性理事
島田 菊市	理事（非常勤）
須藤 黙	理事（非常勤） 認定農業者

## ▼監 事

大橋 博	代表監事（非常勤） 認定農業者
高橋 輝好	常勤監事 学識経験者 実践的能力者
大塚 和子	監事（非常勤） 実践的能力者 女性監事

刀川 正己	監事（非常勤） 認定農業者
山中 恵子	監事（非常勤） 女性監事
石川 美智男	員外監事（非常勤） 実践的能力者

# 会計監査人の名称・組合員数・組合員組織

## ■会計監査人の名称

みのり監査法人（令和6年2月現在） 所在地 東京都港区芝

## ■組合員数

(単位：人、団体)

資格区分		前期末	当期増加	当期減少	当期末
正組合員	個人	12,681	242	387	12,536
	うち女性	3,287	104	90	3,301
准組合員	法人	4	—	—	4
	その他の法人	29	11	—	40
小計		12,714	253	387	12,580
准組合員	個人	7,655	454	224	7,885
	農業協同組合	—	—	—	—
	農事組合法人	3	—	—	3
	その他団体	125	4	5	124
	小計	7,783	458	229	8,012
合計		20,497	711	616	20,592

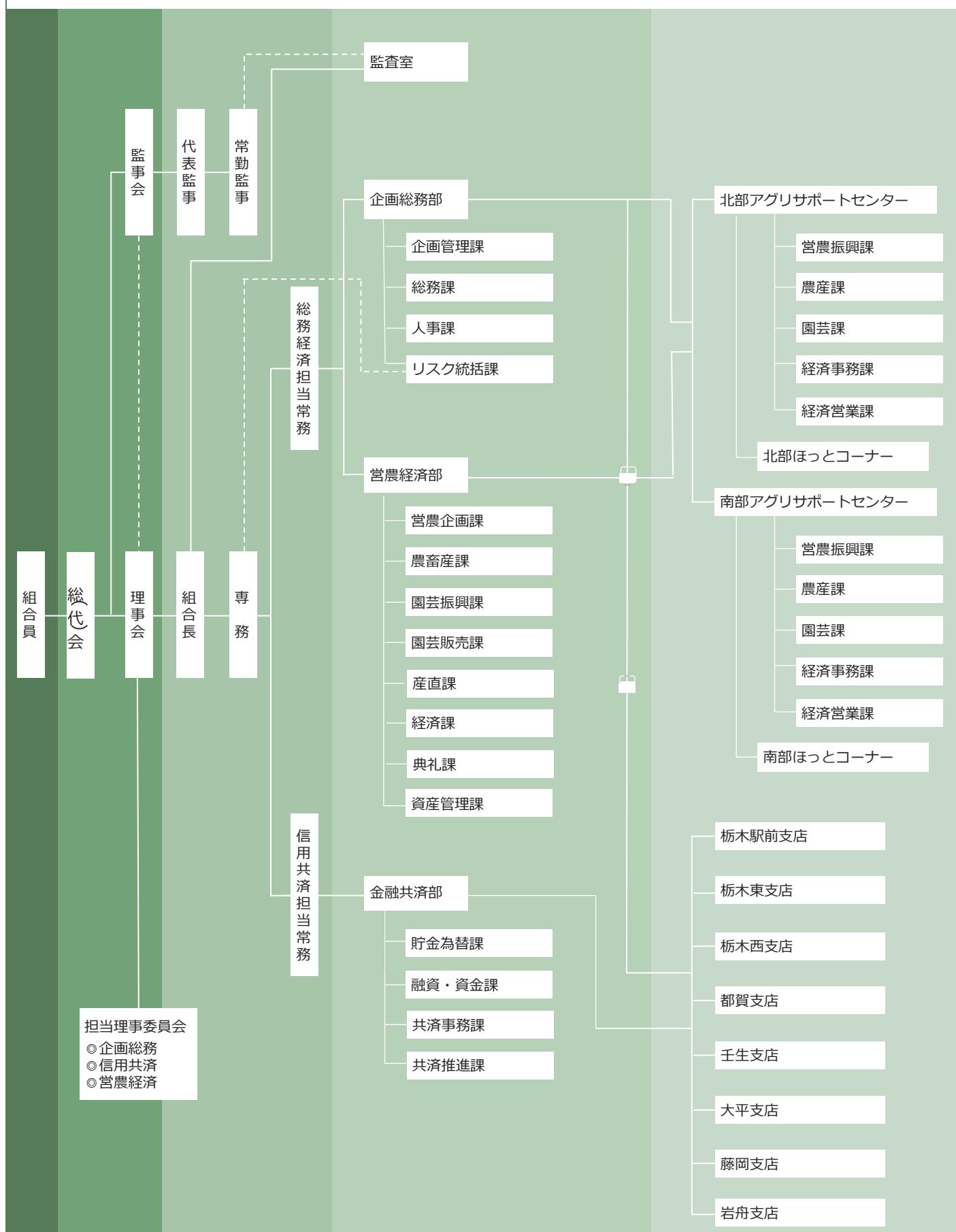
## ■組合員組織

(令和6年2月29日現在)

組織名	構成員数
J Aしもつけ苺部会	242
J Aしもつけトマト部会	49
J Aしもつけニラ部会	116
J Aしもつけナス部会	65
栃木キュウリ部会	4
栃木ネギ部会	5
都賀椎茸部会	1
壬生加工トマト生産部会	1
壬生南瓜生産部会	4
壬生牛蒡部会	4
壬生ネギ生産部会	1
壬生加工ラッキョウ部会	6
壬生薬草生産出荷組合	1
壬生ホウレン草部会	6
壬生ばれいしょ部会	7
大平町ぶどう組合	57
大平南瓜愛好会	6
藤岡キヌサヤ部会	12

組織名	構成員数
藤岡春菊部会	3
藤岡ブドウ部会	9
藤岡地区ほうれん草部会	10
岩舟町ぶどう生産出荷組合	37
岩舟切り花部会	3
岩舟町静和梨生産出荷組合	17
直売部会連絡協議会	509
J Aしもつけ採種部会	52
J Aしもつけ肉牛部会	20
壬生小豆部会	14
大平大豆部会	22
藤岡地区受託者部会	15
岩舟耕種部会	28
J Aしもつけ青壯年部	108
J Aしもつけ女性会	553
J Aしもつけ菜の花会	28
J Aしもつけ年金友の会	10,931
資産管理部会	51

# 組織機構図



注) 機構再編により本店に産直課・典礼課を新設、栃木・都賀・壬生地区営農経済センターを北部アグリサポートセンターに、大平・藤岡・岩舟地区営農経済センターを南部アグリサポートセンターに再編いたしました。

# 特定信用事業代理業者の状況・共済代理店の状況

## ■特定信用事業代理業者の状況

該当する事項はありません。

## ■共済代理店

(令和6年5月末現在)

名称(商号)又は氏名	主たる事務所の所在地	代理業を営む営業者 又は事務所の所在地
(株)農協共同自動車整備センター	栃木市高谷町 304-5	同左
(有)篠原自動車整備工場	栃木市惣社町 3606	同左
(株)タムラサービス	栃木市樋ノ口町 506-1	同左
大山商会	栃木市田村町 353	同左
(有)石沢自動車修理工場	栃木市鍋山町 683-7	同左
(株)都賀自動車	栃木市都賀町家中 5466	同左
安納自動車	壬生町壬生乙 3582-1	同左
オートショップ早乙女	壬生町羽生田 2660-4	同左
早乙女自動車	壬生町七ツ石 432-5	同左
荒川サイクル	壬生町上稲葉 1611	同左
(有)桜井自動車整備工場	栃木市大平町蔵井 2004-6	同左
(有)天谷自動車	栃木市大平町上高島 643-3	同左
和久井自動車整備工場	栃木市大平町富田 1784	同左
大出自動車株式会社	栃木市大平町富田 291	同左
(有)大平自動車工業	栃木市大平町下皆川 902-2	同左
深津自動車整備工場	栃木市大平町西水代 1898-17	同左
石塚自動車钣金塗装	栃木市大平町西水代 2868	同左
石渡自動車	栃木市大平町牛久 364-3	同左
五十嵐自動車整備工場	栃木市大平町伯仲 1741	同左
松本自動車	栃木市大平町西水代 1937-3	同左
綿貫自動車レンタカー	栃木市大平町榎本 628-6	同左
荒川モータース	栃木市藤岡町蛭沼 1308-2	同左
大前自動車整備工場	栃木市藤岡町大前 921	同左
大松自動車钣金	栃木市藤岡町甲 369	同左
(有)岡モータース	栃木市藤岡町藤岡 2428-1	同左
(有)田口自動車	栃木市藤岡町藤岡 3656	同左

# 沿革・歩み

平成6年	10月18日	下都賀西部地区広域JA合併研究協議会設立
平成10年	3月30日	下都賀西部地区広域JA合併推進協議会設立
	10月9日	合併予備契約印式
平成11年	3月1日	下野農業協同組合設立（JAとちぎ、つが、みぶ、おおひら）
	3月26日	大平地区二ヶ包装予冷施設竣工式
	6月14日	生産組織統一協議会の設立
	9月1日	農産物受検組合協議会の設立
	10月1日	花卉部会設立
		外販向商業務取扱開始（本店・栃木支店）
平成12年	1月27日	栃木地区トマト選果施設竣工式
	3月17日	JAShimotsuke年金友の会設立
	4月1日	国債懲役販売業務取扱開始
	4月17日	JAShimotsuke女性会設立
	5月24日	JAShimotsuke青壯年部設立
	5月26日	第1回通常総代会
	7月26日	第1回家の光大会
	9月1日	JAShimotsukeひまわり会の設立
平成13年	5月1日	介護サービス事業の開始
	5月19日	産業組合発足100周年記念植樹祭
	5月25日	第2回通常総代会
	11月29日	栃木トマト部会農水大臣賞受賞
平成14年	5月25日	第3回通常総代会
	8月31日	栃木地区直売所オープン
	10月21日	臨時総代会
	11月1日	JAShimotsukeLPGセンター開所
	11月12日	栃木トマト部会農林水産祭天皇杯受賞
平成15年	3月1日	下野農業協同組合設立（JAとちぎ、水代、藤岡中央、岩舟町）
	4月19日	壬生地区農産物直売所オープン
	4月21日	JAShimotsukeデイサービスセンターひだまり開所
	4月22日	藤岡地区農産物加工センターオープン
	5月24日	第4回通常総代会
平成16年	4月1日	広域農機センターオープン
	5月1日	大平町ゆうゆうプラザ農産物直売所オープン
	5月29日	第5回通常総代会
	7月1日	県域物流の導入、石油配送センター稼働
	9月19日	JAShimotsuke藤岡農産物直売所オープン
平成17年	1月27日	臨時総代会
	5月30日	第6回通常総代会
平成18年	4月19日	花野保ひろば内「農産物直売所」オープン
	4月21日	道の駅みかもオープン
	5月29日	第7回通常総代会
平成19年	5月21日	第8回通常総代会
	7月19日	栃木地区農産物直売所「よっこれ」オープン
	8月10日	JAShimotsuke二ヶ部会設立
	8月31日	オートパリレミぶがオートパリ県南に事業移管
平成20年	2月6日	JAShimotsukeナス部会設立
	3月1日	農機事業全農一体運営スタート
	3月24日	支店統合再編による7支店体制スタート
	4月1日	燃料事業を（株）エルサポートに事業移管
	4月16日	いちご無病苗増殖販賣所開所
	5月13日	農産物直売所「愛菜果（あいさいか）」オープン
	5月23日	第9回通常総代会
	7月28日	JAShimotsuke農産物直売所憲章を策定
	10月11日	JAShimotsuke合併10周年記念式典開催
	10月13日	栃木東支店竣工式
	11月3日	都賀支店竣工式
平成21年	3月30日	栃木西支店竣工式
	5月25日	第10回通常総代会 JAShimotsuke初の女性理事誕生
	10月23日	みぶハイウェーパーク農産物直売所「みらい館」オープン
	10月26日	JAShimotsuke葬祭部会設立
平成22年	5月25日	第11回通常総代会
	9月12日	葬祭ホール「JAShimotsuke ひらやなぎホール」オープン
	11月1日	JAPointサービス導入

平成23年	2月28日	都賀給油所、大平給油所開店
	4月14日	栃木地区トマト選果施設竣工式
	5月26日	第12回通常総代会
	10月5日	JAO出資型農業生産法人 株式会社グリーンファームじもつけ設立
	12月27日	種子センター竣工式
平成24年	1月25日	JAShimotsuke湖畔地区ほうれん草部会設立
	5月24日	第13回通常総代会
	12月6日	イチゴ新品種「スカイベリー」初出荷
平成25年	3月29日	北外部育苗センターホール竣工式
	5月24日	第14回通常総代会
	11月1日	栃木駅前支店オープン
平成26年	5月23日	第15回通常総代会
	11月17日	大平支店新店舗オープン
平成27年	2月9日	本店営農部・経済部防災事務所に移転、本店機能の集約
	2月23日	大平地区農業経営センターが旧大平東支店事務所に移転
	5月26日	第16回通常総代会
平成28年	5月24日	第17回通常総代会
平成29年	5月23日	第18回通常総代会
平成30年	2月7日	栃木市・JAShimotsuke・JAかみつか地域包括連携協定締結
	5月25日	第19回通常総代会
	11月20日	合併20周年記念誌発行
令和元年	5月28日	第20回通常総代会
	12月18日	農産物直売所「愛菜果（あいさいか）」リニューアルオープン
令和2年	5月29日	第21回通常総代会
	9月1日	JAShimotsuke苅部会設立
	9月15日	JAShimotsukeトマト部会設立
令和3年	5月28日	第22回通常総代会
令和4年	5月27日	第23回通常総代会
令和5年	5月30日	第24回通常総代会
令和6年	1月30日	トマト元選果場竣工式
	3月1日	営農経営センター再編により2アグリサポートセンター体制スタート
	5月28日	第25回通常総代会

# 事業所・施設・ATM一覧

(令和6年6月1日現在)

■本店 〒328-0053 栃木市片柳町2丁目1-44 TEL：(代) 0282-24-1180	■栃木駅前支店 〒328-0041 栃木市河合町3-26 TEL : 0282-20-8821 ATM : 有	■北部アグリサポートセンター 〒328-0011 (営農ライン) 栃木市大宮町1401-1 TEL : 0282-27-6511 (経済ライン) 栃木市大宮町1422 TEL : 0282-27-7771 北部ほっとコーナー <sup>1</sup> 〒321-0219 壬生町福和田1001-9 TEL:0282-82-2981
●監査室 TEL : 0282-24-7517	■栃木東支店 〒328-0011 栃木市大宮町1420-1 TEL : 0282-27-2525 ATM : 有	■南部アグリサポートセンター 〒329-4413 栃木市大平町上高島752-1 (営農ライン) TEL:0282-43-0800 (経済ライン) TEL:0282-43-0803 南部ほっとコーナー <sup>1</sup> 〒329-4308 栃木市岩舟町下津原462-1 TEL:0282-55-5518
●企画総務部 TEL : 0282-24-1180 リスク統括課 TEL : 0282-20-8838	■栃木西支店 〒328-0125 栃木市吹上町1183-3 TEL : 0282-31-1794 ATM : 有	
●営農経済部 (営農) TEL : 0282-20-8828 (経済) TEL : 0282-20-8826	■都賀支店 〒328-0103 栃木市都賀町原宿874-1 TEL : 0282-27-5611 ATM : 有	
●金融共済部 (金融) TEL : 0282-24-1183 (共済) TEL : 0282-24-1182	■壬生支店 〒321-0219 壬生町福和田1001-9 TEL : 0282-82-1111 ATM : 有	
	■大平支店 〒329-4421 栃木市大平町西野田1-6 TEL : 0282-43-2344 ATM : 有	
	■藤岡支店 〒323-1102 栃木市藤岡町赤麻1740 TEL : 0282-62-4333 ATM : 有	
	■岩舟支店 〒329-4307 栃木市岩舟町静880-1 TEL : 0282-55-3333 ATM : 有	

# 事業所・施設・ATM一覧

(令和6年6月1日現在)

- 葬祭ホール  
ひらやなぎホール  
栃木市平柳町2-15-24  
TEL : 0282-29-1567
- グリーンズピア  
栃木市沼和田町29-33  
TEL : 0282-25-3366
- アトラス壬生ホール  
壬生町寿町5-23  
TEL : 0282-82-6556
- おおひらホール  
栃木市大平町富田5003-11  
TEL : 0282-45-1400
- まごころ庵西水代  
栃木市大平町西水代1933-4  
TEL : 0282-21-8538
- 藤岡中央ホール  
栃木市藤岡町大前1229-1  
TEL : 0282-62-5211
- いわふねホール  
栃木市岩舟町和泉680-1  
TEL : 0282-55-8787

- とちぎ農産物直売所よっとこれ  
栃木市大宮町1419-5  
TEL : 0282-27-8555  
営業時間：午前8:30～午後4:00  
定休日：火曜日

- 都賀生出宿里の駅農産物直売所  
栃木市都賀町大柿334-5  
TEL : 0282-91-1181  
営業時間  
(3~10月)午前9:00~午後5:00  
(11~2月)午前9:00~午後4:30  
定休日：火曜日

- みぶ農産物直売所いなばの郷  
壬生町上稻葉1664  
TEL : 0282-82-8361  
営業時間：午前9:00～午後4:00  
定休日：無休

- 大平カインズモール  
農産物直売所「愛菜果」  
栃木市大平町下皆川700  
TEL : 0282-45-1772  
営業時間：午前9:30～午後6:00  
定休日：無休

- ゆうゆうプラザ農産物直売所  
栃木市大平町西野田666-1  
TEL : 0282-43-0800  
(大平地区営農経済センター)  
営業時間：午前10:00～午後2:00  
定休日：月・火・木・土曜日

- 店舗以外のATM設置台数  
■栃木市役所藤岡総合支所  
栃木市藤岡町藤岡

# 2024 Disclosure

下野農業協同組合  
経営資料編

## 経営資料編

I. 決算の状況	39
貸借対照表	39
損益計算書	40
注記表	42
部門別損益計算書	53
剩余金処分計算書	56
II. 損益の状況	58
III. 事業の概況	60
1. 信用事業	60
2. 共済事業取扱実績	68
3. 主要事業取扱実績	70
IV. 経営諸指標	73
V. 単体自己資本の充実の状況	74
VI. 連結情報	83
VII. 役職員の報酬等	116

# I. 決算の状況

## ■貸借対照表

(単位 : 千円)

科 目	4年度 令和5年2月28日 現在	5年度 令和6年2月29日 現在		4年度 令和5年2月28日 現在	5年度 令和6年2月29日 現在
( 資 産 の 部 )					( 負 債 の 部 )
1.信用事業資産	192,495,231	192,163,293	1.信用事業負債	195,803,033	196,398,794
(1)現金	949,839	923,873	(1)貯金	195,147,648	195,791,299
(2)預金	146,419,592	144,336,018	(2)借入金	13,206	7,853
系統預金	146,315,568	144,268,181	(3)その他の信用事業負債	642,179	599,642
系統外預金	104,023	67,837	未払費用	9,865	9,926
(3)有価証券	12,249,243	13,454,431	その他の負債	632,313	589,715
国債	8,653,610	9,855,390	2.共済事業負債	563,871	600,289
社債	3,595,633	3,599,041	(1)共済資金	274,915	319,747
(4)貸出金	31,930,549	32,660,468	(2)未経過共済付加収入	282,208	274,385
(5)その他の信用事業資産	977,475	807,282	(3)共済未払費用	3,687	3,192
未収収益	704,627	711,997	(4)その他の共済事業負債	3,058	2,964
その他の資産	272,848	95,285	3.経済事業負債	781,242	805,057
(6)貸倒引当金	△31,469	△18,781	(1)経済事業未払金	654,119	575,929
2.共済事業資産	1,513	1,552	(2)経済受託債務	71,024	89,833
3.経済事業資産	2,331,075	2,432,338	(3)その他の経済事業負債	56,098	139,294
(1)経済事業未収金	1,127,332	1,095,741	4.雑負債	253,960	202,310
(2)経済受託債権	359,349	265,324	(1)未払法人税等	68,458	12,361
(3)棚卸資産	588,102	876,081	(2)資産除去債務	27,871	28,027
販売品	339,677	643,326	(3)その他の負債	157,630	161,921
購買品	209,176	193,363	5.諸引当金	1,692,876	1,676,898
宅地	30,676	30,676	(1)賞与引当金	121,768	75,519
その他の棚卸資産	8,572	8,714	(2)退職給付引当金	1,533,122	1,551,638
(4)その他の経済事業資産	265,919	205,305	(3)役員退職給付引当金	33,126	44,706
(5)貸倒引当金	△9,628	△10,114	(4)ポイント引当金	4,859	5,034
4.雑資産	491,395	549,961	負 債 の 部 合 計	199,094,984	199,683,350
5.固定資産	4,466,924	5,245,586	( 純 資 産 の 部 )		
(1)有形固定資産	4,464,277	5,243,777	1.組合員資本	12,578,631	12,756,238
建物	6,637,483	6,910,023	(1)出資金	1,982,709	1,970,257
機械装置	1,731,346	2,361,134	(2)資本準備金	7,095	7,095
土地	2,344,268	2,345,227	(3)利益剰余金	10,603,282	10,793,028
建設仮勘定	11,622	150	利益準備金	2,788,819	2,858,819
その他の有形固定資産	1,452,590	1,363,267	その他の利益剰余金	7,814,463	7,934,209
減価償却累計額	△7,713,034	△7,736,025	特別積立金	2,151,883	2,151,883
(2)無形固定資産	2,647	1,808	信用事業基盤整備強化積立金	2,737,536	2,837,536
6.外部出資	10,687,051	10,687,051	肥料価格安定準備金	6,227	6,227
系統出資	10,203,980	10,203,980	教育基金	211,000	211,000
系統外出資	440,771	440,771	営農施設設置及び運営積立金	1,138,000	1,238,000
子会社等出資	42,300	42,300	宅地等供給事業運営積立金	61,070	61,070
7.繰延税金資産	497,195	487,526	農林年金対策積立金	458,000	458,000
			税効果調整積立金	481,242	487,526
			当期末処分剰余金	569,503	482,965
			(うち当期剰余金)	301,688	209,354
			(4)処分未済持分	△14,455	△14,143
			2.評価・換算差額等	△703,229	△872,279
			(1)その他有価証券評価差額金	△703,229	△872,279
			純 資 産 の 部 合 計	11,875,402	11,883,958
資 産 の 部 合 計	210,970,386	211,567,309	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	210,970,386	211,567,309

## 損益計算書

(単位：千円)

科 目	4年度 令和4年3月1日から 令和5年2月28日まで		5年度 令和5年3月1日から 令和6年2月29日まで	
1.事業総利益		3,055,496		3,010,629
事業収益	6,848,262		6,865,597	
事業費用	3,792,766		3,854,968	
(1)信用事業収益	1,223,325		1,220,605	
資金運用収益	1,151,206		1,107,313	
うち預金利息	637,688		635,306	
うち有価証券利息配当金	77,727		89,771	
うち貸出金利息	366,317		370,532	
うちその他受入利息	69,472		11,703	
役務取引等収益	54,342		60,499	
その他経常収益	17,777		52,792	
(2)信用事業費用	150,278		155,278	
資金調達費用	14,371		15,618	
うち貯金利息	9,544		11,129	
うち給付補填備金繰入	2,504		1,707	
うちその他支払利息	2,322		2,782	
役務取引等費用	23,653		25,368	
その他経常費用	112,254		114,291	
うち貸倒引当金戻入額	△4,106		△5,366	
うち貸出金償却	—		750	
うちその他費用	116,360		118,907	
信用事業総利益		1,073,047		1,065,327
(3)共済事業収益	724,640		692,319	
共済付加収入	682,262		659,101	
その他の収益	42,378		33,218	
(4)共済事業費用	37,274		40,522	
共済推進費	7,998		7,153	
その他の費用	29,275		33,369	
共済事業総利益		687,366		651,797
(5)購買事業収益	2,787,994		2,848,630	
購買品供給高	2,528,063		2,570,258	
購買手数料	216,777		196,332	
その他の収益	43,152		82,039	
(6)購買事業費用	2,268,600		2,345,050	
購買品供給原価	2,158,750		2,196,104	
購買品供給費	3,322		3,382	
その他費用	106,526		145,563	
うち貸倒引当金繰入額	1,322		488	
うちその他費用	105,204		145,075	
購買事業総利益		519,393		503,580
(7)販売事業収益	1,460,712		1,451,070	
販売品販売高	835,911		726,768	
販売手数料	351,102		401,813	
その他の収益	273,699		322,487	
(8)販売事業費用	1,056,459		1,000,779	
販売品販売原価	719,526		634,001	
その他費用	336,933		366,778	
うち貸倒引当金繰入額	9		—	
うち貸倒引当金戻入益	—		△2	
うちその他費用	336,924		366,780	
販売事業総利益		404,253		450,290
(9)保管事業収益	36,615		32,336	
(10)保管事業費用	14,328		12,242	
保管事業総利益	22,287		20,094	

# I. 決算の状況

(単位：千円)

科 目	4年度 令和4年3月 1日から 令和5年2月28日まで		5年度 令和5年3月 1日から 令和6年2月29日まで	
(11)加工事業収益	3,038			2,443
(12)加工事業費用	2,189			1,716
加工事業総利益		848		726
(13)利用事業収益	645,220			651,969
共同乾燥施設収益	358,061		358,498	
その他利用収益	287,159		293,471	
(14)利用事業費用	304,282			299,475
共同乾燥施設費用	124,985		129,066	
その他利用費用	179,296		170,409	
利用事業総利益		340,938		352,494
(15)宅地等供給事業収益	27,408			19,028
(16)宅地等供給事業費用	2,050			1,645
宅地等供給事業総利益		25,358		17,382
(17)指導事業収入	10,076			6,272
(18)指導事業支出	28,072			57,337
指導事業収支差額		△17,996		△51,065
2.事業管理費		2,900,639		2,972,883
(1)人件費	2,035,819			2,051,035
(2)業務費	192,878			207,617
(3)諸税負担金	106,649			108,815
(4)施設費	538,755			579,184
(5)その他事業管理費	26,536			26,230
事業利益		154,857		37,745
3.事業外収益		235,347		231,128
(1)受取雑利息	2,598			3,912
(2)受取出資配当金	183,430			183,172
(3)賃貸料	31,584			30,938
(4)償却債権取立益	3,129			1,744
(5)雑収入	14,604			11,360
4.事業外費用		22,730		24,356
(1)寄付金	627			1,000
(2)賃貸費用	17,708			17,314
(3)雑損失	4,395			6,041
経常利益		367,474		244,518
5.特別利益		37,235		24,918
(1)固定資産処分益	37,235			13,081
(2)団火共済金	–			11,762
(3)その他の特別利益	–			75
6.特別損失		13,059		23,713
(1)固定資産処分損	7,106			3,249
(2)減損損失	–			340
(3)建物等撤去費用	5,953			9,290
(4)盜難損害金	–			10,833
税引前当期利益		391,650		245,722
(1)法人税・住民税及び事業税	105,915			26,699
(2)法人税等調整額	△15,952			9,668
7.法人税等合計		89,962		36,368
当期剰余金		301,688		209,354
当期首締越剰余金		267,815		263,942
税効果調整積立金取崩額		–		9,668
当期末処分剰余金		569,503		482,965

4年度	5年度
<b>■継続組合の前提に関する注記</b>	<b>■継続組合の前提に関する注記</b>
継続組合の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況はありません。	継続組合の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況はありません。
<b>■重要な会計方針に係る事項に関する注記</b>	<b>■重要な会計方針に係る事項に関する注記</b>
<p>1. 次に掲げる資産の評価基準及び評価方法</p> <p>①有価証券</p> <p>ア. 満期保有目的の債券 ······ 償却原価法(定額法)</p> <p>イ. 子会社株式及び関連会社株式 ··· 移動平均法による原価法</p> <p>ウ. その他の有価証券</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・時価のあるもの ······ 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）</li> <li>・市場価格のない株式等 ······ 移動平均法による原価法</li> </ul> <p>②棚卸資産</p> <p>ア. 販売品（米） ······ 総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）</p> <p>イ. 購買品 ······ 総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）</p> <p>ウ. 宅地 ······ 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）</p>	<p>1. 次に掲げる資産の評価基準及び評価方法</p> <p>①有価証券</p> <p>ア. 満期保有目的の債券 ······ 償却原価法(定額法)</p> <p>イ. 子会社株式及び関連会社株式 ··· 移動平均法による原価法</p> <p>ウ. その他の有価証券</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・時価のあるもの ······ 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）</li> <li>・市場価格のない株式等 ······ 移動平均法による原価法</li> </ul> <p>②棚卸資産</p> <p>ア. 販売品（米） ······ 総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）</p> <p>イ. 購買品 ······ 総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）</p> <p>ウ. 宅地 ······ 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）</p>
<p>2. 固定資産の減価償却の方法</p> <p>①有形固定資産</p> <p>定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法を採用しています。</p> <p>また、取得価額の10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、法人税法の規定に基づき、3年間で均等償却を行っています。</p> <p>②無形固定資産</p> <p>定額法を採用しています。</p> <p>なお、自社利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。</p>	<p>2. 固定資産の減価償却の方法</p> <p>①有形固定資産</p> <p>定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法を採用しています。</p> <p>また、取得価額の10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、法人税法の規定に基づき、3年間で均等償却を行っています。</p> <p>②無形固定資産</p> <p>定額法を採用しています。</p> <p>なお、自社利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。</p>
<p>3. 引当金の計上基準</p> <p>①貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、資産査定要領、経理規程および資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。</p> <p>また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。</p> <p>破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。</p> <p>上記以外の債権については、今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。</p> <p>すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署および企画総務部リスク統括課が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。</p>	<p>3. 引当金の計上基準</p> <p>①貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、資産査定要領、経理規程および資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。</p> <p>また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。</p> <p>破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。</p> <p>上記以外の債権については、今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。</p> <p>すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署および企画総務部リスク統括課が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。</p>

# I. 決算の状況

4年度	5年度
<p>②賞与引当金 職員賞与の支給に備えるため、次期支給の賞与見積額のうち当期に属する期間対応分を計上しています。</p> <p>③退職給付引当金 職員の退職金に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しています。</p> <p>ア. 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。</p> <p>イ. 数理計算上の差異、過去勤務費用の費用処理方法 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間に基づく年数（12～13年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しています。</p> <p>④役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支払いに備えるため、役員退任給与金積立・支給規程に定めるところに従って期末要支給額を計上しています。</p> <p>⑤ポイント引当金 事業利用の促進を目的とするポイント制度に基づき組合員・利用者に付与したポイントの使用による費用発生に備えるため、当事業年度末において将来発生すると見込まれる額を計上しています。</p>	<p>②賞与引当金 職員賞与の支給に備えるため、次期支給の賞与見積額のうち当期に属する期間対応分を計上しています。</p> <p>③退職給付引当金 職員の退職金に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しています。</p> <p>ア. 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。</p> <p>イ. 数理計算上の差異、過去勤務費用の費用処理方法 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間に基づく年数（12年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しています。</p> <p>④役員退任給与引当金 役員の退職慰労金の支払いに備えるため、役員退任給与金積立・支給規程に定めるところに従って期末要支給額を計上しています。</p> <p>⑤ポイント引当金 事業利用の促進を目的とするポイント制度に基づき組合員・利用者に付与したポイントの使用による費用発生に備えるため、当事業年度末において将来発生すると見込まれる額を計上しています。</p>
<p>4. 収益及び費用の計上基準 当組合は「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。 主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。</p> <p>①購買事業 農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。</p> <p>②販売事業 組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識するほか、「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時点で収益を認識しています。</p> <p>③利用事業 ライスセンター・育苗センター・共同選果場・保冷貯蔵庫の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。</p>	<p>4. 収益及び費用の計上基準 当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。</p> <p>①購買事業 農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。</p> <p>②販売事業 組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識するほか、「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時点で収益を認識しています。</p> <p>③利用事業 ライスセンター・育苗センター・共同選果場・保冷貯蔵庫の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。</p>
<p>5. リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引で、会計基準適用初年度開始前に取引を行ったものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。</p>	<p>5. リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引で、会計基準適用初年度開始前に取引を行ったものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。</p>
<p>6. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は「雑資産」に計上し、5年間で均等償却を行っています。</p>	<p>6. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は「雑資産」に計上し、5年間で均等償却を行っています。</p>
<p>7. 決算書類に記載した金額の端数処理の方法 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、表示単位未満の科目については「0」で、取引がない場合は「一」と表示しています。</p>	<p>7. 決算書類に記載した金額の端数処理の方法 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、表示単位未満の科目については「0」で、取引がない場合は「一」と表示しています。</p>

4年度	5年度
<p>8. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項            ①事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法            当組合は事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。            ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。            ②当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について            購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。</p>	<p>8. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項            ①事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法            当組合は事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。            ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。            ②当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について            購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。</p>

#### ▶会計方針の変更に関する注記

##### 1. 収益認識に関する会計基準等の適用

当組合は「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

###### (1) 収益の計上時期の変更

販売事業の一部の取引において、従来は仕切書が到達した時点で収益を認識していましたが、販売品の出荷時点で収益を認識する方法に変更しています。

これにより、従来の方法と比べて当事業年度における販売事業収益は5,971千円増加しており、その結果、事業利益、経常利益及び税引前当期利益がそれぞれ同額増加しています。

なお、当該会計方針の変更による影響は軽微なため、遡及適用は行っていません。

###### (2) 代理人取引に係る収益認識

財又はサービスを利用者等に移転する前に支配していない場合、すなわち、利用者等に代わって調達の手配を代理人として行う取引については、従来は、利用者等から受け取る対価の総額を収益として認識していましたが、利用者等から受け取る額から受入先（仕入先）に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しています。

これにより、従来の方法と比べて当事業年度における購買事業収益は2,163,519千円、購買事業費用は2,163,519千円減少しております。これによる当該事業年度における損益への影響はありません。

##### 2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。

#### ▶表示方法の変更に関する注記

##### 1. 購買手数料の表示方法

前事業年度まで購買事業収益の「購買手数料」として表示していた「購買その他収益」（前事業年度3,114千円）は、収益認識会計基準の適用に伴い、4,093千円を購買その他収益に含めて記載し、代理人取引にかかる購買手数料を「購買手数料」に記載することへ変更しています。

#### ▶会計方針の変更に関する注記

##### 1. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用方針」（企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第26-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

#### ▶表示方法の変更に関する注記

該当する事項はありません。

#### ▶会計上の見積もりの変更に関する注記

##### 1. 繰延税金資産の回収可能性

①当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産（純額） 497,195千円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

###### ア. 算定方法

合理的にスケジューリングされた将来減算一時差異に係る繰延税金資産を計上しています。

#### ▶会計上の見積もりの変更に関する注記

##### 1. 繰延税金資産の回収可能性

①当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産（純額） 487,526千円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

###### ア. 算定方法

合理的にスケジューリングされた将来減算一時差異に係る繰延税金資産を計上しています。

# I. 決算の状況

4年度

5年度

## イ. 主要な仮定

過去3年及び当事業年度における課税所得について、期末における将来減算一時差異を下回るもののが安定的に生じており、将来においても一定水準の課税所得が発生するものと仮定しています。

## ウ. 翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

## 2. 貸倒引当金

### ①当事業年度の計算書類に計上した金額

貸倒引当金 41,098千円

### ②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

#### ア. 算定方法

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「3.引当金の計上基準」の「①貸倒引当金」に記載しています。

#### イ. 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の返済能力を個別に評価し、設定しています。

## ウ. 翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

## イ. 主要な仮定

過去3年及び当事業年度における課税所得について、期末における将来減算一時差異を下回るもののが安定的に生じており、将来においても一定水準の課税所得が発生すると仮定しています。

## ウ. 翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

## 2. 固定資産の減損

### ①当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失 340千円

### ②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

#### ア. 算定方法

「損益計算書に関する注記」の「2.減損会計適用による固定資産の減損損失」に記載しています。

#### イ. 主要な仮定

固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、単年度事業計画等を基礎として算出しており、計画年度以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

## ウ. 翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

これらの仮定は将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

## 3. 貸倒引当金

### ①当事業年度の計算書類に計上した金額

貸倒引当金 28,896千円

### ②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

#### ア. 算定方法

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「3.引当金の計上基準」の「①貸倒引当金」に記載しています。

#### イ. 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の返済能力を個別に評価し、設定しています。

## ウ. 翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

## ■誤謬の訂正に関する注記

該当する事項はありません。

## ■誤謬の訂正に関する注記

該当する事項はありません。

## ■貸借対照表に関する注記

### 1. 圧縮記帳額

有形固定資産の取得価格から控除している圧縮記帳額は、3,225,931千円であり、その内訳は次のとおりです。

土地	6,695千円	建物	1,073,075千円
構築物	1,096,278千円	機械装置	986,635千円
車両・運搬器具	12,766千円	工具器具備品	50,481千円

### 2. 担保に供した資産等

担保に供した資産等は次のとおりです。

#### ・担保に供している資産

預金 4,702,400千円

#### ・担保資産に対応する債務

為替決済に係る債務（上限） 4,700,000千円

公金取扱に係る決済保証金 2,400千円

### 3. 子会社等に対する金銭債権・債務の額

金銭債権の総額 74,508千円  
金銭債務の総額 143,200千円

### 4. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権の額

金銭債権の総額 28,981千円

### 1. 圧縮記帳額

有形固定資産の取得価格から控除している圧縮記帳額は、3,014,069千円であり、その内訳は次のとおりです。

土地	6,695千円	建物	1,073,075千円
構築物	958,088千円	機械装置	912,963千円
車両・運搬器具	12,766千円	工具器具備品	50,481千円

### 2. 担保に供した資産等

担保に供した資産等は次のとおりです。

#### ・担保に供している資産

預金 4,702,400千円

#### ・担保資産に対応する債務

為替決済に係る債務（上限） 4,700,000千円

公金取扱に係る決済保証金 2,400千円

### 3. 子会社等に対する金銭債権・債務の額

金銭債権の総額 62,470千円  
金銭債務の総額 200,013千円

### 4. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権の額

金銭債権の総額 35,400千円

## 4年度

5. 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号木（2）  
 (i) から (iv) までに掲げるものの額及びその合計額

単位：千円

区分	金額
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	69,831
危険債権	32,448
要管理債権	—
三月以上延滞債権	—
貸出条件緩和債権	—
合計	102,279

## 5年度

5. 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号木（2）  
 (i) から (iv) までに掲げるものの額及びその合計額

単位：千円

区分	金額
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	72,603
危険債権	32,083
要管理債権	—
三月以上延滞債権	—
貸出条件緩和債権	—
合計	104,687

## (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

## 2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。

## 3. 要管理債権

「4. 三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「5. 貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。

## 4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

## 5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

## (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

## 2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。

## 3. 要管理債権

「4. 三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「5. 貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。

## 4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

## 5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

## 損益計算書に関する注記

## 1. 子会社等との取引高の総額

①子会社等との取引による収益総額	51,201千円
うち事業取引高	49,789千円
うち事業取引以外の取引高	1,412千円
②子会社等との取引による費用総額	8,896千円
うち事業取引高	0千円
うち事業取引以外の取引高	8,895千円

## 損益計算書に関する注記

## 1. 子会社等との取引高の総額

①子会社等との取引による収益総額	53,750千円
うち事業取引高	52,255千円
うち事業取引以外の取引高	1,494千円
②子会社等との取引による費用総額	9,087千円
うち事業取引高	1千円
うち事業取引以外の取引高	9,086千円

## 2. 減損会計適用による固定資産の減損損失

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については支店ごとに、また、遊休資産及び賃貸固定資産については各固定資産をグルーピングの最小単位としています。本店及び営農関連施設については、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。また、本年度より壬生支店、藤岡支店のグルーピングを共用資産から一般資産に変更しております。

減損損失の兆候がある資産または資産グループについては、全て割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額との比較を行い、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る資産または資産グループについて、減損損失を認識いたしました。

減損損失の内訳は次のとおりです。

区分	資産名 場所	減損損失の認識に至った経緯	種類ごとの減損損失額(千円)		回収可能価額の算定方法
			(土地)	340	
遊休資産	旧藤岡南直壳所跡地	回収可能額が帳簿価格まで達しないため帳簿価格を回収可能額まで減額し、当事業年度減少額を減損損失として認識した。	(土地)	340	正味売却額を採用しており、その時価は、固定資産税評価額に基づき算定しています。
	栃木市藤岡町				
合 計			340		

# I. 決算の状況

4年度

5年度

3. 肉用牛肥育経営安定交付金制度(牛マルキン)の生産者への損失補填  
事業外費用（雑損失）には、組合の過失により肉用牛肥育経営安定交付金制度（牛マルキン）の登録が漏れていたため、生産者への補填金分929千円が含まれています。

## ■金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### ①金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫へ預けているほか、国債など有価証券による運用を行っています。

#### ②金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によつてもたらされる信用リスクにさらされています。

また、有価証券は、主に債券であり、満期保有目的及びその他有価証券で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクにさらされています。

#### ③金融商品に係るリスク管理体制

##### ア. 信用リスクの管理

当組合は、個別的重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部署を設置し各支店との連携をはかりながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先の償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上をはかるため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化につとめています。

##### イ. 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益の確保及び財務の安定化をはかつています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築につとめています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買を行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

##### (市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券及び貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.50%上昇したものと想定した場合には、経済価値が557,106千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

##### ウ. 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保につとめています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上で重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

## ■金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### ①金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫へ預けているほか、国債など有価証券による運用を行っています。

#### ②金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によつてもたらされる信用リスクにさらされています。

また、有価証券は、主に債券であり、満期保有目的及びその他有価証券で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクにさらされています。

#### ③金融商品に係るリスク管理体制

##### ア. 信用リスクの管理

当組合は、個別的重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部署を設置し各支店との連携をはかりながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先の償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上をはかるため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化につとめています。

##### イ. 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益の確保及び財務の安定化をはかつています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築につとめています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買を行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

##### (市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券及び貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.50%上昇したものと想定した場合には、経済価値が591,291千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

##### ウ. 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保につとめています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上で重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

## 4年度

## 5年度

## ④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

## ①金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しています。

単位：千円

	貸借対照表 計上額	時価	差額
預金 有価証券	146,419,592	146,384,634	△34,958
満期保有目的の債券	3,304,503	3,164,120	△140,383
その他有価証券	8,944,740	8,944,740	-
貸出金	31,930,549		
貸倒引当金	△30,323		
貸倒引当金控除後	31,900,225	32,192,345	292,119
資産計	190,569,061	190,685,839	116,777
貯金	195,147,648	195,094,121	△53,526
負債計	195,147,648	195,094,121	△53,526

(注) 貸倒引当金は、一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金です。

## ②金融商品の時価の算定方法

## ア. 資産

## a 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下OISという）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

## b 有価証券

債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。

## c 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

## イ. 債権

## a 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

## ③市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

単位：千円

	貸借対照表計上額
外部出資	10,687,051
外部出資等損失引当金	-
外部出資（引当金控除後）	10,687,051

(注) 外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号2019年7月4日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

## ④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

## ①金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しています。

単位：千円

	貸借対照表 計上額	時価	差額
預金 有価証券	144,336,018	144,262,037	△73,981
満期保有目的の債券	3,303,801	3,210,620	△93,181
その他有価証券	10,150,630	10,150,630	-
貸出金	32,660,468		
貸倒引当金	△18,750		
貸倒引当金控除後	32,640,717	32,836,271	194,554
資産計	190,432,167	190,459,558	27,391
貯金	195,791,299	195,698,620	△92,678
負債計	195,791,299	195,698,620	△92,678

(注) 貸倒引当金は、一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金です。

## ②金融商品の時価の算定方法

## ア. 資産

## a 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下OISという）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

## b 有価証券

有価証券について、主に国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっています。

## c 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

## イ. 債権

## a 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

## ③市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

単位：千円

	貸借対照表計上額
外部出資	10,687,051

(注) 外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号2019年7月4日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

# I. 決算の状況

4年度

④金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

		単位：千円		
		1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内
預金	有価証券	146,419,592	—	—
満期保有目的の債権		200,000	—	—
その他有価証券のうち満期があるもの		—	—	100,000
貸出金		2,470,514	1,984,600	1,858,798
合計		149,090,107	1,984,600	1,958,798
		3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	有価証券	—	—	—
満期保有目的の債権		300,000	300,000	2,500,000
その他有価証券のうち満期があるもの		—	—	9,600,000
貸出金		1,719,536	1,600,958	22,210,439
合計		2,019,536	1,900,958	34,310,439

- (注) 1. 貸出金のうち当座貸越203,122千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付ローンについては「5年超」に含めています。  
 2. 三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等85,701千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤その他の有利子負債の決算日後の返済予定額

単位：千円			
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内
貯金	181,699,098	8,933,842	3,567,033
	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	434,398	511,049	2,226

(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

5年度

④金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

		単位：千円		
		1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内
預金	有価証券	144,336,018	—	—
満期保有目的の債権		—	—	400,000
その他有価証券のうち満期があるもの		—	100,000	—
貸出金		2,546,162	2,020,882	1,885,912
合計		146,882,180	2,120,882	2,285,912
		3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	有価証券	—	—	—
満期保有目的の債権		400,000	200,000	2,300,000
その他有価証券のうち満期があるもの		—	—	11,000,000
貸出金		1,756,025	1,619,729	22,763,504
合計		2,156,025	1,819,729	36,063,504

- (注) 1. 貸出金のうち当座貸越208,823千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付ローンについては「5年超」に含めています。  
 2. 三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等68,251千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤その他の有利子負債の決算日後の返済予定額

単位：千円			
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内
貯金	185,547,586	4,144,960	5,167,129
	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	505,718	421,158	4,746

(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

## ■有価証券に関する注記

### 1. 有価証券の時価、評価差額に関する事項

#### ①満期保有目的の債券で時価のあるもの

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

単位：千円				
		貸借対照表 計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	社 債	200,379	200,480	100
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	社 債	3,104,124	2,963,640	△140,484
合 計		3,304,503	3,164,120	△140,383

#### ②その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

単位：千円

		取得原価又 は償却原価	貸借対照表 計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	国 債	285,396	285,420	23
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国 債	9,060,172	8,368,190	△691,982
	社 債	302,400	291,130	△11,270
	小 計	9,362,572	8,659,320	△703,252
合 計		9,647,969	8,944,740	△703,229

なお、上記差額合計を「その他有価証券評価差額金」に計上しています。

### 1. 有価証券の時価、評価差額に関する事項

#### ①満期保有目的の債券で時価のあるもの

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

単位：千円

		貸借対照表 計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	社 債	800,000	800,400	400
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	社 債	2,503,801	2,410,220	△93,581
合 計		3,303,801	3,210,620	△93,181

#### ②その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

単位：千円

		取得原価又 は償却原価	貸借対照表 計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	国 債	97,490	100,290	2,799
	社 債	100,000	100,120	120
	小 計	197,490	200,410	2,919
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国 債	10,623,211	9,755,100	△868,111
	社 傷	202,207	195,120	△7,087
	小 計	10,825,418	9,950,220	△875,198
合 計		11,022,909	10,150,630	△872,279

なお、上記差額合計を「その他有価証券評価差額金」に計上しています。

## 4年度

## 5年度

## ▶退職給付に関する注記

## 1. 退職給付債務の内容

## ①採用している退職金制度

職員の退職給付金に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づく退職給付の一部に充てるため、一般財団法人全国農林漁業団体共済会との契約による特定退職共済制度を採用しています。

なお、下記の他、一般財団法人全国農林漁業団体共済会への積立額は900,681千円あり、今年度、退職給付掛金71,661千円を福利厚生費に計上しています。

## ②退職給付債務の期首残高と期末残高の調整額

期首における退職給付債務	1,509,927千円
勤務費用	42,379千円
利息費用	7,202千円
数理計算上の差異の発生額	△88,114千円
退職給付の支払額	△31,535千円
期末における退職給付債務	1,439,859千円

## ▶退職給付に関する注記

## 1. 退職給付債務の内容

## ①採用している退職給付制度

職員の退職給付金に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づく退職給付の一部に充てるため、一般財団法人全国農林漁業団体共済会との契約による特定退職共済制度を採用しています。

なお、下記の他、一般財団法人全国農林漁業団体共済会への積立額は929,740千円あり、今年度、退職給付掛金71,743千円を福利厚生費に計上しています。

## ②退職給付債務の期首残高と期末残高の調整額

期首における退職給付債務	1,439,859千円
勤務費用	35,533千円
利息費用	13,290千円
数理計算上の差異の発生額	△13,430千円
退職給付の支払額	△34,017千円
期末における退職給付債務	1,441,235千円

## ③退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,439,859千円
未認識数理計算上の差異	93,263千円
貸借対照表計上額純額	1,533,122千円
退職給付引当金	1,533,122千円

## ③退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,441,235千円
未認識数理計算上の差異	110,403千円
貸借対照表計上額純額	1,551,638千円
退職給付引当金	1,551,638千円

## ④退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	42,379千円
利息費用	7,202千円
数理計算上の差異の費用処理額	10,493千円
合計	60,074千円

## ④退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	35,533千円
利息費用	13,290千円
数理計算上の差異の費用処理額	3,711千円
小計	52,534千円
臨時に支払った退職金	330千円
合計	52,864千円

## ⑤割引率に関する事項

割引率	0.923%
-----	--------

## ⑤割引率に関する事項

割引率	1.096%
-----	--------

## 2. 特例業務負担金

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合をはかるための農林漁業団体共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金24,435千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和4年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、257,625千円となっています。

## 2. 特例業務負担金

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合をはかるための農林漁業団体共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金25,029千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和5年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、222,058千円となっています。

# I. 決算の状況

4年度		5年度	
▼税効果会計に関する注記		▼税効果会計に関する注記	
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳		1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳	
①繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		①繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産		繰延税金資産	
賞与引当金	33,729千円	賞与引当金	20,918千円
未払事業税	6,369千円	未払事業税	1,731千円
退職給付引当金	424,674千円	退職給付引当金	429,803千円
減損損失	59,934千円	減損損失	58,800千円
貸付利息未計上	20,078千円	貸付利息未計上	15,053千円
棚卸宅地未計上	19,589千円	棚卸宅地未計上	19,589千円
役員退任給与引当金	9,175千円	役員退任給与引当金	12,383千円
その他有価証券評価差額金	194,794千円	その他有価証券評価差額金	241,621千円
その他	26,792千円	その他	24,246千円
繰延税金資産小計	795,139千円	繰延税金資産小計	824,148千円
評価性引当額	△291,612千円	評価性引当額	△330,359千円
繰延税金資産合計 (a)	503,527千円	繰延税金資産合計 (a)	493,789千円
繰延税金負債		繰延税金負債	
全農外部出資評価益(合併交付金)	△4,776千円	全農外部出資評価益(合併交付金)	△4,776千円
資産除去債務	△1,555千円	資産除去債務	△1,486千円
繰延税金負債合計 (b)	△6,331千円	繰延税金負債合計 (b)	△6,263千円
繰延税金資産の純額 (a + b)	497,195千円	繰延税金資産の純額 (a + b)	487,526千円
②法定実効税率と法人税等の負担率との間の重要な差異の主な内訳		②法定実効税率と法人税等の負担率との間の重要な差異の主な内訳	
法定実効税率	27.7%	法定実効税率	27.7%
(調整)		(調整)	
交際費等永久に損金に算入できない項目	0.6%	交際費等永久に損金に算入できない項目	1.4%
受取配当金等永久に益金に算入できない項目	△6.5%	受取配当金等永久に益金に算入できない項目	△10.3%
住民税均等割等	0.8%	住民税均等割等	1.3%
評価性引当額の増減	0.5%	評価性引当額の増減	△3.3%
その他	△0.2%	法人税の税額控除	△1.5%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	22.9%	その他	△0.5%
		税効果会計適用後の法人税等の負担率	14.8%
▼賃貸等不動産に関する注記		▼賃貸等不動産に関する注記	
該当する事項はありません。		該当する事項はありません。	
▼合併に関する注記		▼合併に関する注記	
該当する事項はありません。		該当する事項はありません。	
▼新設分割に関する注記		▼新設分割に関する注記	
該当する事項はありません。		該当する事項はありません。	
▼重要な後発事象に関する注記		▼重要な後発事象に関する注記	
該当する事項はありません。		該当する事項はありません。	
▼収益認識に関する注記		▼収益認識に関する注記	
「重要な会計方針に係る事項に関する注記 4. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。		「重要な会計方針に係る事項に関する注記 4. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。	

## 4年度

## 5年度

## ▼他の注記

## 1. 貸借対照表に計上している資産除去債務

## ①当該資産除去債務の概要

当組合の栃木西支店、大平地区営農経済センターは、設置の際に土地所有者との事業用定期借地権契約や不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了による原状回復義務に関し資産除去債務を計上しています。また、藤岡地区営農経済センター兼藤岡支店、本店別館（営農経済部）の一部に使用されている有害物質を除去する義務に関しても資産除去債務を計上しています。

## ②当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積もりにあたり、栃木西支店について、支出までの見込期間は38年、割引率は1.3%を採用し、藤岡地区営農経済センター兼藤岡支店の一部について、支出までの見込期間は40年、割引率は2.2%を採用しています。

大平地区営農経済センターについては過去に減損処理を行ったため、また、本店別館（営農経済部）については、取得時の評価額がないため、撤去額の全額を見積もりしています。

## ③当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	27,717千円
時の経過による調整額	154千円
期末残高	27,871千円

## ▼他の注記

## 1. 貸借対照表に計上している資産除去債務

## ①当該資産除去債務の概要

当組合の栃木西支店、大平地区営農経済センターは、設置の際に土地所有者との事業用定期借地権契約や不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了による原状回復義務に関し資産除去債務を計上しています。また、藤岡地区営農経済センター兼藤岡支店、本店別館（営農経済部）の一部に使用されている有害物質を除去する義務に関しても資産除去債務を計上しています。

## ②当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積もりにあたり、栃木西支店について、支出までの見込期間は38年、割引率は1.3%を採用し、藤岡地区営農経済センター兼藤岡支店の一部について、支出までの見込期間は40年、割引率は2.2%を採用しています。

大平地区営農経済センターについては過去に減損処理を行ったため、また、本店別館（営農経済部）については、取得時の評価額がないため、撤去額の全額を見積もりています。

## ③当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	27,871千円
時の経過による調整額	156千円
期末残高	28,027千円

## 2. 貸借対照表に計上している以外の資産除去債務

当組合は、下記に関して、不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、下記は当組合が事業を継続する上で必須の施設であり、現時点では除去は想定していません。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積もることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

## 2. 貸借対照表に計上している以外の資産除去債務

当組合は、下記に関して、不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、下記は当組合が事業を継続する上で必須の施設であり、現時点では除去は想定していません。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積もることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

種別	使用目的	所在地
集荷所	栃木地区青果物集荷所敷地 他3ヵ所	栃木市大宮町 他
事務所	壬生地区センター兼支店敷地 他8ヵ所	下都賀郡壬生町 他
倉庫	藤岡地区大前倉庫敷地 他3ヵ所	栃木市藤岡町 他

種別	使用目的	所在地
集荷所	栃木地区青果物集荷所敷地 他8ヵ所	栃木市大宮町 他
共乾施設	栃木地区ライスセンター敷地 他2ヵ所	栃木市大宮町 他
事務所	壬生地区センター兼支店敷地 他7ヵ所	下都賀郡壬生町 他
倉庫	国府中央倉庫敷地 他8ヵ所	栃木市惣社町 他

# I. 決算の状況

## 部門別損益計算書

令和4年3月1日から令和5年2月28日まで

(単位：千円)

区分	合計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益①	6,919,033	1,223,325	724,640	4,636,157	327,219	7,689	
事業費用②	3,863,536	150,278	37,274	3,535,642	115,843	24,499	
事業総利益③ (① - ②)	3,055,496	1,073,047	687,366	1,100,515	211,376	△16,809	
事業管理費④	2,900,639	779,402	562,388	1,033,673	271,383	253,791	
(うち減価償却費⑤)	(196,714)	(16,109)	(13,367)	(154,204)	(8,867)	(4,166)	
(うち人件費⑤')	(2,035,819)	(539,239)	(464,272)	(613,368)	(207,880)	(211,058)	
うち共通管理費⑥		126,987	76,192	165,083	33,863	21,164	△423,290
(うち減価償却費⑦)		(3,272)	(1,963)	(4,254)	(872)	(545)	(△10,908)
(うち人件費⑦')		(57,584)	(34,550)	(74,859)	(15,355)	(9,597)	(△191,947)
事業利益⑧ (③ - ④)	154,857	293,644	124,978	66,842	△60,006	△270,601	
事業外収益⑨	235,347	153,460	44,800	28,957	5,837	2,291	
うち共通分⑩		13,538	8,123	17,600	3,610	2,256	△45,129
事業外費用⑪	22,730	6,843	4,135	8,810	1,808	1,132	
うち共通分⑫		6,769	4,061	8,800	1,805	1,128	△22,566
経常利益⑬ (⑧ + ⑨ - ⑪)	367,474	440,261	165,643	86,989	△55,978	△269,441	
特別利益⑭	37,235	11,170	6,702	14,521	2,978	1,861	
うち共通分⑮		11,170	6,702	14,521	2,978	1,861	△37,235
特別損失⑯	13,059	3,917	2,350	5,093	1,044	652	
うち共通分⑰		3,917	2,350	5,093	1,044	652	△13,059
税引前当期利益⑲ (⑬ + ⑭ - ⑯)	391,650	447,514	169,994	96,418	△54,044	△268,233	
営農指導事業分配賦額⑲		80,469	64,375	80,469	42,917	△268,233	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益⑳ (⑲ - ⑲)	391,650	367,044	105,618	15,948	△96,961		

(注) 1. 上記の（部門別損益計算書）事業収益、事業費用の「合計」欄は、各事業の収益、費用の単純合算値を記載しております。

一方、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益（事業収益70,770千円、事業費用70,770千円）を除去した額を記載しています。よって両者は一致しておりません。

2. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費等

(人頭割+人件費を除いた事業管理費割+事業総利益割) の平均値

(2) 営農指導事業

(均等割+事業総利益割) の平均値

3. 配賦割合（1の配賦基準で算出した配賦の割合）

(単位：%)

区分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	30.0%	18.0%	39.0%	8.0%	5.0%	100.0%
営農指導事業	30.0%	24.0%	30.0%	16.0%		100.0%

## 予算統制の状況

(単位 : 千円)

項目		当初予算額	修正額	修正後予算額 c	決算額 d	差引( c - d )
事業管理費		2,915,500	-	2,915,500	2,900,639	14,860
営農指導事業	収入 a	2,750	-	2,750	7,689	△4,939
	支出 b	32,560	-	32,560	24,499	8,060
	差引( a - b )	△29,810	-	△29,810	△16,809	△13,000

## 専属事業損益の内訳

(単位 : 千円)

区分		信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業
経常利益 a (⑬の額)		440,261	165,643	86,989	△55,978	△269,441
減価償却費 b (⑤-⑦)		12,836	11,403	149,949	7,994	3,620
共通管理費等 c (⑥-⑩+⑫)		120,218	72,130	156,283	32,058	20,036
専属事業損益 a + b + c		573,316	249,178	393,223	△15,924	△245,784

## 部門別の資産

(単位 : 千円)

区分	合計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通資産
事業別の総資産	210,970,386	201,367,006	2,203,042	4,581,976	407,540	36,073	2,374,746
総資産(共通資産配賦後)	210,970,386	202,079,430	2,630,496	5,508,128	597,520	154,811	/

(注) 共通資産の他部門への配賦基準

共通管理費の配賦基準を準用

# I. 決算の状況

## ■部門別損益計算書

令和5年3月1日から令和6年2月29日まで

(単位：千円)

区分	合計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益①	6,924,677	1,220,605	692,319	4,706,841	301,141	3,769	
事業費用②	3,914,048	155,278	40,522	3,544,343	120,291	53,612	
事業総利益③ (①-②)	3,010,629	1,065,327	651,797	1,162,497	180,850	△49,843	
事業管理費④	2,972,883	775,618	572,880	1,082,406	267,062	274,914	
(うち減価償却費⑤)	(192,990)	(15,396)	(13,159)	(152,191)	(8,123)	(4,119)	
(うち人件費⑤')	(2,051,035)	(526,048)	(475,502)	(628,823)	(200,526)	(220,134)	
うち共通管理費⑥		126,499	81,321	180,713	36,142	27,107	△451,784
(うち減価償却費⑦)		(2,695)	(1,732)	(3,850)	(770)	(577)	(△9,627)
(うち人件費⑦')		(57,289)	(36,829)	(81,842)	(16,368)	(12,276)	(△204,606)
事業利益⑧ (③-④)	37,745	289,708	78,916	80,091	△86,212	△324,758	
事業外収益⑨	231,128	149,628	43,854	27,025	5,277	5,342	
うち共通分⑩		10,890	7,000	15,557	3,111	2,333	△38,893
事業外費用⑪	24,356	6,138	3,949	10,191	2,166	1,910	
うち共通分⑫		6,130	3,940	8,757	1,751	1,313	△21,893
経常利益⑬ (⑧+⑨-⑪)	244,518	433,198	118,822	96,924	△83,100	△321,326	
特別利益⑭	24,918	3,683	2,368	17,024	1,052	789	
うち共通分⑮		3,683	2,368	5,262	1,052	789	△13,156
特別損失⑯	23,713	3,606	2,318	15,985	1,030	772	
うち共通分⑰		3,606	2,318	5,152	1,030	772	△12,880
税引前当期利益⑱ (⑬+⑭-⑯)	245,722	433,275	118,872	97,963	△83,078	△321,309	
営農指導事業分配賦額⑲		99,605	73,901	99,605	48,196	△321,309	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益⑳ (⑱-⑲)	245,722	333,669	44,970	△1,642	△131,275		

- (注) 1. ⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は各事業に直課できない部分  
 2. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等  
 (1) 共通管理費等  
 (人頭割+人件費を除いた事業管理費割+事業総利益割) の平均値  
 (2) 営農指導事業  
 (均等割+事業総利益割) の平均値  
 3. 配賦割合 (1の配賦基準で算出した配賦の割合)

(単位：%)

区分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	28.0%	18.0%	40.0%	8.0%	6.0%	100.0%
営農指導事業	31.0%	23.0%	31.0%	15.0%		100.0%

## 予算統制の状況

(単位：千円)

項目		当初予算額	修正額	修正後予算額 c	決算額 d	差引( c - d )
事業管理費		2,879,500	—	2,879,500	2,972,883	△93,383
営農指導事業	収入 a	3,080	—	3,080	3,769	△689
	支出 b	32,650	—	32,650	53,612	△20,962
	差引( a - b )	△29,570	—	△29,570	△49,843	20,273

## 専属事業損益の内訳

(単位：千円)

区分		信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業
経常利益 a (⑪の額)		433,198	118,822	96,924	△83,100	△321,326
減価償却費 b (⑤-⑦)		12,700	11,427	148,341	7,352	3,541
共通管理費等 c (⑥-⑩+⑫)		121,739	78,261	173,913	34,782	26,087
専属事業損益 a + b + c		567,638	208,510	419,179	△40,965	△291,697

## 部門別の資産

(単位：千円)

区分	合計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通資産
事業別の総資産	211,567,309	201,022,544	2,192,011	5,506,456	411,940	36,822	2,397,534
総資産(共通資産配賦後)	211,567,309	201,693,853	2,623,567	6,465,469	603,743	180,674	

(注) 共通資産の他部門への配賦基準

共通管理費の配賦基準を準用

## 剰余金処分計算書

(単位：円)

科目	4年度		5年度	
1. 当期末処分剰余金		569,503,576		482,965,375
2. 任意積立金取崩額 (農林年金対策積立金)	—	—	458,000,000	458,000,000
3. 剰余金処分額 (1) 利益準備金 (2) 任意積立金 信用事業基盤整備強化積立金 営農施設設置及び運営積立金 税効果調整積立金 経営安定化積立金 (3) 出資配当金	70,000,000 215,952,984 100,000,000 100,000,000 15,952,984 — 19,608,059	305,561,043	45,000,000 620,463,674 62,463,674 100,000,000 — 458,000,000 19,428,320	684,891,994
4. 次期繰越剰余金		263,942,533		256,073,381

(注) 1. 出資配当金の基準は次のとおりです。

4年度 年 1.0%の割合 5年度 年 1.0%の割合

2. 次期繰越剰余金には、教育情報資金が含まれています。

4年度 20,000,000円 5年度 20,000,000円

3. 目的積立金の種類、積立目的、積立目標額、取崩基準は次のとおりです。

# I. 決算の状況

種類	積立目的	積立目標額等及び取崩基準
信用事業基盤整備強化積立金	組合員の期待と信頼に応える事業機能を発揮するために強固な財務基盤を確立するため。	(積立目標額) 29億円 (取崩基準) 信用事業における様々なリスクへの対応と将来のシステム化・サービス充実のための諸対応のために支出できるものとする。
肥料価格安定準備金	肥料価格の年間安定を図るため。	(積立目標額) 「営農相談・施肥コスト抑制運動基本要領」に基づき全農栃木県本部が示す額(面積予約数量×一定の単価) (取崩基準) 肥料価格の期中改定により値上がりが発生した場合には、「営農相談・施肥コスト抑制運動基本要領」に基づき取崩す。
教育基金	組合における教育活動を長期的かつ安定的に実施するため。	(積立目標額) 組合員一人当たり、50,000円を目標とする。 (取崩基準) 積立目的が達成された場合、当該目的積立金の全額を取崩す。
営農施設設置及び運営積立金	農業生産コストの低減を図る優良な営農施設の設置及びその安定的運営に必要な財務基盤を確立するため。	(積立目標額) 15億円 (取崩基準) 積立目的が達成された場合及び事業を廃止したときは全額取崩す。
宅地等供給事業運営積立金	宅地等供給事業実施規程第9条に基づき、宅地等供給事業の安定的な運営を図るため。	(積立目標額) 転用相当農地等の売渡しの事業により生じた利益について、実施規程の定めるところに従い積み立てる。 (取崩基準) 宅地等供給事業の改善発展のために支出できるものとし、事業を廃止したときは全額を取崩す。
農林年金対策積立金 (令和5年度剰余金処分より廃止)	特例業務負担金の支出に対し、必要な財務基盤を確立するため。	(積立目標額) 458百万円 (取崩基準) 特例業務負担金の請求があった場合に必要額を取り崩すことができるものとし、特例業務負担金制度完了時には全額を取崩す。
経営安定化積立金 (令和5年度剰余金処分より創設)	大規模災害対応支出や一時的な拠出金支出等による剰余金の減少に備え、経営の安定並びに財務基盤の確立・強化を図るため。	(積立目標額) 20億円 (取崩基準) 次の事項が生じたときは、理事会の決議により取り崩すことができる。 ①大規模災害等による被害が発生した場合の事業継続に要する支出 ②不良債権の償却・引当、固定資産等の減損処理等 ③一時的な拠出金等による支出 ④会計基準変更による影響額 ⑤その他、組合の経営に重大な影響を及ぼす事態発生に伴う支出
税効果調整積立金	税効果会計による繰延税金資産(法人税等の前払い分)について将来の減少に備えるため。	(積立目標額) 税効果会計による繰延税金資産相当額 (取崩基準) 法人税等の前払金額が回収された年度においてその回収金額を取崩す。

(注) 令和5年度剰余金処分より農林年金対策積立金を廃止し、経営安定化積立金を創設しています。なお、経営安定化積立金は、廃止となる農林年金対策積立金の既積立金額(458百万円)を積立財源としています。

## 会計監査人の監査

令和4年度及び5年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

## II. 損益の状況

### ■最近の5事業年度の主な経営指標

#### ■主な経営指標

(単位:百万円、口、人、%)

項目	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
経常収益(事業収益)	10,143	9,738	9,841	6,919	6,924
信用事業収益	1,378	1,310	1,356	1,223	1,220
共済事業収益	831	769	746	724	692
農業関連事業収益	5,941	5,794	5,988	4,636	4,706
生活その他事業収益	1,986	1,857	1,740	327	301
営農指導事業収益	5	6	10	7	3
経常利益	442	325	493	367	244
当期剰余金	289	332	399	301	209
出資金	2,043	2,019	2,001	1,982	1,970
出資口数	2,043,187	2,019,623	2,001,744	1,982,709	1,970,257
純資産額	11,925	11,861	12,237	11,875	11,883
総資産額	210,274	210,748	212,363	210,970	211,567
貯金等残高	194,521	195,779	196,856	195,803	196,398
貸出金残高	25,880	29,014	30,593	31,930	32,660
有価証券残高	8,106	9,942	11,394	12,249	13,454
剰余金配当金額	20	19	19	19	19
出資配当額	20	19	19	19	19
職員数	382	377	355	355	348
単体自己資本比率	14.37	14.46	14.99	15.28	15.42

- (注) 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。  
 2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。  
 3. 単体自己資本比率は、農協法第11条の2に基づいた自己資本比率を記載しています。  
 4. 農業関連事業収益において委託販売にかかる販売高については、事業収益に含まれておりません。  
 5. 信託業務の取扱いは行っていません。

## II. 損益の状況

### ■利益総括表

(単位：百万円、%)

項目	4年度	5年度	増減額
資金運用収支	1,136	1,091	△45
役務取引等収支	30	35	4
その他信用事業収支	△94	△61	32
信用事業粗利益 (信用事業粗利益率)	1,167 (0.60)	1,126 (0.59)	△40 △0.01
事業粗利益 (事業粗利益率)	3,446 (1.64)	3,363 (1.60)	△83 △0.03
事業純益	546	390	△156
実質事業純益	546	390	△155
コア事業純益	546	390	△155
コア事業純益（投資信託解約損益を除く。）	546	390	△155

(注) 1. 「信用事業粗利益率」は、「信用事業粗利益／信用事業資産平均残高×100」で算出をしています。

2. 「事業粗利益率」は、「事業粗利益／総資産平均残高×100」で算出をしています。

### ■資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

項目	4年度			5年度		
	平均残高	利息	利回	平均残高	利息	利回
資金運用勘定	190,193	1,139	0.59	189,711	1,094	0.57
うち預金	146,432	707	0.48	143,619	647	0.45
うち有価証券	12,213	77	0.63	13,688	89	0.65
うち貸出金	31,547	354	1.12	32,403	357	1.10
資金調達勘定	194,141	12	0.00	193,367	12	0.00
うち貯金・定期積金	194,125	12	0.00	193,357	12	0.00
うち借入金	16	–	0.00	10	–	0.00
総資金利ざや			0.25			0.23

(注) 1. 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達利回り（資金調達原価率）

2. 預金の受取利息は、農林中金からの預金奨励金・預金事業分量配当金が含まれています。

3. 貯金の支払利息は支払奨励金が含まれています。

### ■受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

項目	4年度増減	5年度増減
受取利息（A）	△87	△45
うち預金	△115	△60
うち有価証券	22	12
うち貸出金	5	2
支払利息（B）	△2	0
うち貯金・定期積金	△2	0
うち借入金	–	–
差引(C)=(A)-(B)	△84	△46

(注) 1. 増減額は前年度対比です。

2. 預金の受取利息には、農林中金からの預金奨励金・預金事業分量配当金が含まれています。

3. 貯金の支払利息は支払奨励金が含まれています。

### III. 事業の概況

#### 1. 信用事業

##### ■貯金に関する指標

###### ■科目別貯金平均残高

(単位：百万円、%)

項目	4年度		5年度		増減額
	残高	構成比	残高	構成比	
流動性貯金	96,700	49.81	99,612	51.51	2,911
定期性貯金	97,435	50.18	93,754	48.48	△3,680
小計	194,136	100.00	193,366	100.00	△769
譲渡性貯金	—	—	—	—	—
合計	194,136	100.00	193,366	100.00	△769

(注) 1. 流動性貯金 = 当座貯金 + 普通貯金 + 納税準備貯金 + 賢蓄貯金 + 通知貯金

2. 定期性貯金 = 定期貯金 + 定期積金

##### ■定期貯金残高

(単位：百万円、%)

項目	4年度		5年度		増減額
	残高	構成比	残高	構成比	
定期貯金	93,942	100.00	91,481	100.00	△2,461
うち固定自由金利定期	93,930	99.98	91,466	99.98	△2,463
うち変動自由金利定期	12	0.01	14	0.01	2

(注) 1. 固定自由金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金

2. 変動自由金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

##### ■貸出金に関する指標

###### ■科目別貸出金平均残高

(単位：百万円)

項目	4年度		5年度		増減額
手形貸付金		175		129	△45
証書貸付金		29,887		30,776	889
当座貸越		259		271	12
割引手形		—		—	—
金融機関貸付金		1,231		1,231	—
合計		31,552		32,408	855

##### ■貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：百万円、%)

項目	4年度		5年度		増減額
	残高	構成比	残高	構成比	
固定金利貸出	15,332	48.01	14,478	44.33	△854
変動金利貸出	16,597	51.98	18,182	55.67	1,584
合計	31,930	100.00	32,660	100.00	729

### III. 事業の概況

#### ▼貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円)

項目	4年度	5年度	増減額
自店貯金担保	536	499	△36
有価証券担保	—	—	—
商業手形担保	—	—	—
不動産担保	24,903	25,856	952
共済証書	163	145	△17
その他担保	69	26	△43
担保合計	25,673	26,528	854
農業信用基金協会保証	1,821	1,900	78
個人保証	22	2	△19
その他保証	715	835	120
保証合計	2,559	2,738	179
信用貸越	3,698	3,393	△304
合 計	31,930	32,660	729

#### ▼債務保証見返額の担保別内訳残高

(単位：百万円)

項目	4年度	5年度	増減額
貯金・定期積金等	—	—	—
有価証券	—	—	—
動産	—	—	—
不動産	—	—	—
その他担保物	—	—	—
小 計	—	—	—
信用	—	—	—
合 計	—	—	—

#### ▼貸出金の使途別内訳残高

(単位：百万円、%)

項目	4年度		5年度		増減額
	残高	構成比	残高	構成比	
設備資金	27,079	84.81	28,017	85.78	937
運転資金	4,850	15.19	4,642	14.21	△208
合 計	31,930	100.00	32,660	100.00	729

## ▼貸出金の業種別残高

(単位：百万円、%)

項目	4年度		5年度		増減額
	残高	構成比	残高	構成比	
農業	3,594	11.25	3,817	11.68	222
林業	43	0.13	42	0.13	△1
水産業	—	—	—	—	—
製造業	6,161	19.29	6,158	18.85	△3
鉱業	49	0.15	45	0.13	△3
建設・不動産業	2,662	8.33	2,958	9.05	296
電気・ガス・熱供給水道業	502	1.57	499	1.52	△2
運輸・通信業	1,893	5.92	1,962	6.00	69
金融・保険業	1,645	5.15	1,664	5.09	19
卸売・小売・サービス業・飲食業	7,511	23.52	7,562	23.15	51
地方公共団体	2,412	7.55	2,127	6.51	△284
非営利法人	12	0.03	22	0.06	9
その他	5,441	17.04	5,798	17.75	357
合 計	31,930	100.00	32,660	100.00	729

## ▼主要な農業関係の貸出金残高

### (1) 営農類型別

(単位：百万円)

営農類型別	4年度	5年度	増減額
穀作	383	446	63
野菜・園芸	575	580	4
果樹・樹園農業	191	229	38
工芸作物	—	—	—
養豚・肉牛・酪農	44	70	25
養鶏・鶏卵	1	4	3
養蚕	—	—	—
その他農業	400	364	△35
農業関連団体等	—	—	—
合 計	1,597	1,697	99

- (注) 1. 農業関連の貸出金とは、農業者、農業法人及び農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関係する事業に必要な資金等が該当します。なお、「貸出金の業種別残高」は、債務者の業種で、「主要な農業関係の貸出金残高」は、資金使途別の貸出金残高であり、集計方法が異なるため、貸出金残高は一致しません。
2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。
3. 「農業関連団体等」には、JAや全農とその子会社等が含まれています。

### III. 事業の概況

#### (2) 資金種類別

##### [貸出金]

(単位：百万円)

資金種類別（貸出金）	4年度	5年度	増減額
プロパー資金	1,085	1,188	103
農業制度資金	512	508	△3
うち農業近代化資金	484	488	4
うちその他制度資金	27	19	△7
合　計	1,597	1,697	99

- (注) 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。  
 2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。  
 3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

##### [受託貸付金]

(単位：百万円)

資金種類別（受託貸付金）	4年度	5年度	増減額
日本政策金融公庫資金	—	—	—
その他	—	—	—

## ▶農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況

(単位：百万円)

債権区分	債権額	保全額				(参考) 購買未収金
		担保	保証	引当	合計	
破産更生債権 及びこれらに準ずる債権 (A)	4年度	69	39	—	30	69
	5年度	72	35	20	17	9
危険債権 (B)	4年度	32	—	32	—	32
	5年度	32	0	31	—	32
要管理債権 (C)	4年度	—	—	—	—	—
	5年度	—	—	—	—	—
三月以上延滞債権	4年度	—	—	—	—	—
	5年度	—	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	4年度	—	—	—	—	—
	5年度	—	—	—	—	—
小計 (D=A+B+C)	4年度	102	39	32	30	102
	5年度	104	36	51	17	104
正常債権 (E)	4年度	31,869				1,712
	5年度	32,597				1,502
合計 (D+E)	4年度	31,971				1,723
	5年度	32,702				1,513

### (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

### 2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

### 3. 要管理債権

4. 「三月以上延滞債権」と5. 「貸出条件緩和債権」の合計額をいいます。

### 4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

### 5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

### 6. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

## ▶元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況

該当する取引はありません。

### III. 事業の概況

#### ▼貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

年度	項目	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
				目的使用	その他	
4年度	貸倒引当金	43	41	—	43	41
	うち個別貸倒引当金勘定	41	39	—	41	39
	信用事業貸倒引当金	35	31	—	35	31
	うち個別貸倒引当金勘定	33	30	—	33	30
	共済事業貸倒引当金	—	—	—	—	—
	うち個別貸倒引当金勘定	—	—	—	—	—
	購買事業貸倒引当金	8	9	—	8	9
	うち個別貸倒引当金勘定	8	9	—	8	9
	販売事業貸倒引当金	0	0	—	0	0
	うち個別貸倒引当金勘定	—	—	—	—	—
	その他事業貸倒引当金	0	0	—	0	0
	うち個別貸倒引当金勘定	0	—	—	0	—
5年度	貸倒引当金	41	28	7	33	28
	うち個別貸倒引当金勘定	39	27	7	32	27
	信用事業貸倒引当金	31	18	7	24	18
	うち個別貸倒引当金勘定	30	17	7	22	17
	共済事業貸倒引当金	—	—	—	—	—
	うち個別貸倒引当金勘定	—	—	—	—	—
	購買事業貸倒引当金	9	10	—	9	10
	うち個別貸倒引当金勘定	9	10	—	9	10
	販売事業貸倒引当金	0	0	—	0	0
	うち個別貸倒引当金勘定	—	—	—	—	—
	その他事業貸倒引当金	0	0	—	0	0
	うち個別貸倒引当金勘定	—	—	—	—	—

#### ▼貸出金償却等の額

(単位：百万円)

項目	4年度		5年度	
	貸出金償却額（信用）	—	0	—
購買貸倒損失額	—	—	—	—

#### ▼内国為替取扱実績

(単位：千件、百万円)

項目	4年度				5年度			
	仕向		被仕向		仕向		被仕向	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
送金・振込為替	29	25,996	205	39,135	29	25,405	202	40,486
代金取立為替	0	4	—	—	—	—	—	—
雜為替	3	2,226	2	548	3	2,115	2	454
合計	32	28,226	207	39,684	33	27,521	205	40,941

## ■有価証券に関する指標

### ■種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

銘柄	4年度	5年度	増減
国債	8,828	10,080	1,251
地方債	—	—	—
政府保証債	—	—	—
金融債	—	—	—
社債	3,384	3,607	223
株式	—	—	—
その他の証券	—	—	—
合計	12,213	13,688	1,474

### ■商品有価証券種類別平均残高

令和4年度・5年度において、該当する商品はありません。

### ■有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

年度	銘柄	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
4年度	国債	—	—	—	—	—	8,653	—	8,653
	地方債	—	—	—	—	—	—	—	—
	政府保証債	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融債	—	—	—	—	—	—	—	—
	社債	200	99	600	200	1,999	495	—	3,595
	株式	—	—	—	—	—	—	—	—
	その他の証券	—	—	—	—	—	—	—	—
5年度	国債	—	—	—	—	—	9,855	—	9,855
	地方債	—	—	—	—	—	—	—	—
	政府保証債	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融債	—	—	—	—	—	—	—	—
	社債	—	500	600	1,000	999	499	—	3,599
	株式	—	—	—	—	—	—	—	—
	その他の証券	—	—	—	—	—	—	—	—

### III. 事業の概況

#### ■有価証券の時価情報等

##### 【売買目的有価証券】

売買目的有価証券については、当JAでは投機的運用を行わないため保有しておりません。

##### 【満期保有目的債権】

(単位：百万円)

	種類	4年度			5年度		
		貸借対照表 計上額	時価	差額	貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	社債	200	200	0	800	800	0
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	社債	3,104	2,963	△140	2,503	2,410	△93
合計		3,304	3,164	△140	3,303	3,210	△93

##### 【その他有価証券】

(単位：百万円)

	種類	4年度			5年度		
		取得価額	貸借対照表 計上額	差額	取得価額	貸借対照表 計上額	差額
貸借対照表計上額が取得価額を超えるもの	国債	285	285	0	97	100	2
	社債	—	—	—	100	100	0
	小計	285	285	0	197	200	2
貸借対照表計上額が取得価額を超えないもの	国債	9,060	8,368	△691	10,623	9,755	△868
	社債	302	291	△11	202	195	△7
	小計	9,362	8,659	△703	10,825	9,950	△875
合計		9,647	8,944	△703	11,022	10,150	△872

(注) 取得価額は償却原価によっております。

#### ■金銭の信託の時価情報等

令和4年度・5年度において、該当する商品はありません。

#### ■デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引

令和4年度・5年度において、該当する商品はありません。

## 2. 共済事業取扱実績

### ■長期共済新契約高・長期共済保有高

(単位：件、百万円)

種類	4年度			5年度		
	件数	新契約高	保有高	件数	新契約高	保有高
生命系共済	終身共済	16,927	3,828	166,589	16,802	4,269
	定期生命共済	75	184	601	138	847
	養老生命共済	6,942	348	43,493	6,160	343
	うちこども共済	3,549	264	14,693	3,438	179
	医療共済	11,314	50	1,645	11,346	13
	がん共済	3,219	—	604	3,351	—
	定期医療共済	300	—	394	283	—
	介護共済	1,042	290	2,152	1,167	349
	年金共済	6,020	—	346	6,044	—
建物更生共済		14,652	11,452	197,315	14,415	9,968
合計		60,491	16,154	413,143	59,706	15,790
						394,318

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額（生命系共済は死亡保障の金額（付加された定期特約金額等を含む））を記載しています。

### ■医療系共済の共済金額保有高

(単位：千円)

種類	4年度		5年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
医療共済	84 225,049	51,214 488,775	66 151,504	44,904 663,500
がん共済	1,058	21,826	1,181	22,466
定期医療共済	—	1,447	—	1,366
合計	1,142 225,049	74,487 488,775	1,247 151,504	68,736 663,500

(注) 1. 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を記載しています。

2. 「医療共済」と「合計」の上段は入院共済金額、下段は治療共済金額です。

### ■介護系その他の共済の共済金額保有高

(単位：百万円)

種類	4年度		5年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
介護共済	356	3,038	460	3,400
認知症共済	34	34	31	65
生活障害共済（一時金型）	119	355	66	408
生活障害共済（定期年金型）	2	46	2	45
特定重度疾病共済	124	366	101	462

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

### III. 事業の概況

#### 年金共済の年金保有高

(単位：百万円)

種類	4年度		5年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
年金開始前	112	2,721	102	2,710
年金開始後		876		884
合計	112	3,597	102	3,594

(注) 金額は年金年額を記載しています。

#### 短期共済新契約高

(単位：百万円)

種類	4年度		5年度	
	金額	掛金	金額	掛金
火災共済	29,008	39	27,391	35
自動車共済		721		731
傷害共済	32,437	5	47,866	5
賠償責任共済		0		1
自賠責共済		50		44
合計		818		817

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額（死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は斜線。）を記載しています。

### 3. 主要事業取扱実績

#### ■購買品取扱実績

(単位：百万円)

種類		4年度 取扱高	5年度 取扱高
生産資材	肥料	795	705
	農薬	561	622
	飼料	385	369
	包装資材	400	431
	園芸資材	348	401
	畜産資材	337	303
	その他	331	319
小計		3,160	3,152
生活物資	衣料品	4	12
	耐久財	170	104
	食品	237	227
	うち米	4	2
	うち食材	140	133
	うち一般食品	93	90
	葬祭	1,161	1,091
	自動車（軽トラ等以外）	16	17
	その他	157	146
小計		1,747	1,599
合計		4,908	4,751

(注) 取扱高については、代理人取引を含む総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

#### ■受託販売品取扱実績

(単位：百万円)

種類		4年度 取扱高	5年度 取扱高
米		470	489
麦		1,015	1,115
豆・雑穀		58	76
野菜		6,316	6,440
果実		422	448
花き・花木		1	1
畜産物		873	841
林産物		1	0
直売所		191	185
その他		227	360
合計		9,578	9,958

(注) 1. 米、麦、豆・雑穀の取扱高は、税込金額としています。

### III. 事業の概況

#### ■買取販売品取扱実績

(単位：百万円)

種類	4年度	5年度
	取扱高	取扱高
米	835	726

#### ■保管事業実績

(単位：百万円)

項目	4年度	5年度
保管料	25	22
荷役料	9	8
その他の収益	1	2
収益計	36	32
保管材料費	2	3
その他の費用	11	9
費用計	14	12
事業総利益	22	20

#### ■加工事業実績

(単位：百万円)

項目	4年度	5年度
加工収益	3	2
収益計	3	2
加工費用	2	1
費用計	2	1
事業総利益	0	0

#### ■指導事業実績

(単位：百万円)

項目	4年度	5年度
指導補助金	8	4
実費収入	1	1
収益計	10	6
営農改善費	10	39
生活文化費	3	3
農政情報費	2	1
組織活動費	12	11
費用計	28	57
事業総利益	△17	△51

## 利用事業実績

(単位：百万円)

項目	4年度	5年度
共同乾燥施設収益	358	358
選果場収益	116	114
機械利用収益	3	2
育苗施設収益	72	75
種子センター収益	57	71
その他の収益	37	29
収益計	645	651
共同乾燥施設費用	124	129
選果場費用	109	106
機械利用費用	0	0
育苗施設費用	33	36
種子センター費用	35	27
費用計	304	299
事業総利益	340	352

## 宅地等供給事業実績

(単位：百万円)

項目	4年度	5年度
宅地等賃貸料	0	0
宅地等供給手数料	11	5
宅地等供給雑収入	15	13
収益計	27	19
宅地等供給雑費	2	1
費用計	2	1
事業総利益	25	17

## IV. 経営諸指標

### ■利益率

(単位 : %)

項目	4年度	5年度	増減額
総資産経常利益率	0.17	0.11	△0.05
純資産経常利益率	2.92	1.93	△0.98
総資産当期純利益率	0.14	0.10	△0.04
純資産当期純利益率	2.39	1.65	△0.74

(注) 1. 総資産経常利益率 = 経常利益 / 総資産 (債務保証見返を除く) 平均残高 × 100

2. 純資産経常利益率 = 経常利益 / 純資産勘定平均残高 × 100

3. 総資産当期純利益率 = 当期剩余金 (税引後) / 総資産 (債務保証見返りを除く) 平均残高 × 100

4. 純資産当期純利益率 = 当期剩余金 (税引後) / 純資産勘定平均残高 × 100

### ■貯貸率・貯証率

(単位 : %)

項目	4年度	5年度	増減額
期末貯貸率	16.36	16.68	0.31
期中平残貯貸率	16.25	16.75	0.50
期末貯証率	6.27	6.87	0.59
期中平残貯証率	6.29	7.07	0.78

(注) 1. 貯貸率 (期末) = 貸出金残高 / 貯金残高 × 100

2. 貯貸率 (期中平均) = 貸出金平均残高 / 貯金平均残高 × 100

3. 貯証率 (期末) = 有価証券残高 / 貯金残高 × 100

4. 貯証率 (期中平均) = 有価証券平均残高 / 貯金平均残高 × 100

# V. 単体自己資本の充実の状況

## 1. 単体自己資本の構成に関する事項

(単位:百万円、%)

項目	4年度	5年度
<b>コア資本にかかる基礎項目</b>		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	12,559	12,736
うち、出資金及び資本準備金の額	1,989	1,977
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	10,603	10,793
うち、外部流出予定額 (△)	19	19
うち、上記以外に該当するものの額	△14	△14
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	1	1
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	1	1
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
うち、回転出資金の額	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	12,560	12,738
<b>コア資本にかかる調整項目</b>		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るもの）の額の合計額	1	1
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	1	1
繰延税金資産（一時差異に係るもの）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	1	1
<b>自己資本</b>		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	12,558	12,737
<b>リスク・アセット等</b>		
信用リスク・アセットの額の合計額	75,847	76,343
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの）	—	—
うち、繰延税金資産	—	—
うち、前払年金費用	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスボージャー	—	—
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーション・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	6,321	6,254
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーション・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	82,169	82,597
<b>自己資本比率</b>		
自己資本比率 ((ハ) / (二))	15.28	15.42

(注) 1. 自己資本比率は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。

2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーション・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。

3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

## V. 単体自己資本の充実の状況

### 2. 単体自己資本の充実度に関する事項

■信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位:百万円)

項目	4年度			5年度		
	エクスポートの期末残高	リスクアセット等 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポートの期末残高	リスクアセット等 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	949	—	—	923	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	9,363	—	—	10,743	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	2,423	—	—	2,139	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機関向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	147,056	29,411	1,176	144,970	28,994	1,159
法人等向け	4,132	2,264	90	4,089	2,132	85
中小企業等向け及び個人向け	3,076	1,561	62	3,340	1,713	68
抵当権付住宅ローン	131	44	1	176	56	2
不動産取得等事業向け	2,505	2,485	99	2,762	2,742	109
三月以上延滞等	80	44	1	64	40	1
取立未済手形	20	4	0	16	3	0
信用保証協会等保証付	21,501	2,135	85	22,193	2,204	88
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
共済約款貸付	—	—	—	—	—	—
出資等	809	809	32	809	809	32
(うち出資等のエクスポート)	809	809	32	809	809	32
(うち重要な出資のエクスポート)	—	—	—	—	—	—
上記以外	19,663	37,086	1,483	20,236	37,646	1,505
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポート)	—	—	—	—	—	—
(うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポート)	11,129	27,823	1,112	11,129	27,824	1,112
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポート)	497	1,244	49	488	1,220	48
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポート)	—	—	—	—	—	—
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポート)	—	—	—	—	—	—
(うち上記以外のエクスポート)	8,035	8,017	320	8,618	8,602	344
証券化	—	—	—	—	—	—
(うちSTC要件適用分)	—	—	—	—	—	—
(うち非STC適用分)	—	—	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポート	—	—	—	—	—	—
(うちルックスルー方式)	—	—	—	—	—	—
(うちマンデート方式)	—	—	—	—	—	—
(うち蓋然性方式250%)	—	—	—	—	—	—
(うち蓋然性方式400%)	—	—	—	—	—	—
(うちフォールバック方式)	—	—	—	—	—	—

	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	-	-	-	-	-	-
	他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポートージャーに係る経過処置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	-	-	-	-	-	-
	<b>標準的手法を適用するエクスポートージャー別計</b>	211,712	75,847	3,033	212,467	76,343	3,053
	CVAリスク相当額÷8%	-	-	-	-	-	-
	中央清算機関連エクスポートージャー	-	-	-	-	-	-
	<b>信用リスク・アセットの額の合計額</b>	211,712	75,847	3,033	212,467	76,343	3,053
<b>オペレーションル・リスクに対する所要自己資本の額 &lt;基礎的手法&gt;</b>		オペレーションル・リスク相当額を8%で除して得た額	所要自己資本額	オペレーションル・リスク相当額を8%で除して得た額	所要自己資本額		
		a	b=a×4%	a	b=a×4%		
		6,321	252	6,254	250		
<b>所要自己資本額計</b>		リスク・アセット等(分母)計	所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)計	所要自己資本額		
		a	b=a×4%	a	b=a×4%		
		82,169	3,286	82,597	3,303		

- 注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポートージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポートージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポートージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポートージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポートージャー、重要な出資のエクスポートージャーが該当します。
5. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額及び調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
6. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
7. オペレーションル・リスク相当額の算出にあたって、当JAでは基礎的手法を採用しています。  
 <オペレーションル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）>  
 (粗利益（正の値の場合に限る）×15%) の直近3年間の合計額÷直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数÷8%

### 3. 信用リスクに関する事項

#### ①標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウエイトの判定にあたり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウエイトの判定にあたり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

#### 適格格付機関

株式会社格付投資情報センター（R&I）

株式会社日本格付研究所（JCR）

ムーディーズ・インベスタートス・サービス・インク（Moody's）

S&Pグローバル・レーティング（S&P）

フィッチレーティングスリミテッド（Fitch）

(注) 「リスク・ウエイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウエイトの判定にあたり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポートージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポートージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポートージャー（長期）	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポートージャー（短期）	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

## V. 単体自己資本の充実の状況

②信用リスクに関するエクスポートジャヤー（地域別、業種別、残存期間別）及び三月以上延滞エクスポートジャヤーの期末残高

(単位：百万円)

項目	4年度				5年度			
	信用リスクに関するエクスポートジャヤーの期末残高			三月以上延滞 エクス ポート ジャヤー	信用リスクに関するエクスポートジャヤーの期末残高			三月以上延滞工 クスポート ジャヤー
	計	うち貸出金等	うち債券		計	うち貸出金等	うち債券	
農業	182	162	—	—	234	214	—	—
林業	—	—	—	—	—	—	—	—
水産業	—	—	—	—	—	—	—	—
製造業	227	26	200	—	24	24	—	—
鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—
建設・不動産業	5	5	—	—	4	4	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	2,408	—	2,408	—	2,408	—	2,408	—
運輸・通信業	200	—	200	—	200	—	200	—
金融・保険業	159,023	1,251	400	—	157,034	1,252	500	—
卸売・小売・飲食・サービス業	1,281	508	400	—	1,355	482	500	—
日本国政府・地方公共団体	11,786	2,415	9,363	—	12,883	2,130	10,743	—
上記以外	23	23	—	—	17	17	—	—
個人	27,575	27,572	—	73	28,572	28,572	—	53
その他	8,997	—	—	—	9,731	—	—	—
業種別残高計	211,712	31,966	12,974	73	212,467	32,698	14,352	53
1年以下	147,632	367	200	—	145,351	371	—	—
1年超3年以下	780	679	100	—	1,150	649	500	—
3年超5年以下	1,675	1,074	600	—	1,667	1,066	600	—
5年超7年以下	3,209	3,008	200	—	4,441	3,440	1,001	—
7年超10年以下	4,398	2,397	2,001	—	2,884	1,884	1,000	—
10年超	33,696	23,825	9,870	—	35,880	24,630	11,250	—
期限の定めのないもの	20,320	612	—	—	21,091	655	—	—
残存期間別残高計	211,712	31,966	12,974	—	212,467	32,698	14,352	—

- (注) 1. 当組合は、国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、信用リスクに関するエクスポートジャヤーは国内のみとなります。
2. 信用リスクに関するエクスポートジャヤーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポートジャヤーに該当するもの、証券化エクスポートジャヤーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引と信相当額を含みます。
3. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポートジャヤーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲で利用者の請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
4. 「三月以上延滞エクスポートジャヤー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポートジャヤーをいいます。

③貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区分	4年度				5年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額	
			目的 使用	その他				目的 使用	その他
一般貸倒引当金	2	1	—	2	1	1	1	—	1
個別貸倒引当金	44	39	—	44	39	39	27	7	32

④業種別の個別貸倒引当金の期末残高及び期中増減額及び貸出金償却額

(単位：百万円)

項目	4年度						5年度					
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却
			目的 使用	その他					目的 使用	その他		
農業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建設・不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
卸売・小売・飲食・サービス業	2	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個人	41	39	-	41	39	-	39	27	7	32	27	0

(注) 当JAでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。

⑤信用リスク削減効果勘案後の残高及び自己資本控除額及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位：百万円)

信用リスク削減効果勘案後残高	4年度			5年度		
	格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
リスク・ウェイト 0%	-	13,470	13,470	-	14,506	14,506
リスク・ウェイト 2%	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイト 4%	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイト 10%	-	21,350	21,350	-	22,049	22,049
リスク・ウェイト 20%	200	147,697	147,897	500	145,742	146,243
リスク・ウェイト 35%	-	126	126	-	162	162
リスク・ウェイト 50%	3,410	24	3,435	3,109	15	3,124
リスク・ウェイト 75%	-	1,918	1,918	-	2,084	2,084
リスク・ウェイト 100%	-	11,876	11,876	-	12,671	12,671
リスク・ウェイト 150%	-	10	10	-	7	7
リスク・ウェイト 250%	-	11,627	11,627	-	11,617	11,617
その他	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイト1250%を適用する残高	-	-	-	-	-	-
合 計	3,610	208,101	211,712	3,609	208,857	212,467

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクspoージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみを使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクspoージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. リスク・ウェイト1250%を適用する残高には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクspoージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクspoージャーがあります。

## V. 単体自己資本の充実の状況

### 4. 信用リスク削減手法に関する事項

#### ①信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウエイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウエイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクspoージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウエイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機関及び我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または証券会社、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクspoージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク・ウエイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクspoージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

#### ②信用リスク削減手法が適用されたエクspoージャーの額

(単位：百万円)

区分	4年度		5年度	
	適格金融資産担保	保証	適格金融資産担保	保証
地方公共団体金融機関向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け	—	—	—	—
法人等向け	—	—	—	—
中小企業等向け及び個人向け	16	615	17	750
抵当権付住宅ローン	—	—	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—
三月以上延滞等	—	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—	—
上記以外	0	5	—	4
合計	17	621	17	755

- (注) 1. 「エクspoージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。  
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクspoージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%以上になったエクspoージャーのことです。  
3. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・固定資産等が含まれます。

### 5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

### 6. 証券化エクspoージャーに関する事項

該当する取引はありません。

## 7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

### ①出資その他これに類するエクspoージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクspoージャー」とは貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当JAにおいては、これらを(1)子会社等出資、(2)その他有価証券、(3)系統出資および系統外出資に区分して管理しています。

(1)子会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当JAの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

(2)その他有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(3)系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクspoージャー又は株式等の評価等については、①子会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

### ②出資その他これに類するエクspoージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

項目	4年度		5年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	-	-	-	-
非上場	10,687	10,687	10,687	10,687
合計	10,687	10,687	10,687	10,687

(注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

### ③出資その他これに類するエクspoージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

売却益	4年度		5年度		
	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
-	-	-	-	-	-

### ④貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額

(保有区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位：百万円)

評価益	4年度		5年度	
	評価損		評価益	評価損
-	-	-	-	-

### ⑤貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

(単位：百万円)

評価益	4年度		5年度	
	評価損		評価益	評価損
-	-	-	-	-

## V. 単体自己資本の充実の状況

### 8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

項目	4年度	5年度
ルックスルーアップ方式を適用するエクspoージャー	—	—
マンデート方式を適用するエクspoージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクspoージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクspoージャー	—	—
フォールバッブ方式(1250%)を適用するエクspoージャー	—	—

### 9. 金利リスクに関する事項

#### ①金利リスクの算定手法の概要

金利リスクは、金利の変化により保有する資産・負債の損益又は経済的価値が変動するリスクのことです。当JAでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量算定要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続については以下の通りです。

##### ◇リスク管理の方針および手続の概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク(IRRBB)については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

- ・リスク管理及びリスクの削減の方針に関する説明

当JAは、ALM委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などをを行いリスク削減に努めています。

- ・金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。

##### ◇金利リスクの算定手法の概要

当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量 ( $\Delta EVA$ ) については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、ステップ化の3シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.245年です。

- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

- ・流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

- ・固定金利貸出の期限前取引や定期預金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前取引や定期預金の早期解約について考慮していません。

- ・複数の通貨の集計方法およびその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

- ・スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不变とされています。

- ・内部モデルの使用等、 $\Delta EVA$ および $\Delta NII$ に重大な影響を及ぼすその他の前提、前事業年度末の開示からの変動に関する説明

内部モデルは使用しておりません。

- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

該当ありません。

## ②金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク		$\Delta EVA$		$\Delta NII$	
項目番号		前期末	当期末	前期末	当期末
1	上方パラレルシフト	1,283	1,330	96	138
2	下方パラレルシフト	△1,947	△1,976	5	△1
3	ステイープ化	1,553	1,566		
4	フラット化	△1,155	△1,169		
5	短期金利上昇	△171	△157		
6	短期金利低下	174	242		
7	最大値	1,553	1,566	96	138
		前期末		当期末	
8	自己資本の額	12,558		12,737	

- 「 $\Delta EVA$ 」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。
- 「 $\Delta NII$ 」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。
- 「上方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- 「下方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。
- 「ステイープ化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- 「フラット化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- 「短期金利上昇」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- 「短期金利低下」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

## VI. 連結情報

### 1. グループの概況

#### (1) グループの事業系統図

J Aしもつけのグループは、当 J A、子会社 1 社、関連法人等 1 社で構成されています。このうち、当年度において連結自己資本比率を算出する対象となる連結子会社は 1 社です。



#### (2) 子会社等の状況

名 称	株式会社グリーンファームしもつけ	株式会社農協共同自動車整備センター
主たる事業所の所在地	栃木市惣社町868	栃木市高谷町304-5
事業の内容	農畜産物の生産、加工及び販売	自動車の修理及び整備事業
設立年月日	平成23年10月5日	平成6年3月30日
資本金	20,000千円	50,000千円
当 J Aの議決権比率	99%	45%
他の子会社等の議決権比率	99%	45%

#### (3) 令和5年度連結事業概況

##### ① 事業の概況

令和5年度の当 J Aの連結決算の内容は、連結経常収益7,102百万円、連結当期剰余金230百万円、連結純資産12,064百万円、連結総資産211,625百万円で、連結自己資本比率は15.60%となりました。

##### ② 連結子会社の事業概況

<株式会社グリーンファームしもつけ>

令和5年度は、地域農業の振興と耕作放棄地の拡大防止に向けて、地域の担い手や集落営農組織などと連携を密にして、農作業の受託、農産物の生産・販売に取り組みました。この結果、当期純利益は21百万円となりました。

#### (4) 最近5年間の連結事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円、%)

項目	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
連結経常収益 (事業収益)	10,245	9,865	9,940	7,054	7,102
信用事業収益	1,378	1,310	1,356	1,223	1,220
共済事業収益	831	769	746	724	692
農業関連事業収益	5,882	5,757	5,943	4,590	4,652
その他事業収益	2,152	2,028	1,894	515	537
連結経常利益	479	357	508	393	316
連結当期剰余金	312	358	407	324	230
連結純資産額	12,027	11,990	12,373	12,034	12,064
連結総資産額	210,330	210,834	212,434	211,038	211,625
連結自己資本比率	14.45	14.56	15.11	15.43	15.60

(注) 連結自己資本比率は、農協法第11条の2に基づいた自己資本比率を記載しています。

## VI. 連結情報

### (5) 連結貸借対照表

(単位：千円)

科 目	4年度 令和5年2月28日 現在	5年度 令和6年2月29日 現在	科 目	4年度 令和5年2月28日 現在	5年度 令和6年2月29日 現在
( 資 産 の 部 )			( 負 債 の 部 )		
1.信用事業資産	192,470,375	192,141,865	1.信用事業負債	195,668,431	196,227,859
(1)現金	949,839	923,873	(1)貯金	195,013,045	195,620,364
(2)預金	146,419,592	144,336,018	(2)借入金	13,206	7,853
系統預金	146,315,568	144,268,181	(3)その他の信用事業負債	642,179	599,642
系統外預金	104,023	67,837	未払費用	9,865	9,926
(3)有価証券	12,249,243	13,454,431	その他の負債	632,313	589,715
国債	8,653,610	9,855,390	2.共済事業負債	563,871	600,289
社債	3,595,633	3,599,041	(1)共済資金	274,915	319,747
(4)貸出金	31,905,693	32,639,040	(2)未経過共済付加収入	282,208	274,385
(5)その他の信用事業資産	977,475	807,282	(3)共済未払費用	3,687	3,192
未収収益	704,627	711,997	(4)その他の共済事業負債	3,058	2,964
その他の資産	272,848	95,285	3.経済事業負債	781,242	805,057
(6)貸倒引当金	△31,469	△18,781	(1)経済事業未払金	654,119	575,929
2.共済事業資産	1,513	1,552	(2)経済受託債務	71,024	89,833
3.経済事業資産	2,350,818	2,451,901	(3)その他の経済事業負債	56,098	139,294
(1)経済事業未収金	1,127,332	1,095,741	4.雑負債	273,526	212,136
(2)経済受託債権	359,349	265,324	(1)未払法人税等	80,333	14,666
(3)棚卸資産	607,844	895,643	(2)資産除去債務	27,871	28,027
販売品	339,677	643,326	(3)その他の負債	165,321	169,441
購買品	209,176	193,363	5.諸引当金	1,717,426	1,715,632
宅地	30,676	30,676	(1)賞与引当金	121,768	75,519
その他の棚卸資産	28,315	28,276	(2)退職給付に係る負債	1,533,122	1,551,638
(4)その他の経済事業資産	265,919	205,305	(3)役員退職慰労引当金	33,126	44,706
(5)貸倒引当金	△9,628	△10,114	(4)ポイント引当金	4,859	5,034
4.雑資産	521,835	573,764	(5)その他の引当金	24,550	38,734
5.固定資産	4,525,971	5,297,163	負 債 の 部 合 計	199,004,497	199,560,975
(1)有形固定資産	4,523,216	5,295,354	( 純 資 産 の 部 )		
建物	6,672,888	6,943,473	1.組合員資本	12,737,056	12,936,115
機械装置	1,740,806	2,367,230	(1)出資金	1,982,709	1,970,257
土地	2,346,125	2,347,084	(2)資本準備金	7,095	7,095
建設仮勘定	11,622	150	(3)利益剰余金	10,761,757	10,972,955
その他の有形固定資産	1,464,808	1,373,440	利益準備金	2,788,819	2,858,819
減価償却累計額	△7,713,034	△7,736,025	その他利益剰余金	7,972,938	8,114,136
(2)無形固定資産	2,755	1,923	特別積立金	2,151,883	2,151,883
6.外部出資	10,670,815	10,671,238	信用事業基盤整備強化積立金	2,737,536	2,837,536
系統出資	10,203,980	10,203,980	肥料価格安定準備金	6,227	6,227
系統外出資	444,335	444,758	教育基金	211,000	211,000
子会社等出資	22,500	22,500	営農施設設置及び運営積立金	1,138,000	1,238,000
7.繰延税金資産	497,195	487,526	宅地等供給事業運営積立金	61,070	61,070
			農林年金対策積立金	458,000	458,000
			税効果調整積立金	481,242	487,526
			当期末処分剰余金	727,978	662,892
			(うち当期剰余金)	324,253	230,806
			(4)処分未済持分	△14,455	△14,143
			(5)子会社の所有する親組合出資金	△50	△50
			2.評価・換算差額等	△703,229	△872,279
			(1)その他有価証券評価差額金	△703,229	△872,279
			3.非支配株主持分	200	200
			純 資 産 の 部 合 計	12,034,027	12,064,035
資 産 の 部 合 計	211,038,524	211,625,011	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	211,038,524	211,625,011

(6) 連結損益計算書

(単位：千円)

科 目	4年度 令和4年3月 1日から 令和5年2月28日まで		5年度 令和5年3月 1日から 令和6年2月29日まで	
1.事業総利益		3,151,078		3,170,136
事業収益		7,054,034		7,102,751
事業費用		3,902,955		3,932,614
(1)信用事業収益		1,223,314		1,220,599
資金運用収益	1,151,195		1,107,307	
うち預金利息	637,688		635,306	
うち有価証券利息配当金	77,727		89,771	
うち貸出金利息	366,306		370,526	
うちその他受入利息	69,472		11,703	
役務取引等収益	54,342		60,499	
その他経常収益	17,777		52,792	
(2)信用事業費用		150,277		155,277
資金調達費用	14,370		15,617	
うち貯金利息	9,543		11,128	
うち給付補填備金繰入	2,504		1,707	
うちその他支払利息	2,322		2,782	
役務取引等費用	23,653		25,368	
その他経常費用	112,254		114,291	
うち貸倒引当金戻入益	△4,106		△5,366	
うち貸出金償却	—		750	
うちその他費用	116,360		118,907	
信用事業総利益		1,073,037		1,065,322
(3)共済事業収益		724,512		692,181
共済付加収入	682,133		658,962	
その他の収益	42,378		33,218	
(4)共済事業費用		37,274		40,522
共済推進費	7,998		7,153	
その他の費用	29,275		33,369	
共済事業総利益		687,238		651,658
(5)購買事業収益		2,762,745		2,817,105
購買品供給高	2,502,815		2,538,733	
購買手数料	216,777		196,332	
その他の収益	43,152		82,039	
(6)購買事業費用		2,247,655		2,318,323
購買品供給原価	2,137,805		2,169,377	
購買品供給費	3,322		3,382	
その他費用	106,526		145,563	
うち貸倒引当金繰入額	1,322		488	
うちその他費用	105,204		145,075	
購買事業総利益		515,090		498,781
(7)販売事業収益		1,455,316		1,445,133
販売品販売高	835,911		726,768	
販売手数料	345,705		395,877	
その他の収益	273,699		322,487	
(8)販売事業費用		1,056,459		1,000,779
販売品販売原価	719,526		634,001	
その他費用	336,933		366,778	
うち貸倒引当金繰入額	9		—	
うち貸倒引当金戻入益	—		△2	
うちその他費用	336,924		366,780	
販売事業総利益		398,856		444,354
(9)保管事業収益		36,615		32,336
(10)保管事業費用		14,328		12,242
保管事業総利益		22,287		20,094

## VI. 連結情報

(単位 : 千円)

科 目	4年度 令和4年3月 1日から 令和5年2月28日まで		5年度 令和5年3月 1日から 令和6年2月29日まで	
(11)加工事業収益	3,038		2,443	
(12)加工事業費用	2,189		1,716	
加工事業総利益		848		726
(13)利用事業収益	630,190		635,436	
共同乾燥施設収益	343,031		341,965	
その他利用収益	287,159		293,471	
(14)利用事業費用	304,282		299,475	
共同乾燥施設費用	124,985		129,066	
その他利用費用	179,296		170,409	
利用事業総利益		325,908		335,961
(15)宅地等供給事業収益	27,408		19,028	
(16)宅地等供給事業費用	2,050		1,645	
宅地等供給事業総利益		25,358		17,382
(17)指導事業収入	190,891		238,485	
(18)指導事業支出	88,437		102,632	
指導事業収支差額		102,454		135,852
2.事業管理費		2,973,745		3,049,632
(1)人件費	2,097,039		2,114,479	
(2)業務費	194,251		209,115	
(3)諸税負担金	110,191		114,490	
(4)施設費	544,665		584,379	
(5)その他事業管理費	27,597		27,167	
事業利益		177,332		120,503
3.事業外収益		238,724		220,163
(1)受取雑利息	2,598		3,914	
(2)受取出資配当金	183,430		183,172	
(3)賃貸料	30,172		17,638	
(4)償却債権取立益	3,129		1,744	
(5)雑収入	19,393		13,692	
4.事業外費用		22,770		24,390
(1)支払雑利息	—		35	
(2)寄付金	627		1,000	
(2)雑損失	22,143		23,354	
経常利益		393,286		316,276
5.特別利益		37,235		52,474
(1)固定資産処分益	37,235		15,981	
(2)一般補助金	—		24,656	
(3)その他の特別利益	—		11,837	
6.特別損失		55,782		92,914
(1)固定資産処分損	7,106		3,249	
(2)固定資産圧縮損	22,723		24,656	
(3)減損損失	—		340	
(4)その他の特別損失	25,953		64,667	
税引前当期利益		426,929		275,837
(1)法人税・住民税及び事業税	118,629		35,362	
(2)法人税等調整額	△15,952		9,668	
7.法人税等合計		102,676		45,030
当期剰余金		324,253		230,806
当期首緑越剰余金		403,725		422,417
税効果調整積立金取崩額		—		9,668
当期末処分剰余金		727,978		662,892

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

科 目	4年度 令和4年3月 1日から 令和5年2月28日まで	5年度 令和5年3月 1日から 令和6年2月29日まで
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期利益（又は税金等調整前当期損失）	426,929	262,144
減価償却費	196,714	192,991
減損損失	—	341
貸倒引当金の増減額（△は減少）	△2,773	△12,202
賞与引当金の増減額（△は減少）	25,916	△46,249
退職給付に係る負債の増減額（△は減少）	40,168	44,455
その他引当金等の増加額	△5,599	—
信用事業資金運用収益	△1,151,150	△1,105,222
信用事業資金調達費用	14,370	15,617
受取雑利息及び受取出資配当金	△186,028	△187,087
支払雑利息	40	35
有価証券関係損益（△は益）	△17,822	△54,878
固定資産売却損益（△は益）	△30,129	△12,732
資産除去債務関連費用	154	156
(信用事業活動による資産及び負債の増減)		
貸出金の純増（△）減	△1,340,820	△733,347
預金の純増（△）減	6,100,000	2,700,000
貯金の純増（△）減	△1,134,149	607,319
信用事業借入金の純増減（△）	△5,723	△5,353
その他信用事業資産の増減	△47,351	180,703
その他信用事業負債の増減	50,059	△40,848
(共済事業活動による資産及び負債の増減)		
共済資金の純増減（△）	△71,914	44,832
その他共済事業資産の増減	247	△39
その他共済事業負債の増減	△11,191	△8,413
(経済事業活動による資産及び負債の増減)		
受取手形及び経済事業未収金の純増（△）減	△188,987	31,591
経済受託債権の純増減	△49,080	94,024
棚卸資産の純増（△）減	16,273	△287,799
支払手形及び経済事業未払金の純増減（△）	92,194	△78,190
経済受託債務の純増減	11,989	18,810
その他経済事業資産の増減	△189,926	60,615
その他経済事業負債の増減	△9,862	83,196
(その他の資産及び負債の増減)		
その他資産の増減	4,141	△51,929
その他負債の増減	△55,041	△5,449
信用事業資金運用による収入	1,143,413	1,094,744
信用事業資金調達による支出	△17,051	△17,338
小計	3,608,009	2,784,497

## VI. 連結情報

(単位：千円)

科 目	4年度 令和4年3月 1日から 令和5年2月28日まで	5年度 令和5年3月 1日から 令和6年2月29日まで
雑利息及び出資配当金の受取額	186,028	187,087
雑利息の支払額	△40	△35
法人税等の支払額	△94,183	△91,459
事業活動によるキャッシュ・フロー	3,699,814	2,880,089
<b>2 投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有価証券の取得による支出	△2,478,430	△1,572,532
有価証券の売却等による収入	1,017,484	253,172
固定資産の取得による支出	△94,464	△2,011,147
固定資産の売却による収入	50,669	1,047,970
補助金の受入による収入	52,189	24,656
外部出資による支出	183	—
外部出資の売却等による収入	2,799	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,474,143	△2,257,881
<b>3 財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
出資の増額による収入	31,732	41,280
出資の払戻しによる支出	△50,767	△53,732
持分の取得による支出	△14,455	△14,143
持ち分の譲渡による収入	13,763	14,455
出資配当金の支払額	△19,772	△19,608
財務活動によるキャッシュ・フロー	△39,499	△31,748
<b>4 現金及び現金同等物の増加額（又は減少額）</b>	2,186,171	590,460
<b>5 現金及び現金同等物の期首残高</b>	4,280,460	6,466,632
<b>6 現金及び現金同等物の期末残高</b>	6,466,632	7,057,093

## (8) 連結注記表

4年度	5年度
<p>■連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記</p> <p>(1)連結の範囲に関する事項 連結される子会社等 1社 株式会社グリーンファームしまつけ</p> <p>(2)持分法の適用に関する事項 該当ありません。</p> <p>(3)連結される子会社等の事業年度に関する事項 連結される子会社等の事業年度末は、連結決算日と一致しています。</p> <p>(4)連結される子会社等の資産および負債の評価に関する事項 連結される子会社資産および負債の評価については、全面時価評価法を採用しています。</p> <p>(5)連結調整勘定の償却方法及び償還期間 当該事項はありません。</p> <p>(6)剰余金処分項目等の取扱いに関する事項 連結剰余金計算書は、連結会計年度において確定した利益処分にもとづいて作成しています。</p> <p>(7)連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲は、貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうち、当座預金、普通預金及び通知預金となっています。</p>	<p>■連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記</p> <p>(1)連結の範囲に関する事項 連結される子会社等 1社 株式会社グリーンファームしまつけ</p> <p>(2)持分法の適用に関する事項 該当ありません。</p> <p>(3)連結される子会社等の事業年度に関する事項 連結される子会社等の事業年度末は、連結決算日と一致しています。</p> <p>(4)連結される子会社等の資産および負債の評価に関する事項 連結される子会社資産および負債の評価については、全面時価評価法を採用しています。</p> <p>(5)連結調整勘定の償却方法及び償還期間 当該事項はありません。</p> <p>(6)剰余金処分項目等の取扱いに関する事項 連結剰余金計算書は、連結会計年度において確定した利益処分にもとづいて作成しています。</p> <p>(7)連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲は、貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうち、当座預金、普通預金及び通知預金となっています。</p>
<p>■継続組合の前提に関する注記</p> <p>継続組合の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況はありません。</p>	<p>■継続組合の前提に関する注記</p> <p>継続組合の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況はありません。</p>
<p>■重要な会計方針に係る事項に関する注記</p> <p>1. 次に掲げる資産の評価基準及び評価方法</p> <p>①有価証券</p> <p>ア. 満期保有目的の債券・・・ 債却原価法(定額法) イ. 子会社株式及び関連会社株式・・・ 移動平均法による原価法 ウ. その他の有価証券 ・時価のあるもの・・・期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） ・時価のないもの・・・移動平均法による原価法</p> <p>②棚卸資産</p> <p>ア. 販売品（米）・・・総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法） イ. 購買品・・・総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法） ウ. 宅地・・・個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）</p> <p>子会社：棚卸資産・・・最終仕入原価法による原価法を採用しております。</p> <p>2. 固定資産の減価償却の方法</p> <p>①有形固定資産</p> <p>定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法を採用しています。 また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、法人税法の規定に基づき、3年間で均等償却を行っています。</p>	<p>■重要な会計方針に係る事項に関する注記</p> <p>1. 次に掲げる資産の評価基準及び評価方法</p> <p>①有価証券</p> <p>ア. 満期保有目的の債券・・・ 債却原価法(定額法) イ. 子会社株式及び関連会社株式・・・ 移動平均法による原価法 ウ. その他の有価証券 ・時価のあるもの・・・期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） ・時価のないもの・・・移動平均法による原価法</p> <p>②棚卸資産</p> <p>ア. 販売品（米）・・・総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法） イ. 購買品・・・総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法） ウ. 宅地・・・個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）</p> <p>子会社：棚卸資産・・・最終仕入原価法による原価法を採用しております。</p> <p>2. 固定資産の減価償却の方法</p> <p>①有形固定資産</p> <p>定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法を採用しています。 また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、法人税法の規定に基づき、3年間で均等償却を行っています。</p>

## VI. 連結情報

4年度	5年度
<p>②無形固定資産 定額法を採用しています。 なお、自社利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。</p> <p>子会社： ・有形固定資産 定率法を採用しております。なお、取得価額10万円以上20万円未満の資産については、3年均等償却を採用しております。 ・無形固定資産 定額法を採用しています。 なお、自社利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。 ・リース資産 法人税法の規定に基づくリース期間定額法を採用しております。</p>	<p>②無形固定資産 定額法を採用しています。 なお、自社利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。</p> <p>子会社： ・有形固定資産 定率法を採用しております。なお、取得価額10万円以上20万円未満の資産については、3年均等償却を採用しております。 ・リース資産 法人税法の規定に基づくリース期間定額法を採用しております。</p>
<p><b>3. 引当金の計上基準</b></p> <p>①貸倒引当金 貸倒引当金は、資産査定要領、経理規程および資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。 また、現在は経営破綻の状況がないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。 破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。 上記以外の債権については、今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。 すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署および企画総務部リスク統括課が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部署が査定結果を監査しております。</p> <p>②賞与引当金 職員賞与の支給に備えるため、次期支給の賞与見積額のうち当期に属する期間対応分を計上しています。</p>	<p><b>3. 引当金の計上基準</b></p> <p>①貸倒引当金 貸倒引当金は、資産査定要領、経理規程および資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。 また、現在は経営破綻の状況がないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。 破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。 上記以外の債権については、今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。 すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署および企画総務部リスク統括課が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部署が査定結果を監査しております。</p> <p>②賞与引当金 職員賞与の支給に備えるため、次期支給の賞与見積額のうち当期に属する期間対応分を計上しています。</p>

## VI. 連結情報

4年度	5年度
<p>③退職給付引当金</p> <p>職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しています。</p> <p>ア.退職給付見込額の期間帰属方法</p> <p>退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。</p> <p>イ.数理計算上の差異、過去勤務費用の費用処理方法</p> <p>数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間に基づく年数(12~13年)による定額法により分割した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しています。</p>	<p>③退職給付引当金</p> <p>職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しています。</p> <p>ア.退職給付見込額の期間帰属方法</p> <p>退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。</p> <p>イ.数理計算上の差異の費用処理方法</p> <p>数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間に基づく年数(12年)による定額法により分割した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しています。</p>
<p>④役員退職給与引当金</p> <p>役員の退職慰労金の支払いに備えるため、役員退任給与金積立・支給規程に定めるところに従って期末要支給額を計上しています。</p>	<p>④役員退任給与引当金</p> <p>役員の退職慰労金の支払いに備えるため、役員退任給与金積立・支給規程に定めるところに従って期末要支給額を計上しています。</p>
<p>⑤ポイント引当金</p> <p>事業利用の促進を目的とするポイント制度に基づき組合員・利用者に付与したポイントの使用による費用発生に備えるため、当事業年度末において将来発生すると見込まれる額を計上しています。</p>	<p>⑤ポイント引当金</p> <p>事業利用の促進を目的とするポイント制度に基づき組合員・利用者に付与したポイントの使用による費用発生に備えるため、当事業年度末において将来発生すると見込まれる額を計上しています。</p>
<p><b>4. 収益及び費用の計上基準</b></p> <p>当組合は「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。</p> <p>主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。</p> <p>①購買事業</p> <p>農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。</p> <p>②販売事業</p> <p>組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識するほか、「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時点で収益を認識しています。</p> <p>③利用事業</p> <p>ライスセンター・育苗センター・共同選果場・保冷貯蔵庫の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。</p> <p><b>5. リース取引の処理方法</b></p> <p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引で、平成20年3月31日以前に取引を行ったものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。</p> <p><b>6. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法</b></p> <p>消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は「雑資産」に計上し、5年間で均等償却を行っています。</p> <p>子会社：</p> <p>消費税等の会計処理は、税込方式を採用しておりますが、連結決算に係る財務諸表等の報告書は親会社と同一の税抜方式により作成しております。</p>	<p><b>4. 収益及び費用の計上基準</b></p> <p>当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。</p> <p>①購買事業</p> <p>農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。</p> <p>②販売事業</p> <p>組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識するほか、「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時点で収益を認識しています。</p> <p>③利用事業</p> <p>ライスセンター・育苗センター・共同選果場・保冷貯蔵庫の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。</p> <p><b>5. リース取引の処理方法</b></p> <p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引で、会計基準適用初年度開始前に取引を行ったものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。</p> <p><b>6. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法</b></p> <p>消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は「雑資産」に計上し、5年間で均等償却を行っています。</p> <p>子会社：</p> <p>消費税等の会計処理は、税込方式を採用しておりますが、連結決算に係る財務諸表等の報告書は親会社と同一の税抜方式により作成しております。</p>

## VI. 連結情報

4年度	5年度
<p>7. 決算書類に記載した金額の端数処理の方法 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、表示単位未満の科目については「0」で、取引がない場合は「-」と表示しています。</p> <p>8. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項 ①事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法 当組合は事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。 ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。 ②当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について 購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。</p>	<p>7. 決算書類に記載した金額の端数処理の方法 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、表示単位未満の科目については「0」で、取引がない場合は「-」と表示しています。</p> <p>8. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項 ①事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法 当組合は事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。 ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。 ②当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について 購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。</p>
<b>■会計方針の変更に関する注記</b>	<b>■会計方針の変更に関する注記</b>
<p>1. 収益認識に関する会計基準等の適用 当組合は「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取るとき見込まれる金額で収益を認識することといたしました。 収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。</p> <p>(1) 収益の計上時期の変更 販売事業の一部の取引において、従来は仕切書が到達した時点で収益を認識していましたが、販売品の出荷時点で収益を認識する方法に変更しています。 これにより、従来の方法と比べて当事業年度における販売事業収益は5,971千円増加しており、その結果、事業利益、経常利益及び税引前当期利益がそれぞれ同額増加しています。 なお、当該会計方針の変更による影響は軽微なため、遡及適用は行っていません。</p> <p>(2) 代理人取引に係る収益認識 財又はサービスを利用者等に移転する前に支配していない場合、すなわち、利用者等に代わって調達の手配を代理人として行う取引については、従来は、利用者等から受け取る対価の総額を収益として認識していましたが、利用者等から受け取る額から受入先（仕入先）に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しています。 これにより、従来の方法と比べて当事業年度における購買事業収益は2,163,519千円、購買事業費用は2,163,519千円減少しております。これによる当該事業年度における損益への影響はありません。</p> <p>2. 時価の算定に関する会計基準等の適用 「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。</p>	<p>1. 時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用 「時価の算定に関する会計基準の適用方針」（企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類に与える影響はありません。</p>

4年度	5年度
<p>■会計上の見積りに関する注記</p> <p>1. 繰延税金資産の回収可能性            ①当事業年度の計算書類に計上した金額            繰延税金資産（純額） 497,195千円</p> <p>②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報            ア. 算定方法            合理的にスケジューリングされた将来減算一時差異に係る繰延税金資産を計上しています。</p> <p>イ. 主要な仮定            過去3年及び当事業年度における課税所得について、期末における将来減算一時差異を下回るものに生じており、将来においても一定水準の課税所得が発生すると仮定しています。</p> <p>ウ. 翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響            これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。            また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。</p> <p>2. 貸倒引当金            ①当事業年度の計算書類に計上した金額            貸倒引当金 41,098千円</p> <p>②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報            ア. 算定方法            「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「3.引当金の計上基準」の「①貸倒引当金」に記載しています。</p> <p>イ. 主要な仮定            主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の返済能力を個別に評価し、設定しています。</p> <p>ウ. 翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響            個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。</p>	<p>■会計上の見積りに関する注記</p> <p>1. 繰延税金資産の回収可能性            ①当事業年度の計算書類に計上した金額            繰延税金資産（純額） 487,526千円</p> <p>②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報            ア. 算定方法            合理的にスケジューリングされた将来減算一時差異に係る繰延税金資産を計上しています。</p> <p>イ. 主要な仮定            過去3年及び当事業年度における課税所得について、期末における将来減算一時差異を下回るものに生じており、将来においても一定水準の課税所得が発生すると仮定しています。</p> <p>ウ. 翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響            これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。            また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。</p> <p>2. 固定資産の減損            ①当事業年度の計算書類に計上した金額            減損損失 340千円</p> <p>②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報            ア. 算定方法            「損益計算書に関する注記」の「2.減損会計適用による固定資産の減損損失」に記載しています。</p> <p>イ. 主要な仮定            固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、単年度事業計画等を基礎として算出しており、計画年度以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。</p> <p>ウ. 翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響            これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。</p> <p>3. 貸倒引当金            ①当事業年度の計算書類に計上した金額            貸倒引当金 28,896千円</p> <p>②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報            ア. 算定方法            「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「3.引当金の計上基準」の「①貸倒引当金」に記載しています。</p> <p>イ. 主要な仮定            主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の返済能力を個別に評価し、設定しています。</p> <p>ウ. 翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響            個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。</p>
<p>■会計上の見積りの変更に関する注記</p> <p>該当する事項はありません。</p>	<p>■会計上の見積りの変更に関する注記</p> <p>該当する事項はありません。</p>
<p>■誤謬の訂正に関する注記</p> <p>該当する事項はありません。</p>	<p>■誤謬の訂正に関する注記</p> <p>該当する事項はありません。</p>

## VI. 連結情報

4年度	5年度																												
<b>■連結貸借対照表に関する注記</b>	<b>■連結貸借対照表に関する注記</b>																												
<b>1. 圧縮記帳額</b> 有形固定資産の取得価格から控除している圧縮記帳額は3,248,654千円であり、その内訳は次のとおりです。	<b>1. 圧縮記帳額</b> 有形固定資産の取得価格から控除している圧縮記帳額は3,038,725千円であり、その内訳は次のとおりです。																												
建物 1,073,075千円 構築物 1,096,278千円 機械装置 1,009,358千円 車両運搬具 12,766千円 工具器具備品 50,481千円 土地 6,695千円	建物 1,073,075千円 構築物 958,088千円 機械装置 937,619千円 車両運搬具 12,766千円 工具器具備品 50,481千円 土地 6,695千円																												
<b>2. 担保に供した資産等</b> 担保に供した資産等は次のとおりです。 ・担保に供している資産 預金 4,702,400千円 ・担保資産に対応する債務 為替決済に係る債務（上限） 4,700,000千円 公金取扱に係る決済保証金 2,400千円	<b>2. 担保に供した資産等</b> 担保に供した資産等は次のとおりです。 ・担保に供している資産 預金 4,702,400千円 ・担保資産に対応する債務 為替決済に係る債務（上限） 4,700,000千円 公金取扱に係る決済保証金 2,400千円																												
<b>3. 子会社等に対する金銭債権・債務の額</b> 金銭債権の総額 74,508千円 金銭債務の総額 143,200千円	<b>3. 子会社等に対する金銭債権・債務の額</b> 金銭債権の総額 62,470千円 金銭債務の総額 200,013千円																												
<b>4. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権の額</b> 金銭債権の総額 28,981千円	<b>4. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権の額</b> 金銭債権の総額 35,400千円																												
<b>5. 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ（2）（i）から（iv）までに掲げるものの額及びその合計額</b>	<b>5. 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ（2）（i）から（iv）までに掲げるものの額及びその合計額</b>																												
単位：千円	単位：千円																												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 2px;">区 分</th> <th style="text-align: right; padding: 2px;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">破産更生債権及びこれらに準ずる債権</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">69,831</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">危険債権</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">32,448</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">要管理債権</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">-</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">三月以上延滞債権</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">-</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">貸出条件緩和債権</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">-</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"><b>合計</b></td> <td style="text-align: right; padding: 2px;"><b>102,279</b></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	金 額	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	69,831	危険債権	32,448	要管理債権	-	三月以上延滞債権	-	貸出条件緩和債権	-	<b>合計</b>	<b>102,279</b>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 2px;">区 分</th> <th style="text-align: right; padding: 2px;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">破産更生債権及びこれらに準ずる債権</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">72,603</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">危険債権</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">32,083</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">要管理債権</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">-</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">三月以上延滞債権</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">-</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">貸出条件緩和債権</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">-</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"><b>合計</b></td> <td style="text-align: right; padding: 2px;"><b>104,687</b></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	金 額	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	72,603	危険債権	32,083	要管理債権	-	三月以上延滞債権	-	貸出条件緩和債権	-	<b>合計</b>	<b>104,687</b>
区 分	金 額																												
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	69,831																												
危険債権	32,448																												
要管理債権	-																												
三月以上延滞債権	-																												
貸出条件緩和債権	-																												
<b>合計</b>	<b>102,279</b>																												
区 分	金 額																												
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	72,603																												
危険債権	32,083																												
要管理債権	-																												
三月以上延滞債権	-																												
貸出条件緩和債権	-																												
<b>合計</b>	<b>104,687</b>																												
<p>（注） 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。</p> <p>2. 危険債権 債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。</p> <p>3. 要管理債権 「4. 三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「5. 貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。</p> <p>4. 三月以上延滞債権 元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。</p> <p>5. 貸出条件緩和債権 債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。</p>																													
<p>（注） 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。</p> <p>2. 危険債権 債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。</p> <p>3. 要管理債権 「4. 三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「5. 貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。</p> <p>4. 三月以上延滞債権 元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。</p> <p>5. 貸出条件緩和債権 債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。</p>																													

4年度		5年度					
■連結損益計算書に関する注記		■連結損益計算書に関する注記					
1. 子会社等との取引高の総額		1. 子会社等との取引高の総額					
①子会社等との取引による収益総額 うち事業取引高 うち事業取引以外の取引高	51,201千円	①子会社等との取引による収益総額 うち事業取引高 うち事業取引以外の取引高	53,750千円	52,255千円 1,494千円			
	49,789千円		52,255千円				
	1,412千円		1,494千円				
②子会社等との取引による費用総額 うち事業取引高 うち事業取引以外の取引高	8,896千円 0千円 8,895千円	②子会社等との取引による費用総額 うち事業取引高 うち事業取引以外の取引高	9,087千円 1千円 9,086千円				
2. 減損会計適用による固定資産の減損損失		当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については支店ごとに、また、遊休資産及び賃貸固定資産については各固定資産をグルーピングの最小単位としています。本店及び営農関連施設については、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。また、本年度より壬生支店、藤岡支店のグルーピングを共用資産から一般資産に変更しております。					
		減損損失の兆候がある資産または資産グループについては、全て割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額との比較を行い、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る資産または資産グループについて、減損損失を認識いたしました。					
		減損損失の内訳は次のとおりです。					
区分 場 所	資産名	減損損失の認識に至った経緯	種類ごとの減損損失額(千円)		回収可能価額の算定方法		
	遊休資産 旧藤岡南直売所跡地	回収可能額が帳簿価格まで達しないため帳簿価格を回収可能額まで減額し、当事業年度減少額を減損損失として認識した。	(土地)	340	正味売却額を採用しており、その時価は、固定資産税評価額に基づき算定しています。		
	栃木市藤岡町						
合 計			340				
3. 肉用牛肥育経営安定交付金制度(牛マルキン)の生産者への損失補填事業外費用（雑損失）には、組合の過失により肉用牛肥育経営安定交付金制度（牛マルキン）の登録が漏れていたため、生産者への補填金分929千円が含まれています。							
■金融商品に関する注記		■金融商品に関する注記					
1. 金融商品の状況に関する事項		1. 金融商品の状況に関する事項					
①金融商品に対する取組方針		①金融商品に対する取組方針					
当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫へ預けているほか、国債など有価証券による運用を行っています。		当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫へ預けているほか、国債など有価証券による運用を行っています。					
②金融商品の内容及びそのリスク		②金融商品の内容及びそのリスク					
当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクにさらされています。		当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクにさらされています。					
また、有価証券は、主に債券であり、満期保有目的及びその他有価証券で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクにさらされています。		また、有価証券は、主に債券であり、満期保有目的及びその他有価証券で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクにさらされています。					

## VI. 連結情報

4年度	5年度
<p>③金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>ア. 信用リスクの管理</p> <p>当組合は、個別的重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部署を設置し各支店との連携をはかりながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先の償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上をはかるため、資産の自己査定を厳正に行ってています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化につとめています。</p>	<p>③金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>ア. 信用リスクの管理</p> <p>当組合は、個別的重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部署を設置し各支店との連携をはかりながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先の償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上をはかるため、資産の自己査定を厳正に行ってています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化につとめています。</p>
<p>イ. 市場リスクの管理</p> <p>当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益の確保及び財務の安定化をはかっています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築につとめています。</p> <p>とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買を行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。</p>	<p>イ. 市場リスクの管理</p> <p>当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益の確保及び財務の安定化をはかっています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築につとめています。</p> <p>とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買を行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。</p>
<p>(市場リスクに係る定量的情報)</p> <p>当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券及び貯金です。</p> <p>当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。</p> <p>金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.50%上昇したものと想定した場合には、経済価値が557,213千円減少するものと把握しています。</p> <p>当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。</p> <p>また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。</p>	<p>(市場リスクに係る定量的情報)</p> <p>当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券及び貯金です。</p> <p>当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。</p> <p>金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.50%上昇したものと想定した場合には、経済価値が591,692千円減少するものと把握しています。</p> <p>当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。</p> <p>また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。</p>
<p>ウ. 資金調達に係る流動性リスクの管理</p> <p>当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保につとめています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上で重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。</p>	<p>ウ. 資金調達に係る流動性リスクの管理</p> <p>当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保につとめています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上で重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。</p>
<p>④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明</p> <p>金融商品の時価（時価に代わるべきのものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>	<p>④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明</p> <p>金融商品の時価（時価に代わるべきのものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>

4年度				5年度			
2. 金融商品の時価等に関する事項				2. 金融商品の時価等に関する事項			
①金融商品の貸借対照表計上額及び時価等				①金融商品の貸借対照表計上額及び時価等			
当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。				当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。			
なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しています。				なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しています。			
(単位：千円)				(単位：千円)			
預金	貸借対照表 計上額	時価	差額	預金	貸借対照表 計上額	時価	差額
有価証券	146,419,592	146,384,634	△34,958	有価証券	144,336,018	144,262,037	△73,981
満期保有目的の債券	3,304,503	3,164,120	△140,383	満期保有目的の債券	3,303,801	3,210,620	△93,181
その他有価証券	8,944,740	8,944,740	-	その他有価証券	10,150,630	10,150,630	-
貸出金	31,905,692			貸出金	32,639,040		
貸倒引当金	△30,323			貸倒引当金	△18,749		
貸倒引当金控除後	31,875,368	32,167,488	292,119	貸倒引当金控除後	32,620,290	32,814,844	194,554
資産計	190,544,205	190,660,982	116,777	資産計	190,410,740	190,438,131	27,391
貯金	195,013,045	194,959,518	△53,526	貯金	196,227,859	196,135,181	△92,678
負債計	195,013,045	194,959,518	△53,526	負債計	196,227,859	196,135,181	△92,678
(注) 貸倒引当金は、一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金です。							
②金融商品の時価の算定方法							
ア. 資産							
a 預金							
満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap 以下OISという)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。							
b 有価証券							
債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。							
c 貸出金							
貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。							
一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。							
また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。							
イ. 負債							
a 賯金							
要求払賀金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性賀金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。							
一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。							
また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。							
イ. 負債							
a 賙金							
要求払賀金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性賀金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。							

## VI. 連結情報

4年度

③市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報に含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	10,687,051
外部出資等損失引当金	—
外部出資（引当金控除後）	10,687,051

(注) 外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号2019年7月4日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

④金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内
預金 有価証券 満期保有目的の債権 その他有価証券の うち満期があるもの 貸出金	146,419,592 200,000 — 2,470,514	— — — 1,983,743	— — 100,000 1,858,798
合計	149,090,107	1,983,743	1,958,798
	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金 有価証券 満期保有目的の債権 その他有価証券の うち満期があるもの 貸出金	— 300,000 — 1,719,536	— 300,000 — 1,600,958	— 2,500,000 9,600,000 22,186,439
合計	2,019,536	1,900,958	34,286,439

- (注) 1. 貸出金のうち当座貸越203,122千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付ローンについては「5年超」に含めています。  
 2. 三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等85,701千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内
貯金	181,564,495	8,933,842	3,567,033
	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	434,398	511,049	2,226

(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

5年度

③市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報に含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	10,671,238
外部出資等損失引当金	—
外部出資（引当金控除後）	10,671,238

(注) 外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号2019年7月4日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

④金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内
預金 有価証券 満期保有目的の債権 その他有価証券の うち満期があるもの 貸出金	144,336,018 — — 2,545,733	— — 100,000 2,020,882	— — 400,000 1,885,912
合計	146,881,752	2,120,882	2,285,912
	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金 有価証券 満期保有目的の債権 その他有価証券の うち満期があるもの 貸出金	— 400,000 — 1,756,025	— 200,000 — 1,619,729	— 2,300,000 11,000,000 22,742,504
合計	2,156,025	1,819,729	36,042,504

- (注) 1. 貸出金のうち当座貸越208,823千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付ローンについては「5年超」に含めています。  
 2. 三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等68,251千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内
貯金	185,376,651	4,144,960	5,167,129
	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	505,718	421,158	4,746

(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

4年度				5年度			
■有価証券に関する注記				■有価証券に関する注記			
1. 有価証券の時価、評価差額に関する事項				1. 有価証券の時価、評価差額に関する事項			
①満期保有目的の債券で時価のあるもの				①満期保有目的の債券で時価のあるもの			
満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。				満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。			
(単位：千円)							
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	社 債	貸借対照表計上額	時 価	差 額	時価が貸借対照表計上額を超えるもの	社 債	貸借対照表計上額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	社 債	200,379	200,480	100	時価が貸借対照表計上額を超えるもの	社 債	800,000
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	社 債	3,104,124	2,693,640	△140,484	時価が貸借対照表計上額を超えないもの	社 債	2,503,801
合 計		3,304,503	3,164,120	△140,383	合 計		3,303,801
(単位：千円)				(単位：千円)			
②その他有価証券で時価のあるもの				②その他有価証券で時価のあるもの			
その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。				その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。			
(単位：千円)							
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	国 債	取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	差額	貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	国 債	取得原価又は償却原価
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	国 債	285,396	285,420	23	貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	国 債	97,490
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	社 債	9,060,172	8,368,190	△691,982	社 債	100,000	
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	社 債	302,400	291,130	△11,270	小 計	197,490	
合 計	小 計	9,362,572	8,659,320	△703,252	合 計	200,410	
合 計		9,647,969	8,944,740	△703,229	合 計		
なお、上記差額合計を「その他有価証券評価差額金」に計上しています。				なお、上記差額合計を「その他有価証券評価差額金」に計上しています。			

## VI. 連結情報

4年度	5年度
<b>■退職給付に関する注記</b>	<b>■退職給付に関する注記</b>
<b>1. 退職給付債務の内容</b>	<b>1. 退職給付債務の内容</b>
①採用している退職金制度	①採用している退職金制度
職員の退職給付金に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づく退職給付の一部に充てるため、一般財団法人全国農林漁業団体共済会との契約による特定退職金共済制度を採用しています。	職員の退職給付金に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づく退職給付の一部に充てるため、一般財団法人全国農林漁業団体共済会との契約による特定退職金共済制度を採用しています。
なお、下記の他、一般財団法人全国農林漁業団体共済会に退職給付が900,681千円あり、今年度、退職給付掛金71,661千円を福利厚生費に計上しています。	なお、下記の他、一般財団法人全国農林漁業団体共済会に退職給付が929,740千円あり、今年度、退職給付掛金71,743千円を福利厚生費に計上しています。
<b>②退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表</b>	<b>②退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表</b>
期首における退職給付債務 1,509,927千円	期首における退職給付債務 1,439,859千円
勤務費用 42,379千円	勤務費用 35,533千円
利息費用 7,202千円	利息費用 13,290千円
数理計算上の差異の発生額 △88,114千円	数理計算上の差異の発生額 △13,430千円
退職給付の支払額 △31,535千円	退職給付の支払額 △34,017千円
期末における退職給付債務 1,439,859千円	期末における退職給付債務 1,441,235千円
<b>③退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表</b>	<b>③退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表</b>
退職給付債務 1,439,859千円	退職給付債務 1,441,235千円
未認識数理計算上の差異 △93,263千円	未認識数理計算上の差異 110,403千円
貸借対照表計上額純額 1,533,122千円	貸借対照表計上額純額 1,551,638千円
退職給付引当金 1,533,122千円	退職給付引当金 1,551,638千円
<b>④退職給付費用及びその内訳項目の金額</b>	<b>④退職給付費用及びその内訳項目の金額</b>
勤務費用 42,379千円	勤務費用 35,533千円
利息費用 7,202千円	利息費用 13,290千円
数理計算上の差異の費用処理額 10,493千円	数理計算上の差異の費用処理額 3,711千円
合計 60,074千円	小計 52,534千円
臨時に支払った退職金 330千円	合計 52,864千円
<b>⑤割引率に関する事項</b>	<b>⑤割引率に関する事項</b>
割引率 0.923%	割引率 1.096%
子会社：採用している退職給付制度・・・簡便法により行っています。	子会社：採用している退職給付制度・・・簡便法により行っています。
<b>2. 特例業務負担金</b>	<b>2. 特例業務負担金</b>
人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合をはかるための農林漁業団体共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金24,435千円を含めて計上しています。	人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合をはかるための農林漁業団体共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金25,029千円を含めて計上しています。
なお、同組合より示された令和4年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、257,625千円となっています。	なお、同組合より示された令和5年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、222,058千円となっています。

4年度	5年度
<b>■税効果会計に関する注記</b>	<b>■税効果会計に関する注記</b>
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳 ①繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳 ①繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
繰延税金資産 賞与引当金 33,729千円 未払事業税 6,369千円 退職給付引当金 424,674千円 減損損失 59,934千円 貸付利息未計上 20,078千円 棚卸宅地未計上 19,589千円 役員退任給与引当金 9,175千円 その他有価証券差額金 194,794千円 その他 26,792千円 繰延税金資産小計 795,139千円 評価性引当額 △291,612千円 繰延税金資産合計 (a) 503,527千円	繰延税金資産 賞与引当金 20,918千円 未払事業税 1,731千円 退職給付引当金 429,803千円 減損損失 58,800千円 貸付利息未計上 15,053千円 棚卸宅地未計上 19,589千円 役員退任給与引当金 12,383千円 その他有価証券差額金 241,621千円 その他 24,246千円 繰延税金資産小計 824,148千円 評価性引当額 △330,359千円 繰延税金資産合計 (a) 493,789千円
繰延税金負債 全農外部出資評価益(合併交付金) △4,776千円 資産除去債務 △1,555千円 繰延税金負債合計 (b) △6,331千円 繰延税金資産の純額 (a + b) 497,195千円	繰延税金負債 全農外部出資評価益(合併交付金) △4,776千円 資産除去債務 △1,486千円 繰延税金負債合計 (b) △6,263千円 繰延税金資産の純額 (a + b) 487,526千円
②法定実効税率と法人税等の負担率との間の重要な差異の主な内訳 法定実効税率 27.7% (調整) 交際費等永久に損金に算入できない項目 0.6% 受取配当金等永久に益金に算入できない項目 △6.5% 住民税均等割等 0.8% 評価性引当額の増減 0.5% その他 △0.2% 税効果会計適用後の法人税等の負担率 22.9%	②法定実効税率と法人税等の負担率との間の重要な差異の主な内訳 法定実効税率 27.7% (調整) 交際費等永久に損金に算入できない項目 1.4% 受取配当金等永久に益金に算入できない項目 △10.3% 住民税均等割等 1.3% 評価性引当額の増減 △3.3% 法人税の税額控除 △1.5% その他 △0.5% 税効果会計適用後の法人税等の負担率 14.8%
<b>■賃貸等不動産に関する注記</b>	<b>■賃貸等不動産に関する注記</b>
注記すべき事項はありません。	注記すべき事項はありません。
<b>■合併に関する注記</b>	<b>■合併に関する注記</b>
該当する事項はありません。	該当する事項はありません。
<b>■新設分割に関する注記</b>	<b>■新設分割に関する注記</b>
該当する事項はありません。	該当する事項はありません。
<b>■重要な後発事象に関する注記</b>	<b>■重要な後発事象に関する注記</b>
該当する事項はありません。	該当する事項はありません。
<b>■収益認識に関する注記</b>	<b>■収益認識に関する注記</b>
「重要な会計方針に係る事項に関する注記 4. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。	「重要な会計方針に係る事項に関する注記 4. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

## VI. 連結情報

4年度		5年度																
■ その他の注記																		
1. 貸借対照表に計上している資産除去債務		1. 貸借対照表に計上している資産除去債務																
①当該資産除去債務の概要		①当該資産除去債務の概要																
当組合の栃木西支店、大平地区営農経済センターは、設置の際に土地所有者との事業用定期借地権契約や不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了による原状回復義務に関し資産除去債務を計上しています。また、藤岡地区営農経済センター兼藤岡支店、本店別館（営農経済部）の一部に使用されている有害物質を除去する義務に関しても資産除去債務を計上しています。		当組合の栃木西支店、大平地区営農経済センターは、設置の際に土地所有者との事業用定期借地権契約や不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了による原状回復義務に関し資産除去債務を計上しています。また、藤岡地区営農経済センター兼藤岡支店、本店別館（営農経済部）の一部に使用されている有害物質を除去する義務に関しても資産除去債務を計上しています。																
②当該資産除去債務の金額の算定方法		②当該資産除去債務の金額の算定方法																
資産除去債務の見積もりにあたり、栃木西支店について、支出までの見込期間は38年、割引率は1.3%を採用し、藤岡地区営農経済センター兼藤岡支店の一部について、支出までの見込期間は40年、割引率は2.2%を採用しています。		資産除去債務の見積もりにあたり、栃木西支店について、支出までの見込期間は38年、割引率は1.3%を採用し、藤岡地区営農経済センター兼藤岡支店の一部について、支出までの見込期間は40年、割引率は2.2%を採用しています。																
大平地区営農経済センターについては、過去に減損処理を行ったため、また、本店別館（営農経済部）については、取得時の評価額がないため、撤去額の全額を見積もりています。		大平地区営農経済センターについては、過去に減損処理を行ったため、また、本店別館（営農経済部）については、取得時の評価額がないため、撤去額の全額を見積もりています。																
③当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減		③当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減																
期首残高 27,717千円		期首残高 27,871千円																
時の経過による調整額 154千円		時の経過による調整額 156千円																
期末残高 27,871千円		期末残高 28,027千円																
2. 貸借対照表に計上している以外の資産除去債務		2. 貸借対照表に計上している以外の資産除去債務																
当組合は、下記に関して、不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、下記は当組合が事業を継続する上で必須の施設であり、現時点では除去は想定していません。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積もることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。		当組合は、下記に関して、不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、下記は当組合が事業を継続する上で必須の施設であり、現時点では除去は想定していません。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積もることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>使用目的</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>集荷所</td> <td>栃木地区青果物集荷所敷地 他3ヵ所</td> <td>栃木市大宮町 他</td> </tr> <tr> <td>事務所</td> <td>壬生地区センター兼支店敷地 他8ヵ所</td> <td>下都賀郡壬生町 他</td> </tr> <tr> <td>倉庫</td> <td>藤岡地区大前倉庫敷地 他3ヵ所</td> <td>栃木市藤岡町 他</td> </tr> </tbody> </table>				種別	使用目的	所在地	集荷所	栃木地区青果物集荷所敷地 他3ヵ所	栃木市大宮町 他	事務所	壬生地区センター兼支店敷地 他8ヵ所	下都賀郡壬生町 他	倉庫	藤岡地区大前倉庫敷地 他3ヵ所	栃木市藤岡町 他			
種別	使用目的	所在地																
集荷所	栃木地区青果物集荷所敷地 他3ヵ所	栃木市大宮町 他																
事務所	壬生地区センター兼支店敷地 他8ヵ所	下都賀郡壬生町 他																
倉庫	藤岡地区大前倉庫敷地 他3ヵ所	栃木市藤岡町 他																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>使用目的</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>集荷所</td> <td>栃木地区青果物集荷所敷地 他8ヵ所</td> <td>栃木市大宮町 他</td> </tr> <tr> <td>共乾施設</td> <td>栃木地区ライスセンター敷地 他2ヵ所</td> <td>栃木市大宮町 他</td> </tr> <tr> <td>事務所</td> <td>壬生地区センター兼支店敷地 他7ヵ所</td> <td>下都賀郡壬生町 他</td> </tr> <tr> <td>倉庫</td> <td>国府中央倉庫敷地 他8ヵ所</td> <td>栃木市惣社町 他</td> </tr> </tbody> </table>				種別	使用目的	所在地	集荷所	栃木地区青果物集荷所敷地 他8ヵ所	栃木市大宮町 他	共乾施設	栃木地区ライスセンター敷地 他2ヵ所	栃木市大宮町 他	事務所	壬生地区センター兼支店敷地 他7ヵ所	下都賀郡壬生町 他	倉庫	国府中央倉庫敷地 他8ヵ所	栃木市惣社町 他
種別	使用目的	所在地																
集荷所	栃木地区青果物集荷所敷地 他8ヵ所	栃木市大宮町 他																
共乾施設	栃木地区ライスセンター敷地 他2ヵ所	栃木市大宮町 他																
事務所	壬生地区センター兼支店敷地 他7ヵ所	下都賀郡壬生町 他																
倉庫	国府中央倉庫敷地 他8ヵ所	栃木市惣社町 他																

### (9) 連結剰余金計算書

科 目	4年度	5年度	(単位：千円)
(資本剰余金の部)			
1 資本剰余金期首残高	7,095	7,095	
2 資本剰余金増加高	-	-	
3 資本剰余金減少高	-	-	
4 資本剰余金期末残高	7,095	7,095	
(利益剰余金の部)			
1 利益剰余金期首残高	10,457,276	10,761,757	
2 利益剰余金増加高	324,253	230,806	
当期剰余金	324,253	230,806	
3 利益剰余金減少高	19,772	19,608	
配当金	19,772	19,608	
4 利益剰余金期末残高	10,761,757	10,972,955	

(10) 財務諸表（連結財務諸表を含む）の正確性等にかかる確認

## 確 認 書

- 1 私は、当JAの令和5年3月1日から令和6年2月29日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表（連結財務諸表を含む）作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
- 2 この確認を行うに当たり、財務諸表（連結財務諸表を含む）が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
  - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
  - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
  - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に附議・報告されております。

令和6年6月20日

下野農業協同組合  
代表理事組合長 長 昌光

## VI. 連結情報

### (12) 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況

(単位：百万円)

債権区分		債権額	保全額				(参考) 購買未収金
			担保	保証	引当	合計	
破産更生債権 及びこれらに準ずる債権 (A)	4年度	69	39	-	30	69	9
	5年度	72	35	20	17	72	9
危険債権 (B)	4年度	32	-	32	-	32	1
	5年度	32	0	31	-	32	1
要管理債権 (C)	4年度	-	-	-	-	-	-
	5年度	-	-	-	-	-	-
三月以上延滞債権	4年度	-	-	-	-	-	-
	5年度	-	-	-	-	-	-
貸出条件緩和債権	4年度	-	-	-	-	-	-
	5年度	-	-	-	-	-	-
小計 (D=A+B+C)	4年度	102	39	32	30	102	11
	5年度	104	36	51	17	104	10
正常債権 (E)	4年度	31,844					1,702
	5年度	32,576					1,501
合計 (D+E)	4年度	31,946					1,713
	5年度	32,680					1,512

### (13) 連結事業年度の事業別経常収益等

(単位：百万円)

区分	項目	4年度	5年度
信用事業	経常収益	1,223	1,220
	経常利益	441	430
	資産の額	202,063	201,679
共済事業	経常収益	724	692
	経常利益	166	116
	資産の額	2,635	2,627
農業関連事業	経常収益	4,590	4,652
	経常利益	63	65
	資産の額	5,523	6,478
生活その他事業	経常収益	327	301
	経常利益	△55	△83
	資産の額	599	605
営農指導事業	経常収益	188	235
	経常利益	△221	△211
	資産の額	215	233
計	経常収益	7,054	7,102
	経常利益	393	316
	資産の額	211,038	211,625

## 2. 連結自己資本の充実の状況

### ◇連結自己資本比率の状況

令和6年2月末における連結自己資本比率は、15.60%（前年度15.43%）となりました。

連結自己資本比率は、組合員の普通出資1,970百万円（前年度1,982百万円）によっています。なお、全額コア資本に係る基礎項目に算入しております。

当連結グループでは、適正なプロセスにより連結自己資本比率を正確に算出し、JAを中心に信用リスクやオペレーション・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

### (1) 連結自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

項目	4年度	5年度
コア資本にかかる基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	12,717	12,916
うち、出資金及び資本剰余金の額	1,989	1,977
うち、再評価積立金の額	–	–
うち、利益剰余金の額	10,761	10,972
うち、外部流出予定額 (△)	19	19
うち、上記以外に該当するものの額	△14	△14
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	1	1
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	1	1
うち、適格引当金コア資本算入額	–	–
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	–	–
うち、回転出資金の額	–	–
うち、上記以外に該当するものの額	–	–
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	–	–
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	–	–
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	12,719	12,918
コア資本にかかる調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るもの）の額の合計額	1	1
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む）の額	–	–
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	1	1
繰延税金資産（一時差異に係るもの）の額	–	–
適格引当金不足額	–	–
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	–	–
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	–	–
前払年金費用の額	–	–
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	–	–
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	–	–
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	–	–
特定項目に係る10パーセント基準超過額	–	–
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	–	–
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	–	–
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	–	–
特定項目に係る15パーセント基準超過額	–	–
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	–	–
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	–	–
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	–	–
コア資本にかかる調整項目の額 (口)	1	1
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (口)) (ハ)	12,717	12,917

## VI. 連結情報

項目	4年度	5年度
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	75,937	76,420
資産（オン・バランス（項目）	75,937	76,420
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、無形固定資産（のれんおよびモーゲージ・サービス・ライツに係るものを除く）	—	—
うち、繰延税金資産	—	—
うち、前払年金費用	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポートージャー	—	—
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るもの額	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーションル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	6,480	6,353
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーションル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額（二）	82,418	82,774
連結自己資本比率		
連結自己資本比率（（ハ）／（二））	15.43%	15.60%

(注)

1. 連結自己資本比率は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しています。
2. 当連結グループは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーションル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。
3. 当連結グループが有するすべての自己資本とリスクを対比して、連結自己資本比率を計算しています。

## (2) 連結自己資本の充実度に関する事項

### ■信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

項目	4年度			5年度		
	エクスポートジャー の期末残高	リスク アセット等 a	所要自己資本額 $b = a \times 4\%$	エクスポートジャー の期末残高	リスク アセット等 a	所要自己資本額 $b = a \times 4\%$
現金	949	—	—	923	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	9,363	—	—	10,743	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	2,423	—	—	2,139	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機関向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	147,056	29,411	1,176	144,970	28,994	1,159
法人等向け	4,132	2,264	90	4,089	2,132	85
中小企業等向け及び個人向け	3,076	1,561	62	3,340	1,713	68
抵当権付住宅ローン	131	44	1	176	56	2
不動産取得等事業向け	2,505	2,485	99	2,762	2,742	109
三月以上延滞等	80	44	1	64	40	1
取立未済手形	20	4	0	16	3	0
信用保証協会等保証付	21,476	2,132	85	22,172	2,202	88
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
共済約款貸付	—	—	—	—	—	—
出資等	793	793	31	813	813	32
(うち出資等のエクスポートジャー)	793	793	31	813	813	32
(うち重要な出資のエクスポートジャー)	—	—	—	—	—	—
上記以外	19,772	37,195	1,487	20,311	37,722	1,508
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段 のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関 連調達手段に該当するもの以外のものに係るエ クスポートジャー)	—	—	—	—	—	—
(うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会 の対象普通出資等に係るエクスポートジャー)	11,129	27,823	1,112	11,129	27,824	1,112
(うち特定項目のうち調整項目に算入されな い部分に係るエクスポートジャー)	497	1,244	49	488	1,220	48
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える 議決権を保有している他の金融機関等に係るそ の他外部TLAC関連調達手段に関するエクス ポートジャー)	—	—	—	—	—	—
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える 議決権を保有していない他の金融機関等に係るそ の他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額 を上回る部分に係るエクスポートジャー)	—	—	—	—	—	—
(うち上記以外のエクスポートジャー)	8,144	8,126	325	8,694	8,677	347
証券化	—	—	—	—	—	—
(うちSTC要件適用分)	—	—	—	—	—	—
(うち非STC適用分)	—	—	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクス ポートジャー	—	—	—	—	—	—
(うちルックスルー方式)	—	—	—	—	—	—
(うちマンデート方式)	—	—	—	—	—	—
(うち蓋然性方式250%)	—	—	—	—	—	—
(うち蓋然性方式400%)	—	—	—	—	—	—
(うちフォールバック方式)	—	—	—	—	—	—

## VI. 連結情報

	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	-	-	-	-	-	-
	他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポートジャヤーに係る経過処置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	-	-	-	-	-	-
	<b>標準的手法を適用するエクスポートジャヤー別計</b>	211,780	75,937	3,037	212,524	76,420	3,056
	CVAリスク相当額÷8%	-	-	-	-	-	-
	中央清算機関連工エクスポートジャヤー	-	-	-	-	-	-
	<b>信用リスク・アセットの額の合計額</b>	211,780	75,937	3,037	212,524	76,420	3,056
オペレーション・リスクに対する所要自己資本の額 <基礎的手法>	オペレーション・リスク相当額を8%で除して得た額	所要自己資本額	オペレーション・リスク相当額を8%で除して得た額	所要自己資本額			
	a	b=a×4%	a	b=a×4%			
	6,480	259	6,353	254			
	<b>所要自己資本額計</b>	リスク・アセット等(分母)計	所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)計	所要自己資本額		
	a	b=a×4%	a	b=a×4%			
	82,418	3,296	82,774	3,310			

- 注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポートジャヤーの種類ごとに記載しています。  
 2. 「エクスポートジャヤー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。  
 3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポートジャヤー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポートジャヤーのことです。  
 4. 「出資等」とは、出資等エクスポートジャヤー、重要な出資のエクスポートジャヤーが該当します。  
 5. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額及び調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。  
 6. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。  
 7. オペレーション・リスク相当額の算出にあたって、当JAでは基礎的手法を採用しています。  
     <オペレーション・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）>  
     （粗利益（正の値の場合に限る）×15%）の直近3年間の合計額÷直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数÷8%

### (3) 信用リスクに関する事項

#### ① リスク管理の方針及び手続きの概要

当連結グループでは、JA以外で与信を行っていないため、連結グループにおける信用リスク管理の方針及び手続等は定めていません。JAの信用リスク管理の方針及び手続等の具体的な内容は、単体の開示内容（P.9）をご参照下さい。

#### ② 標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウエイトの判定にあたり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウエイトの判定にあたり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター（R & I）
株式会社日本格付研究所（J C R）
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（M o o d y ' s ）
S & Pグローバル・レーティング（S & P）
フィッチレーティングスリミテッド（F i t c h）

(注) 「リスク・ウエイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポートレーラー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポートレーラー		日本貿易保険
法人等向けエクスポートレーラー（長期）	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポートレーラー（短期）	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

### ③信用リスクに関するエクスポートレーラー（地域別、業種別、残存期間別）及び三月以上延滞エクスポートレーラーの期末残高

(単位：百万円)

項目	4年度			5年度			三月以上延滞 エクス ポートレーラー	
	信用リスクに関するエクスポートレーラーの期末残高		三月以上延滞 エクス ポートレーラー	信用リスクに関するエクスポートレーラーの期末残高		三月以上延滞 エクス ポートレーラー		
	計	うち貸出金等		うち債券	計	うち貸出金等		
農業	137	137	—	—	213	193	—	
林業	—	—	—	—	—	—	—	
水産業	—	—	—	—	—	—	—	
製造業	227	26	200	—	24	24	—	
鉱業	—	—	—	—	—	—	—	
建設・不動産業	5	5	—	—	4	4	—	
電気・ガス・熱供給・水道業	2,408	—	2,408	—	2,408	—	2,408	
運輸・通信業	200	—	200	—	200	—	200	
金融・保険業	159,023	1,251	400	—	157,034	1,252	500	
卸売・小売・飲食・サービス業	1,285	508	400	—	1,358	482	500	
日本国政府・地方公共団体	11,786	2,415	9,363	—	12,883	2,130	10,743	
上記以外	23	23	—	—	17	17	—	
個人	27,575	27,572	—	73	28,572	28,572	—	
その他	9,106	—	—	—	9,807	—	—	
業種別残高計	211,780	31,942	12,974	73	212,524	32,676	14,352	
1年以下	147,636	367	200	145,354	370	—	—	
1年超3年以下	779	679	100	1,150	649	500	—	
3年超5年以下	1,675	1,074	600	1,667	1,066	600	—	
5年超7年以下	3,209	3,008	200	4,420	3,419	1,001	—	
7年超10年以下	4,374	2,373	2,001	2,884	1,884	1,000	—	
10年超	33,696	23,825	9,870	35,880	24,630	11,250	—	
期限の定めのないもの	20,409	612	—	21,166	655	—	—	
残存期間別残高計	211,780	31,942	12,974	212,524	32,676	14,352	—	

- (注) 1. 当組合は、国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、信用リスクに関するエクスポートレーラーは国内のみとなります。
2. 信用リスクに関するエクスポートレーラーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、証券化エクスポートレーラーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
3. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポートレーラーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲で利用者の請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
4. 「三月以上延滞エクスポートレーラー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポートレーラーをいいます。

## VI. 連結情報

### ④貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区分	4年度					5年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的 使用	その他				目的 使用	その他	
一般貸倒引当金	2	1	-	2	1	1	1	-	1	1
個別貸倒引当金	44	39	-	44	39	39	27	7	32	27

### ⑤業種別の個別貸倒引当金の期末残高及び期中増減額及び貸出金償却額

(単位：百万円)

項目	4年度						5年度					
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却
			目的 使用	その他					目的 使用	その他		
農業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建設・不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
卸売・小売・飲食・サービス業	2	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個人	41	39	-	41	39	-	39	27	7	32	27	0

(注) 個別貸倒引当金には外部出資等損失引当金を含めています。

当JAでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。

⑥信用リスク削減効果勘案後の残高及び自己資本控除額及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位：百万円)

信用リスク削減効果勘案後残高	4年度			5年度		
	格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
リスク・ウェイト 0%	—	13,470	13,470	—	14,506	14,506
リスク・ウェイト 2%	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイト 4%	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイト 10%	—	21,325	21,325	—	22,027	22,027
リスク・ウェイト 20%	200	147,697	147,897	500	145,742	146,243
リスク・ウェイト 35%	—	126	126	—	162	162
リスク・ウェイト 50%	3,410	24	3,435	3,109	15	3,124
リスク・ウェイト 75%	—	1,918	1,918	—	2,084	2,084
リスク・ウェイト 100%	—	11,969	11,969	—	12,750	12,750
リスク・ウェイト 150%	—	10	10	—	7	7
リスク・ウェイト 250%	—	11,627	11,627	—	11,617	11,617
その他	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイト1250%を適用する残高	—	—	—	—	—	—
合 計	3,610	208,169	211,780	3,609	208,915	212,524

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポートジャヤーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、証券化エクスポートジャヤーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。  
 2. 「格付あり」にはエクスポートジャヤーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポートジャヤーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。  
 3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポートジャヤーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。  
 4. 「リスク・ウェイト1250%を適用する残高」には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポートジャヤーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポートジャヤーがあります。

## VI. 連結情報

### (4) 信用リスク削減手法に関する事項

#### ①信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結自己資本比率の算出にあって、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」において定めています。信用リスク削減手法の適用及び管理方針、手続は、JAのリスク管理の方針及び手続に準じて行っています。JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的な内容は、単体の開示内容（P.9）をご参照下さい。

#### ②信用リスク削減手法が適用されたエクスポートージャーの額

(単位：百万円)

区分	4年度		5年度	
	適格金融資産担保	保証	適格金融資産担保	保証
地方公共団体金融機関向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け	—	—	—	—
法人等向け	—	—	—	—
中小企業等向け及び個人向け	16	615	17	750
抵当権付住宅ローン	—	—	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—
三月以上延滞等	—	—	—	—
中央清算機関連	—	—	—	—
上記以外	0	5	—	4
合計	17	621	17	755

- (注) 1. 「エクスポートージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。  
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポートージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%以上になったエクスポートージャーのことです。  
3. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・固定資産等が含まれます。

### (5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

### (6) 証券化工エクスポートージャーに関する事項

該当する取引はありません。

### (7) オペレーション・リスクに関する事項

#### オペレーション・リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかるオペレーション・リスク管理は、子会社においてはJAのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。また、関連会社については、これらに準じたリスク管理態勢を構築しています。JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的な内容は、単体の開示内容（P.9, P.10）の「リスク管理の状況」の事務リスク、システムリスク、法務リスク管理を総合してオペレーション・リスクとして管理しています。

## (8) 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

### ① 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかる出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理は、子会社においてはJAのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。また、関連会社についても、子会社に準じたリスク管理体制を構築しています。JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的な内容は、単体の開示内容(P.80)をご参照ください。

### ② 出資その他これに類するエクspoージャーの連結貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

項目	4年度		5年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	—	—	—	—
非上場	10,670	10,670	10,670	10,670
合計	10,670	10,670	10,670	10,670

(注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

### ③ 出資その他これに類するエクspoージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

4年度			5年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
—	—	—	—	—	—

④ 連結貸借対照表で認識され、連結損益計算書で認識されない評価損益の額 (保有区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位：百万円)

4年度		5年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

⑤ 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額 (子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位：百万円)

4年度		5年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

## (9) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクspoージャーに関する事項

(単位：百万円)

項目	4年度	5年度
ルックスルーワイドを適用するエクspoージャー	—	—
マンデート方式を適用するエクspoージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクspoージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクspoージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクspoージャー	—	—

## VI. 連結情報

### (10) 金利リスクに関する事項

#### ①金利リスクの算定手法の概要

連結グループの金利リスクの算定手法は、JAの金利リスクの算定手法に準じた方法により行っています。JAの金利リスクの算定手法は、単体の開示内容（P.81）をご参照ください。

#### ②金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク		イ	ロ	ハ	ニ
項目番号		△EVE		△NII	
		前期末	当期末	前期末	当期末
1	上方パラレルシフト	1,283	1,331	96	137
2	下方パラレルシフト	△1,946	△1,976	5	△1
3	ステイープ化	1,553	1,565		
4	フラット化	△1,154	△1,168		
5	短期金利上昇	△171	△156		
6	短期金利低下	173	241		
7	最大値	1,553	1,565	96	137
△		ホ		ヘ	
		前期末		当期末	
8	自己資本の額	12,717		12,917	

- 「△EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。
- 「△NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。
- 「上方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- 「下方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。
- 「ステイープ化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- 「フラット化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- 「短期金利上昇」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- 「短期金利低下」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

## VII. 役職員の報酬等

### ■役員

#### 1. 対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は、理事及び監事をいいます。

#### 2. 役員報酬等の支払総額及び支払い方法について

令和5年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。なお、報酬は所定日に指定口座への振り込みにより支払っています。

(単位：千円)

区分	当期中の報酬等支払額	総代会で定められた報酬等限度
理事	56,422	56,422
監事	13,060	13,060
合計	69,482	69,482

(注) 対象役員は、理事28名、監事6名です。(期中に退任した者を含む)

#### 3. 対象役員の報酬等の決定について

役員報酬は、理事及び監事の別に各役員に支払う報酬総額の最高限度額を総代会において決定し、その範囲内において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬については監事の協議によって決定しています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっておりません。

#### 4. 役員退任給与金の支払いについて

当組合では役員退任給与金積立・支給規程に基づき、役員退任給与金を支払うこととしています。役員退任給与金については、役員報酬に役員在職年数に応じた係数を乗じて算定し、総代会において理事及び監事の別に各役員に支払う退任給与金の総額の承認を受けたあと、理事については理事会、監事については監事会において各人別の支払額と支払時期・方法を決定し、指定口座への振り込みにより支払っています。令和5年度における支給額は0円、支払に備えた引当金繰入額は11,580,480円です。

### ■職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等」の範囲は、当JAの職員及び当JAの連結子法人等の役職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受けるもののうち、当JAの業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和5年度において、該当する者はいません。

(注) 1. 職員等には期中に退任・退職した者も含めてあります。

(注) 2. 「連結子法人等」とは、当JAの連結子法人等のうち、当JAの連結総資産に対して3%以上の資産を有する会社等をいいます。

(注) 3. 同等額は令和元年度に当JAの常勤役員に支払った報酬額等の平均額としております。

### ■その他

当JAの対象役員及び職員の報酬等については、上記の開示のとおり過度なリスクテークを惹起するおそれのある要素はありません。



 下野農業協同組合

栃木県栃木市片柳町2丁目1番44号  
TEL: 0282-24-1180  
<http://www.ja-shimotsuke.or.jp/>